

多彩で豊かな緑と水を守り
未来へつなげるまち 習志野

習志野市 緑の基本計画

令和8（2026）年度～令和27（2045）年度



令和8年3月
習志野市

表紙の写真について

ごーまる
ローズ・50ならしの



平成16年度、市制施行50周年を記念して習志野市だけのバラ

「ローズ・50ならしの」

が誕生いたしました。

このバラの特徴は、花径は13cmと大輪系でその鮮明に輝くオレンジ色は、他には例のない非常にインパクトのあるすばらしい花色です。

「夢」・「希望」をイメージしております。

はじめに

目次

序章 はじめに

1. 緑の基本計画とは	9
2. 計画策定の方針(見直しの視点)	14
3. 計画の構成	15
4. 緑の役割	16

第1章 緑の現況と課題

1. 習志野市の概況	19
2. 緑の変遷	21
3. 緑の現況量	22
4. 緑の評価	23
5. 緑に関する活動	30
6. 緑に関する課題	35

第2章 計画の基本目標

1. 基本理念	43
2. 緑の将来像	44
3. 基本方針	46
4. 施策の推進方向	47

第3章 緑地の確保目標

1. 計画のフレーム	51
2. 計画の目標	52

第4章 緑地の配置方針

1. 環境保全系統の緑地の配置方針	57
2. レクリエーション系統の緑地の配置方針	59
3. 防災系統の緑地の配置方針	61
4. 景観形成系統の緑地の配置方針	63
5. 総合的な緑地の配置方針	65

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 緑地の保全及び緑化の施策	71
2. 施策の推進方針	90

第6章 保全配慮地区・緑化重点地区

1. 保全配慮地区	99
2. 緑化重点地区	106

第7章 地区別の計画

1. 谷津・向山地区	115
2. 藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区	116
3. 大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区	117
4. 実花・東習志野・実籾・新栄地区	118
5. 袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区	119
6. 地区別の施策の展開のまとめ	120

参考資料

参考-1. 用語の解説	127
参考-2. 策定の経過	137
参考-3. 習志野市環境審議会委員名簿	138

本文中の*印は、参考資料の「用語の解説」に説明を掲載した語句の初出箇所を示しています。

序章 はじめに

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画の基本的事項

① 緑の基本計画とは

緑の基本計画*は、都市緑地法*第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が地域の自然的、社会的条件等を十分勘案しつつ、創意工夫のもとに長期的な観点に立って策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本市において、緑地の保全や緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、将来像とその実現のための施策等を定めるものであり、また、将来像を市民や事業者等と共有し、施策展開の方向性を示すことで、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、well-being*（幸福度）が実感できる緑豊かな都市の実現に向けて、協働*による緑のまちづくりを推進していくものです。

② 計画策定の目的

本市では、平成19（2007）年3月に公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策を取りまとめた「習志野市緑の基本計画」（以下、「当初計画」）を策定し、緑の保全・創出・育成に取り組んできました。

計画策定から8年後の平成26（2014）年度には、地球温暖化問題や少子高齢化の進行等の社会情勢の変化、東日本大震災の発生等を踏まえ計画の改訂を行いました。

その後、平成29（2017）年から平成30（2018）年にかけて、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律が改正されたことや、新たなまちづくりに向けた市街地開発等、本市を取り巻く緑の環境の変化を踏まえ、改めて緑の現況量を把握・解析し、新たな目標を設定することを目的として、令和4（2022）年度に計画の第2次改訂を行いました。

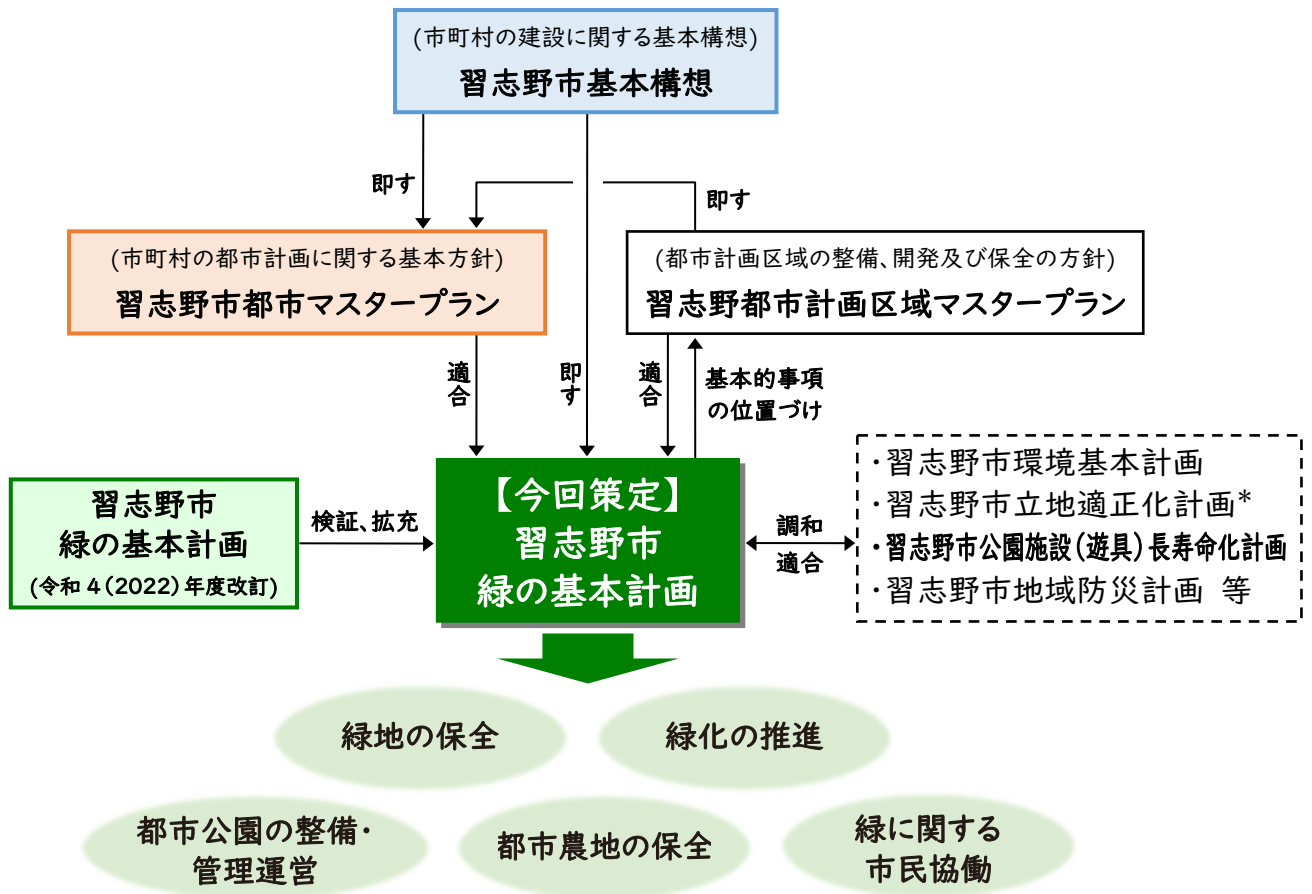
令和6（2024）年には、気候変動対策や生物多様性*の確保、well-being（幸福度）の向上等の課題解決に向けて、都市緑地法等の一部が改正されるとともに、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針*）が定められました。

こうした国の取組みが進められる中、令和7（2025）年には当初計画の最終年度を迎えることから、今後も引き続き、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開し、市民が身近な自然や緑にふれあい、生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進するため、新たな緑のまちづくりの将来像や目標指標の設定、その実現のための施策の見直し等、新たな計画期間をもつ緑の基本計画の策定を行います。

③ 計画の位置づけ

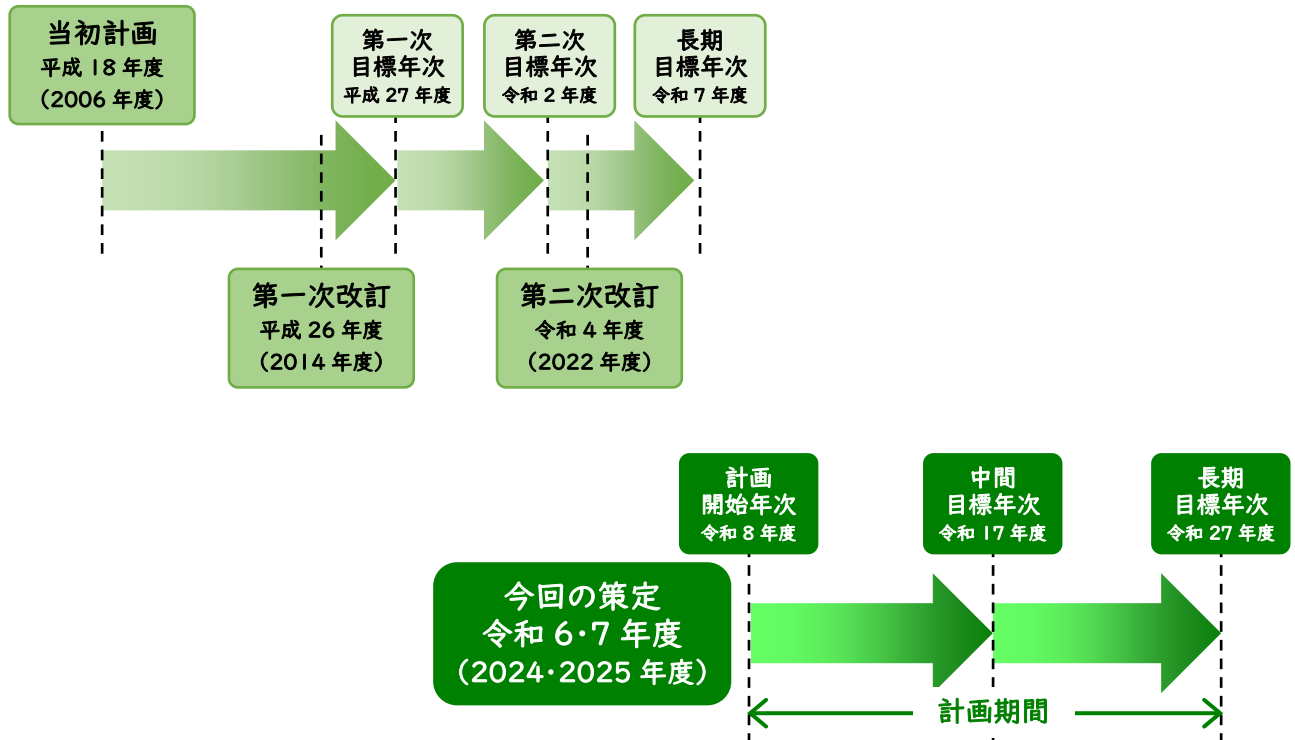
緑の基本計画は、「市町村の建設に関する基本構想」に即し、「市町村の都市計画に関する基本方針*」に適合することが必要であり、この結果、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」とも整合が図られることとなります。また、環境基本法*に基づく「環境基本計画」等とも調和を保つこととされています。

また、令和 6 (2024) 年 12 月に策定された、国の「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」（緑の基本方針）に基づくとともに、都道府県による「緑の広域計画*」が定められている場合は、当該広域計画も勘案することとされています。



④ 計画期間、目標年次

新たな計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度の20年間とし、中間目標年次は令和17(2035)年度、長期目標年次は令和27(2045)年度とします。上位計画である習志野市基本構想の最終年度の令和23(2041)年度には、必要に応じて計画の見直しを行います。



⑤ 計画対象区域

計画の対象区域は習志野市全域とします。

⑥ 本計画の対象となる緑

● 緑とは

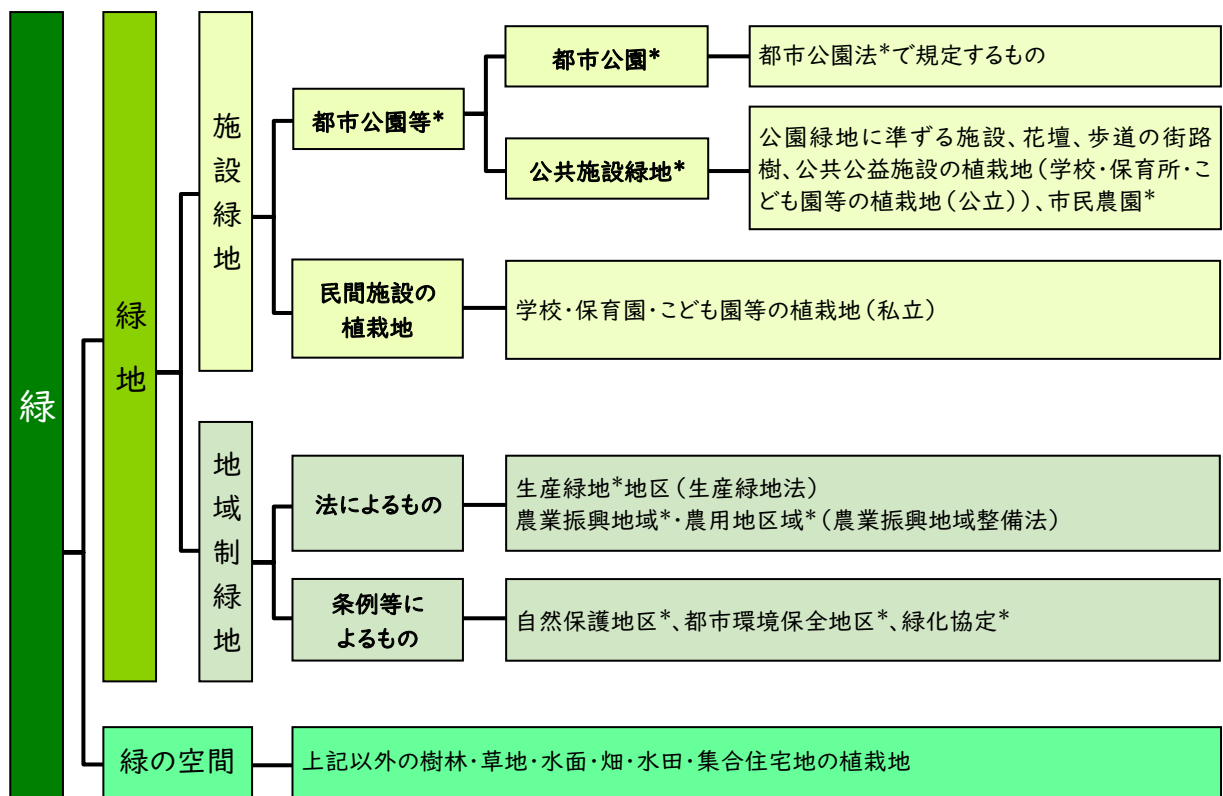
本計画における「緑」は、公園や緑地、道路等の公共空間の緑をはじめ、学校等の公共公益施設の緑、私有地の緑、さらに農地や水辺等を指します。また本計画では、これらを「緑地」と「緑の空間」に分類します。

● 緑地とは

本計画における「緑地」は、法制度及び社会通念的な位置づけにより、「緑」が確保される土地を指し、「施設緑地*」と「地域制緑地*等」で構成されます。

● 緑の空間とは

本計画における「緑の空間」は、「緑地」に含まれない草地や水面等の緑を指します。



本計画の対象となる緑の分類

また、都市公園の種類は下表のとおり分類される。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※色付きの項目は、習志野市に該当する都市公園

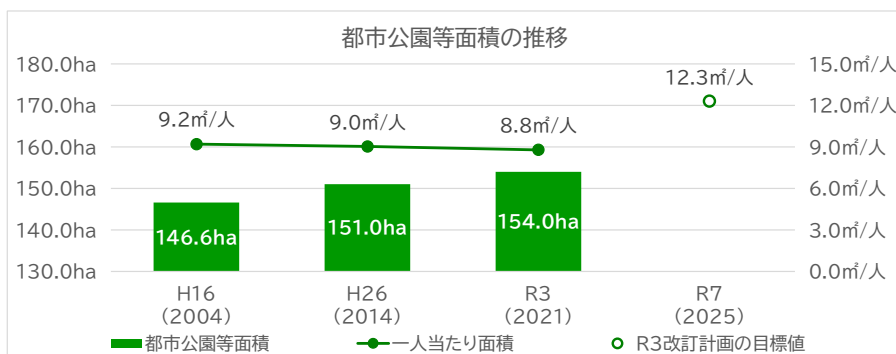
2. 計画策定の方針（見直しの視点）

① 新たな計画期間を持つ計画の策定

平成19(2007)年3月に策定し、平成26(2016)年度、令和4(2022)年度に改訂を行ってきた当初計画の計画期間の最終年度が令和7(2025)年度となっているため、新たな計画期間を持つ計画を策定します。

② 計画期間内での実現可能性を考慮した目標値、市民にわかりやすい目標指標の設定

計画期間を越えた長期的な視点から設定する目指すべき目標値と、計画期間内での実現可能性を考慮した目標値を分けて設定します。



都市公園等の面積は増加傾向にあるが、人口の増加率よりも面積の伸び率が低いため、一人当たり面積は減少傾向
⇒実現可能な目標値への見直しを検討

実現可能性を踏まえた目標については、緑地の確保目標・一人あたりの整備目標等の公園等の整備に係る直接的な目標値に加えて、整備等による効果や成果に関する指標についても検討します。

③ 上位計画や関連計画の策定を踏まえた、目指すべき将来像や実現のための施策等の整合性の確保

目指すべき緑の将来像や実現のための施策等について、同時期に策定を進めている次期基本構想や環境基本計画、その他の関連計画との整合性を確保します。

④ 関連法令の改正等の近年の社会動向の変化を踏まえた計画内容の拡充

現行計画の枠組みを基本としつつ、都市緑地法をはじめとする関連法令の改正や計画・指針の策定等の緑に関する近年の国の動向や、まちづくり全般を取り巻く社会潮流等を踏まえ、計画内容の拡充を図ります。

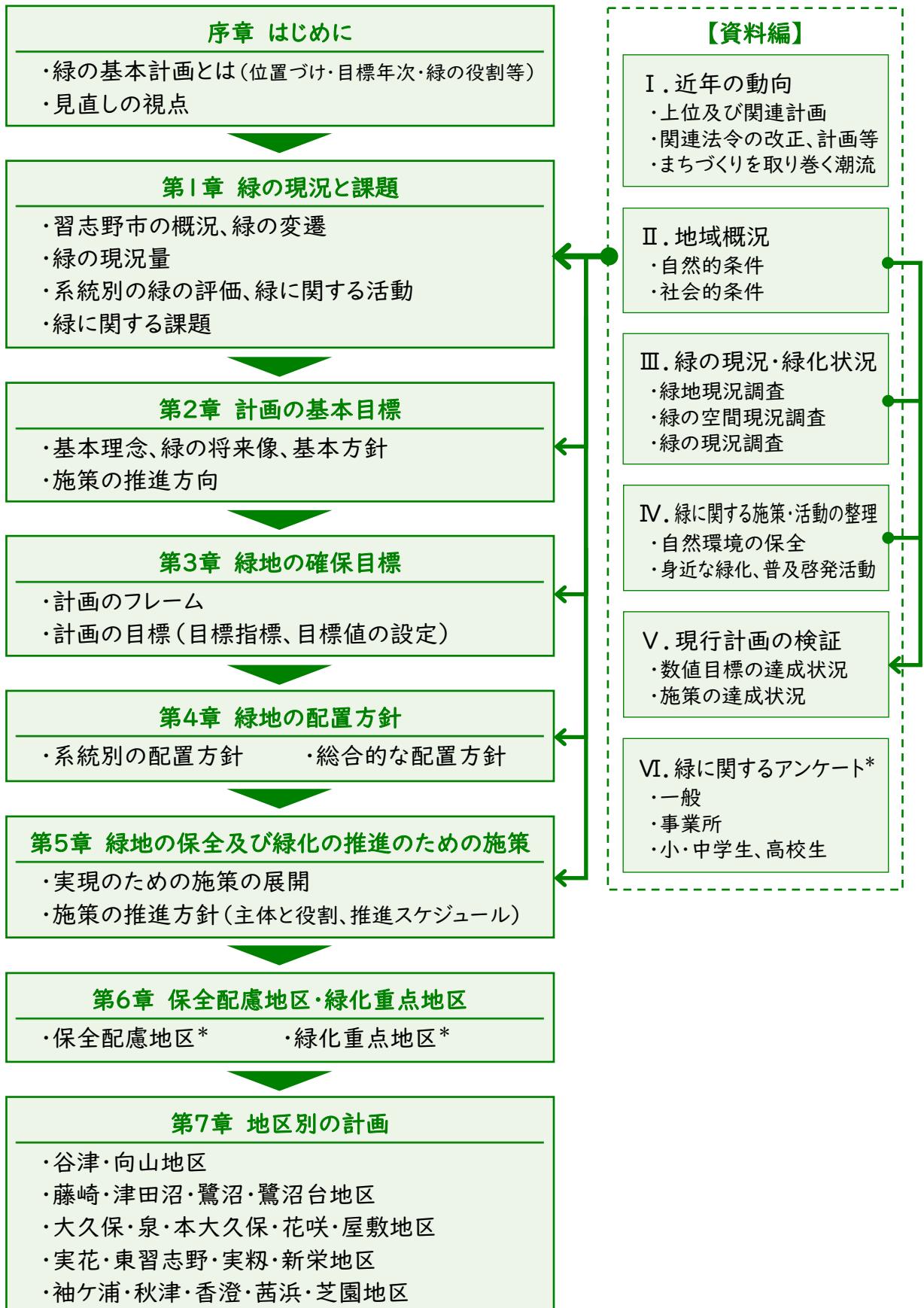
まちづくりを取り巻く社会潮流

- ・人口減少・少子高齢化
- ・地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化
- ・自然災害の頻発化・激甚化
- ・SGDs*の推進
- ・社会資本の老朽化とストック再編 等

緑に関する国の動向

- ・「グリーンインフラ*」の活用
- ・公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設*
- ・まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション
- ・ネイチャーポジティブ* (自然再興) の実現
- ・生物多様性の確保
- ・緑の基本方針の策定 等

3. 計画の構成

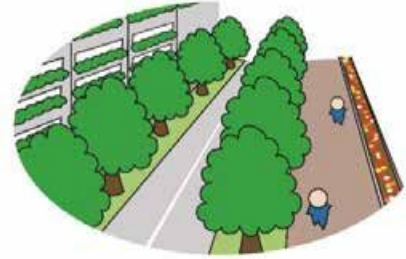


4. 緑の役割

都市の緑には、次のような役割があります。

都市環境の維持・改善

- 酸素の供給
- 二酸化炭素の吸収・大気の浄化
- ヒートアイランド*等都市気象の緩和
- 騒音の緩和



都市の安全性の向上

- 災害時の一時避難場所*・避難路
- 火災の延焼防止
- 消防やボランティアの救援・復旧活動拠点
- 水資源の涵養・都市型水害の軽減・土砂流出等の自然災害の防止

都市の自然生態系の保全

- 野生生物の生育地・生息地の確保

都市の景観の形成

- 地域の気候・風土に適応した緑の景観の形成
- 四季の変化と多様性のある緑の景観の形成
- ランドマーク*や史跡等と一体となった景観の形成
- うるおい・彩りのある景観の形成

レクリエーションの場の提供

- 日常的なレクリエーションの場の提供
- 自然とふれあう機会の創出
- 森林浴等によるリフレッシュ効果

環境学習の場の提供

- 身近な環境を学ぶ場の提供

心身の健康、幸福度の向上

- オフィス等への緑の配置による生産性、創造性の向上
- 精神的なリラクゼーションによるストレスの軽減
- 緑に親しむことによる健康の増進



また、本市の緑の特徴的な役割として、次のようなものがあります。

世界の国々との協力のもとでの環境保全・再生

- 谷津干潟を中継点とする渡り鳥のための環境づくり
- オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続

第1章 緑の現況と課題

1. 習志野市の概況

(1) 位置・面積・人口

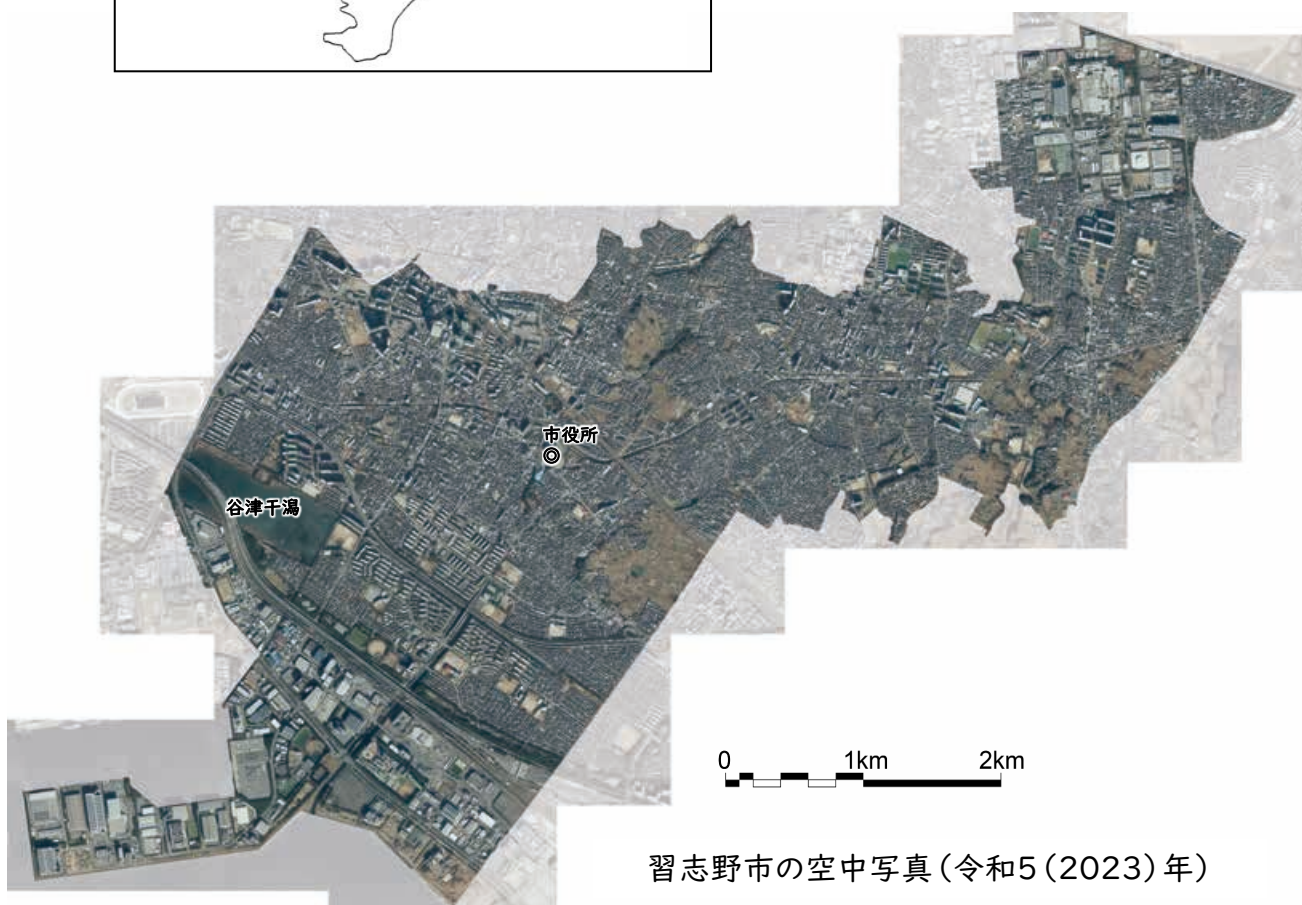
本市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から約30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

総面積は2,097haであり県内の市町村で4番目に小さく、内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。

令和7(2025)年3月末現在の人口は約17.5万人であり、経年的には増加傾向が続いています。



面積・・・2,097ha
東西幅・・・8.9km
南北幅・・・6.2km
海抜・・・0.8m～30.6m



習志野市の空中写真(令和5(2023)年)

(2) 地形

本市の地形は、大きく分けて内陸部の自然地形と平坦な埋立地から形成されています。

内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形*・海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。地形条件の厳しい段丘斜面や谷津地形等には緑が今なお残されており、都市にうるおいを与えています。

埋立地は、公園緑地が計画的に整備され、市内では緑の量が多い地域となっています。また、ラムサール条約*の登録湿地である谷津干潟は、本市の特徴の一つとなっています。

(3) 植生

本市に存在する植物種としては千葉県内陸部で生育している植物種がほとんどであり、樹林の構成は常緑広葉樹と落葉広葉樹が混在したものが主で、自然林を構成する代表的なものは前者ではスタジイ、タブノキ、シラカシ、後者ではケヤキ、エノキ、ムクノキ等が見られます。

しかし、そのままの形で残っているところは少なく、ほとんど人工林であるうえ、本市は緑に乏しいため社寺林や屋敷林等が貴重な存在となっています。

(4) 動物相

本市の哺乳類は、都市化の進んでいる関東地域での一般的な種構成をしており、ネズミ類、コウモリ類、モグラといった種が中心となっています。

鳥類はヒヨドリやムクドリ等の都市域の鳥類としての位置づけを有するものがほとんどですが、国指定鳥獣保護区*及びラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟周辺では水鳥を中心とした種類が多く、特に渡りの季節には種類、数共に増加します。

その他に昆虫類は、平地性の種が目立ち、一般的に市街地でみられる種が優占種として確認されています。

(5) 水系

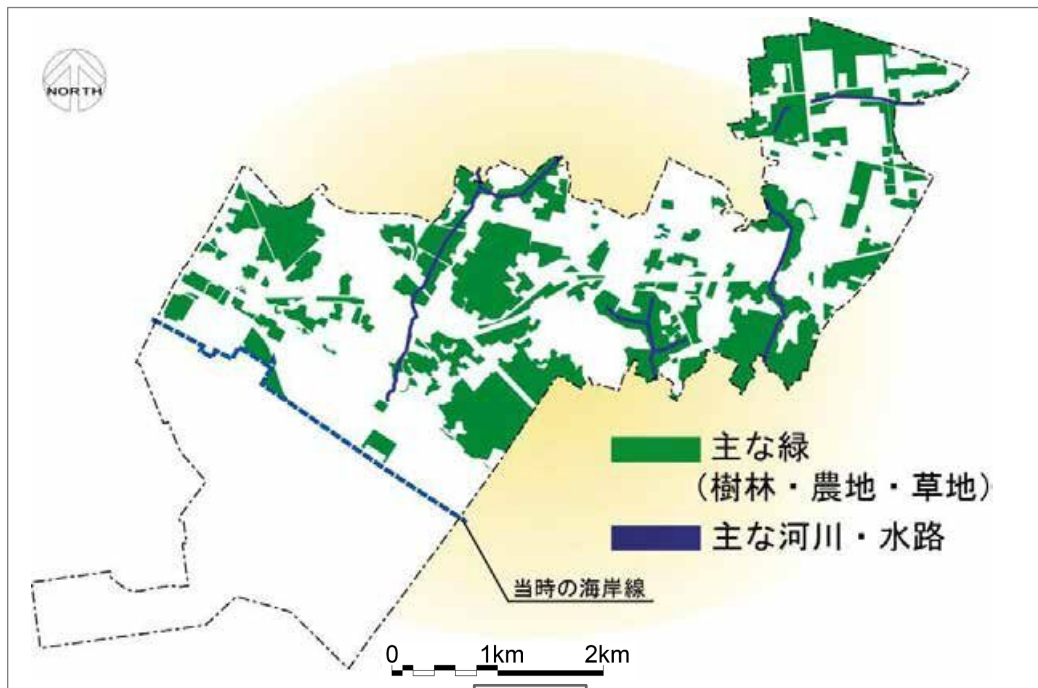
本市の河川は、二級河川*の谷津川・菊田川があります。また水路として、浜田川雨水幹線等があります。

海域は、湾内という閉鎖性水域*の特殊条件もあり、赤潮*や青潮*が発生しています。

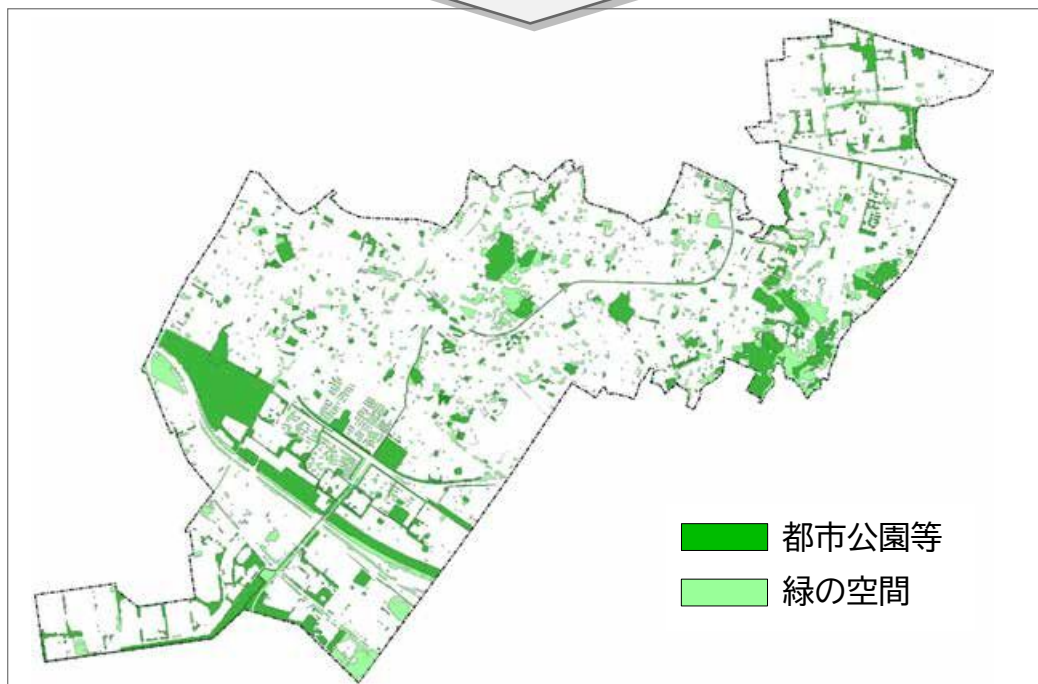
また、市内のところどころで湧水*が確認されています。

2. 緑の変遷

昭和44年頃は、緑も比較的残っており、現在の秋津・茜浜地区等の埋立地もなく自然海岸も残っていました。その後、首都圏の急激な人口の増加と、それに伴った周辺都市部のベッドタウンとしての宅地開発により、本市も例外にもれず自然が急激に少なくなってきました。また、埋立て事業に伴い自然海岸もみられなくなってきました。



昭和44(1969)年の習志野市



現在の習志野市

3. 緑の現況量

(1) 緑地の現況量

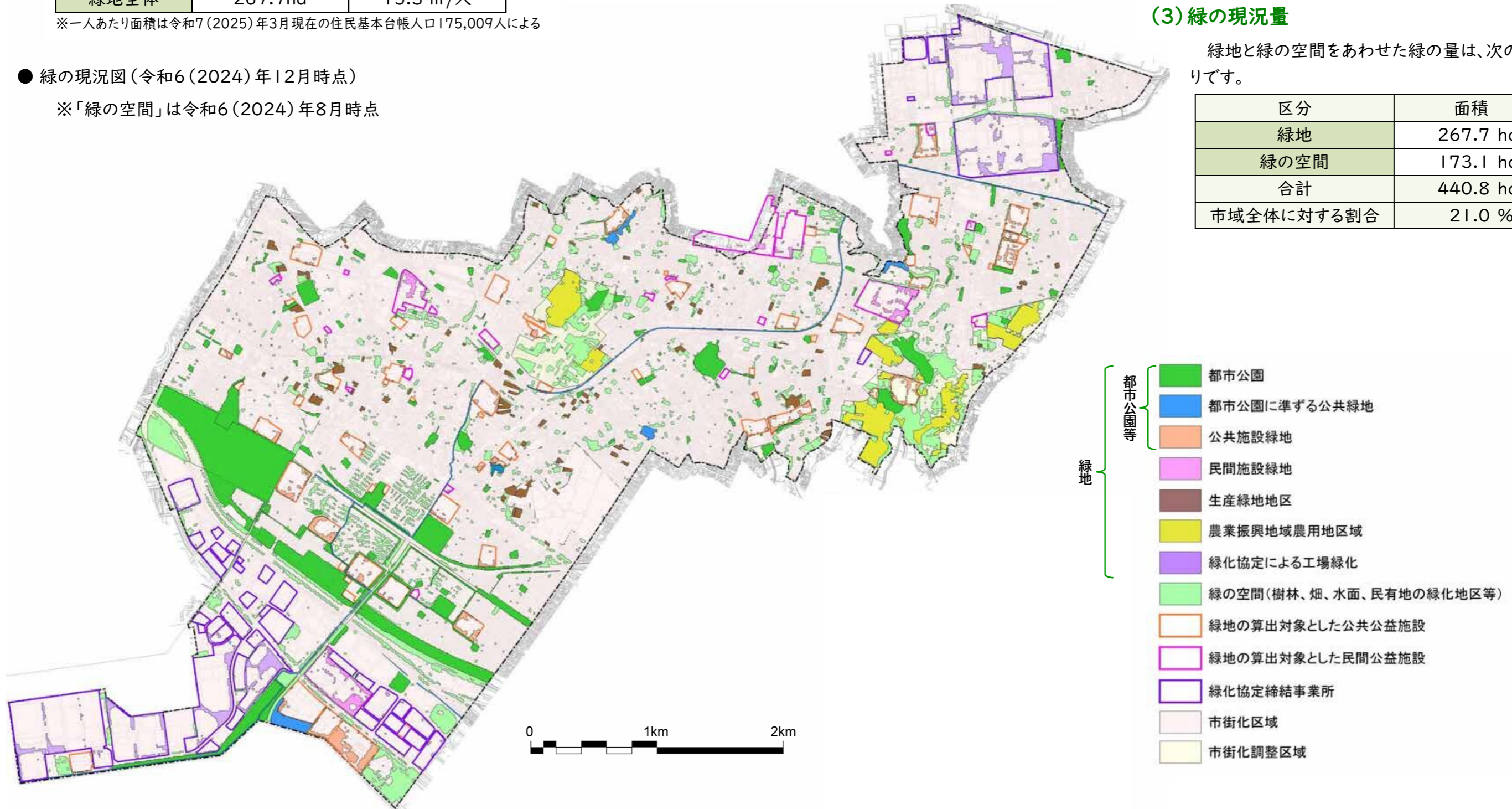
本市の都市公園、都市公園等と緑地の面積、及び市民一人あたりの面積は次のとおりです。

区分	面積	一人あたり面積
都市公園	118.6ha	6.8 m ² /人
都市公園等	158.1ha	9.0 m ² /人
緑地全体	267.7ha	15.3 m ² /人

※一人あたり面積は令和7(2025)年3月現在の住民基本台帳人口175,009人による

● 緑の現況図(令和6(2024)年12月時点)

※「緑の空間」は令和6(2024)年8月時点



- 都市公園等
 - 都市公園
 - 都市公園に準ずる公共緑地
 - 公共施設緑地
 - 民間施設緑地
- 緑地
 - 生産緑地地区
 - 農業振興地域農用地区
 - 緑化協定による工場緑化
 - 緑の空間(樹林、畑、水面、民有地の緑化地区等)
 - 緑地の算出対象とした公共公益施設
 - 緑地の算出対象とした民間公益施設
 - 緑化協定締結事業所
- 市街化区域
- 市街化調整区域

(2) 緑の空間の現況量

緑の空間の現況量は次のとおりです。

	面積
合計	173.1 ha

(3) 緑の現況量

緑地と緑の空間をあわせた緑の量は、次のとおりです。

区分	面積
緑地	267.7 ha
緑の空間	173.1 ha
合計	440.8 ha
市域全体に対する割合	21.0 %

4. 緑の評価

都市において緑が果たす役割を、『環境保全』『レクリエーション』『防災』『景観形成』の4つの系統に分けて評価します。

系統	評価の視点
環境保全	①都市の骨格、軸となる緑 ②自然環境の保全に役立つ緑 ③生活環境の向上に役立つ緑
レクリエーション	①日常的な憩い・レクリエーションの場となる緑 ②地域資源や貴重な自然とのふれあいの場となる緑 ③ネットワーク*を形成する緑
防災	①一時避難場所・避難路となる緑 ②災害を軽減するために役立つ緑 ③公害を緩和するために役立つ緑
景観形成	①自然的・歴史的景観としての緑 ②身近な景観を美しくする緑 ③うるおいと彩りを与える緑

(1) 環境保全系統の緑の評価

① 都市の骨格、軸となる緑

評価の内容	具体的な緑
まとまりのある豊かな緑は、都市の骨格、軸を形成する要素として極めて重要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 谷津干潟 ● ハミングロード* ● 実花緑地 ● 茜浜緑地、海浜公園 ● 地区公園 ● 藤崎森林公園

② 自然環境の保全に役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
貴重な野生動植物の生息・生育地となっている緑や、市内に残された地域の個性を形成する緑は、自然環境の保全・継承に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区* ● 都市環境保全地区* ● 社寺林・社寺境内地 ● 斜面林 ● 市街化調整区域*の農地 ● 習志野の森 ● 谷津川・菊田川

③ 生活環境の向上に役立つ緑

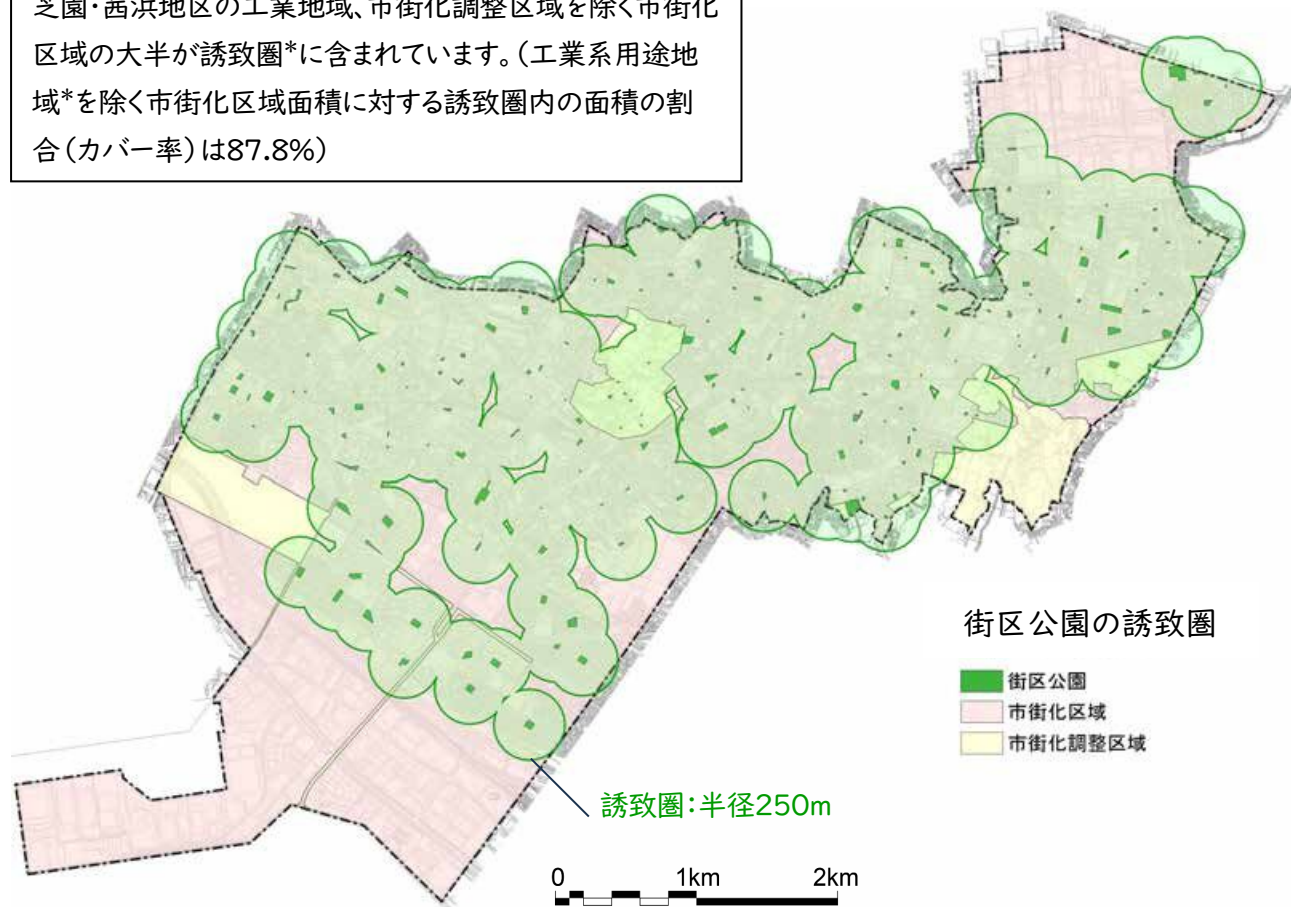
評価の内容	具体的な緑
身近な公園・緑地や街路樹、生活の場となる住宅地等の緑は、緑陰の提供や気温上昇の抑制等、日常の生活環境の向上に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣公園、街区公園 ● 住宅や団地の緑 ● 街路樹のある歩道 ● 緑道 ● 生産緑地*

(2)レクリエーション系統の緑の評価

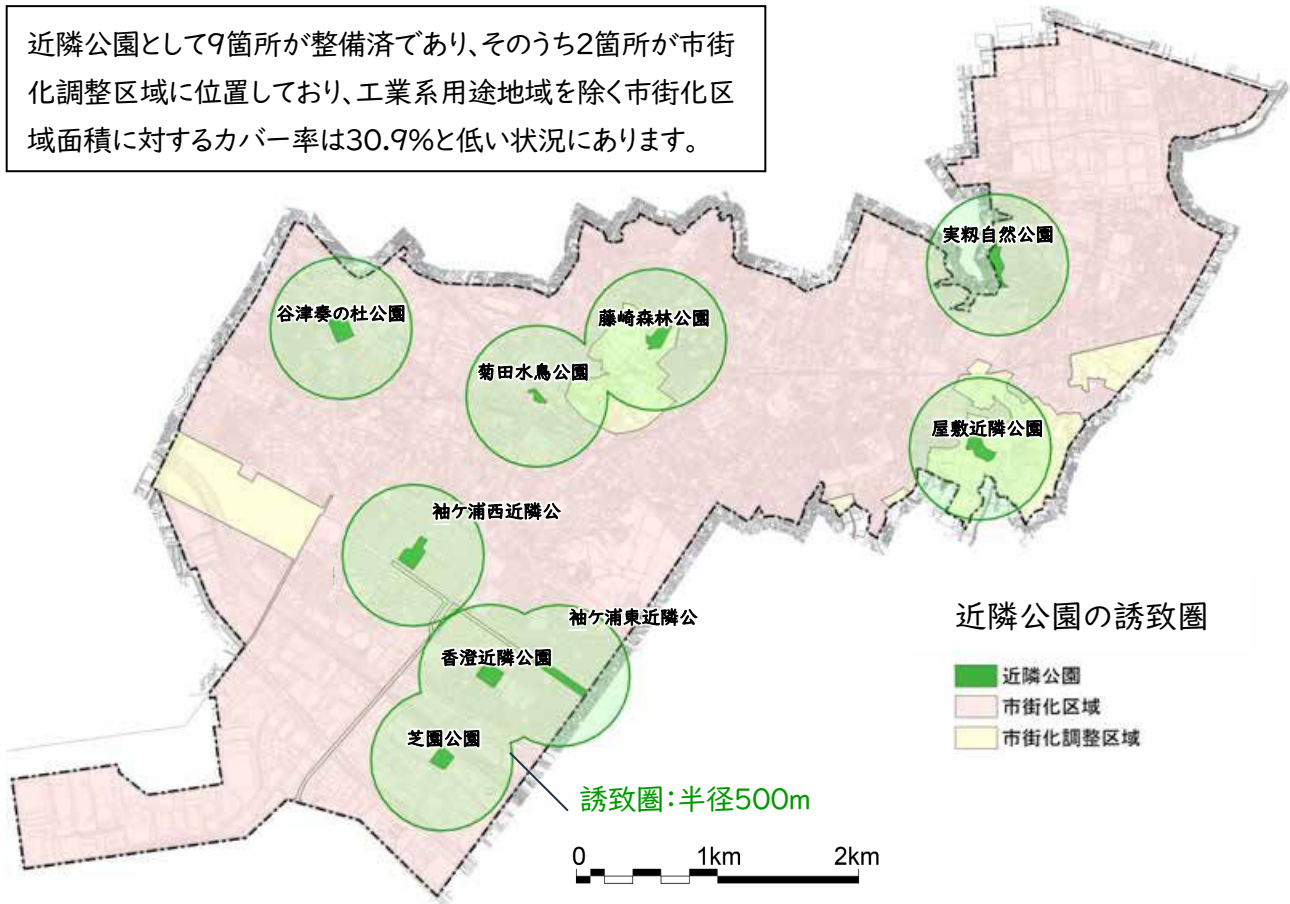
① 日常的な憩い・レクリエーションの場となる緑

評価の内容	具体的な緑
<p>身近な公園や特徴的な緑は、地域住民の日常的な遊び場や憩い・レクリエーション活動の場として、幅広く利用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 街区公園、近隣公園、地区公園 ● 習志野緑地(谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園) ● ハミングロード ● 茜浜緑地、海浜公園 ● 学校のグラウンド ● 社寺林・社寺境内地 ● 住宅や団地の緑 ● 谷津公園(谷津バラ園) ● 実籾本郷公園 ● 鷺沼城址公園

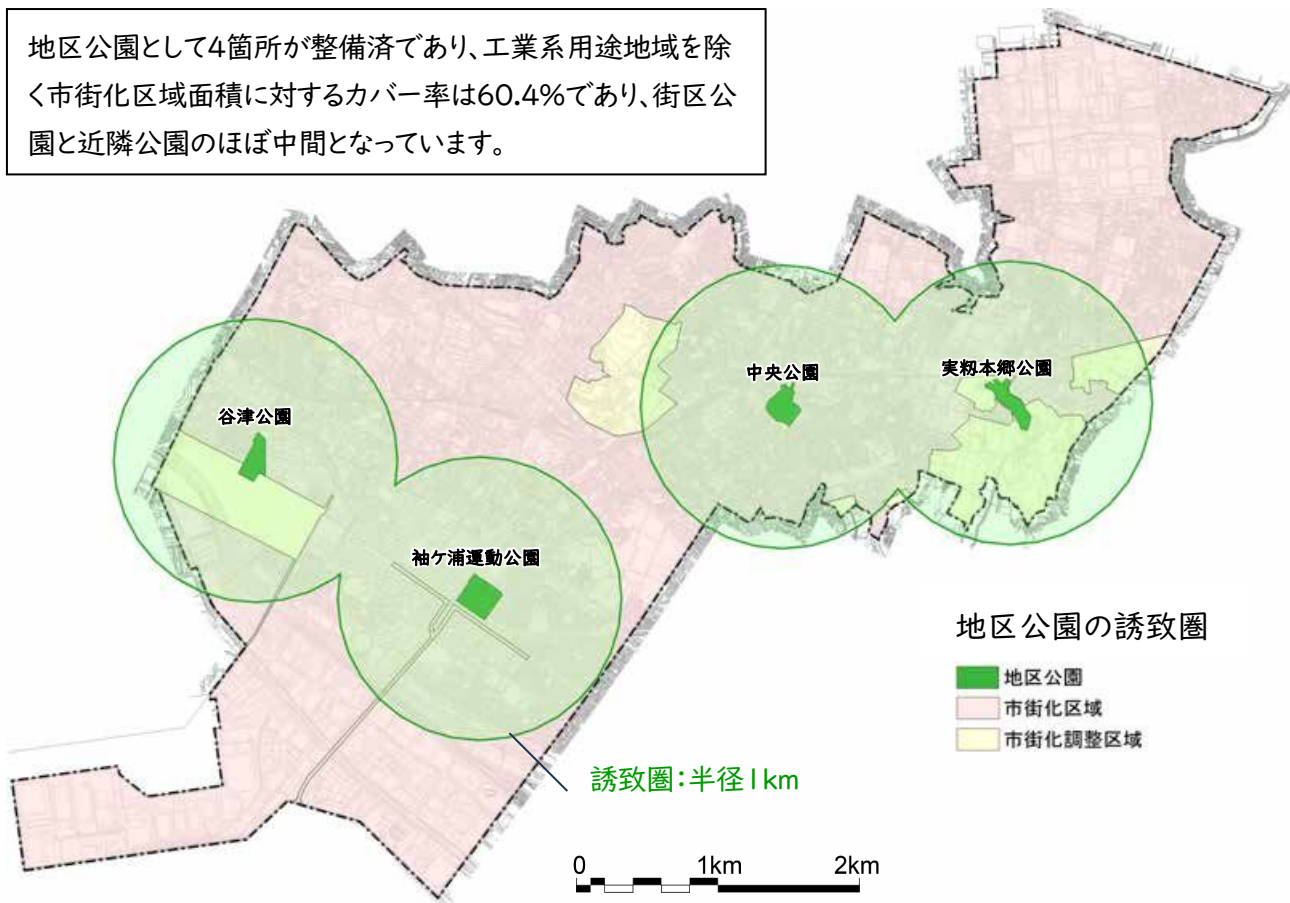
街区公園として194箇所が整備済みであり、東習志野地区や芝園・茜浜地区の工業地域、市街化調整区域を除く市街化区域の大半が誘致圏*に含まれています。(工業系用途地域*を除く市街化区域面積に対する誘致圏内の面積の割合(カバー率)は87.8%)



近隣公園として9箇所が整備済みであり、そのうち2箇所が市街化調整区域に位置しており、工業系用途地域を除く市街化区域面積に対するカバー率は30.9%と低い状況にあります。



地区公園として4箇所が整備済みであり、工業系用途地域を除く市街化区域面積に対するカバー率は60.4%であり、街区公園と近隣公園のほぼ中間となっています。



② 地域資源や貴重な自然とのふれあいの場となる緑

評価の内容	具体的な緑
<p>地域を代表する資源や、貴重な自然や野生動植物とふれあうことのできる緑は、レクリエーション活動の場として、緑や環境に関する学習の場として重要な役割を果たしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 茜浜緑地、海浜公園 ● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区 ● 都市緑地 ● 斜面林 ● 市民農園* ● 習志野の森

③ ネットワークを形成する緑

評価の内容	具体的な緑
<p>ネットワークを形成する連続性のある緑は、レクリエーション拠点間を結び、活動の場を広げるとともに、ウォーキング等による健康づくりにも利用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ハミングロード ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 緑道 ● 街路樹のある歩道 ● 京葉道路沿いの緑地 ● 実花緑地

(3) 防災系統の緑の評価

① 一時避難場所・避難路となる緑

評価の内容	具体的な緑
公園や学校等を一時避難場所として指定して、地区ごとに配置しています。 その他の公園緑地や緑道等も、災害時には身近な避難の場や避難路として利用されることが考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時避難場所に指定している公園、学校 ● ハミングロード ● 緑道 ● 街路樹のある歩道、都市計画道路

② 災害を軽減するために役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
地震等による急傾斜地の崩壊を抑える斜面林や、火災の延焼を防ぐ都市公園等の空闲地は、被害の軽減に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市環境保全地区 ● 斜面林 ● 住宅や団地の緑 ● 都市公園・緑地 ● 市街化調整区域の農地 ● 谷津干潟 ● 生産緑地 ● 街路樹のある歩道

③ 公害を緩和するために役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
都市公園・緑地、街路樹のある歩道等によって、市街地での公害を緩和しています。 工場内の植栽は、工場における騒音等を抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野緑地(谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園) ● 都市公園・緑地 ● 市街化調整区域の農地 ● 街路樹のある歩道 ● 京葉道路沿いの緑地 ● 工場の緑

(4) 景観形成系統の緑の評価

① 自然的・歴史的景観としての緑

評価の内容	具体的な緑
地域の個性を形成するとともに、シンボルとなる自然的景観は、眺望資源としてだけでなく、地域への愛着を育む資源としても重要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 実籾本郷公園・実籾自然保護地区 ● 都市環境保全地区 ● 茜浜緑地、海浜公園 ● 市街化調整区域の農地 ● 斜面林
地域の歴史や文化を感じることができる景観資源としては、公園・緑地のほか、社寺境内地や文化財等があります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林、社寺境内地 ● 藤崎森林公園 ● 鷺沼城址公園 ● 保存樹木*・名木百選、文化財

② 身近な景観を美しくする緑

評価の内容	具体的な緑
普段の市民生活のなかでよく目にする身近な緑として住宅の緑、公共施設や駅周辺の緑等があります。屋上や壁面の緑化、工場内の緑地も、緑の美しい景観を提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設内にある緑 ● 駅周辺の緑 ● 民間施設内にある緑 ● 住宅や団地、商店街の緑 ● 生産緑地 ● 工場の緑

③ うるおいと彩りを与える緑

評価の内容	具体的な緑
四季折々の美しい花や見ることができる公園・緑地の他、ハミングロードの連続した緑や実花緑地のクロマツ等の緑は、都市にうるおいと彩りを与えています。	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津バラ園 ● ハミングロード ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 実籾本郷公園 ● 藤崎森林公園 ● 鷺沼城址公園 ● 実花緑地 ● 緑道 ● 街路樹のある歩道、花壇

5. 緑に関する活動

(1) 自然環境の保全活動

自然環境の保全、自然環境を活かした交流・ふれあいに関して次のような取り組みを行っています。

① 谷津干潟の保全対策

谷津干潟は、都市部に残された貴重な湿地として、昭和63(1988)年に国指定鳥獣保護区・特別保護地区に指定され、平成5(1993)年には、干潟としては日本で初めて、ラムサール条約に登録されています。

【環境省の取り組み】

平成22(2010)年度から令和元(2019)年度まで、鳥類の採餌環境の改善等を図ることを目的に「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」として、アオサの吹き寄せ対策(杭やオイルフェンスの設置、嵩上げ)、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しました。

平成31(2019)年3月には干潟内にある水路の堆積物除去作業を行い、同年冬には干潟内の自然環境改善のために嵩上げ工事を実施しました。

令和2(2020)年度以降は、底質*や底生生物*等、干潟内の環境変化のモニタリングを実施しています。

【本市の取り組み】

管理者である環境省が主体的に保全事業を行うよう働きかけるとともに、近隣住民や保護団体からの要望等を受けた際は管理者との調整を図る等の支援を行っています。

併せて、習志野市谷津干潟自然観察センターを中心として、環境保全につながる取り組みを普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について、周知、啓発を続けています。



谷津干潟

② 習志野市谷津干潟自然観察センター

谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6(1994)年7月に開設されました。

谷津干潟自然観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映等を行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池等があり、レンジャーによる観察案内も行っています。



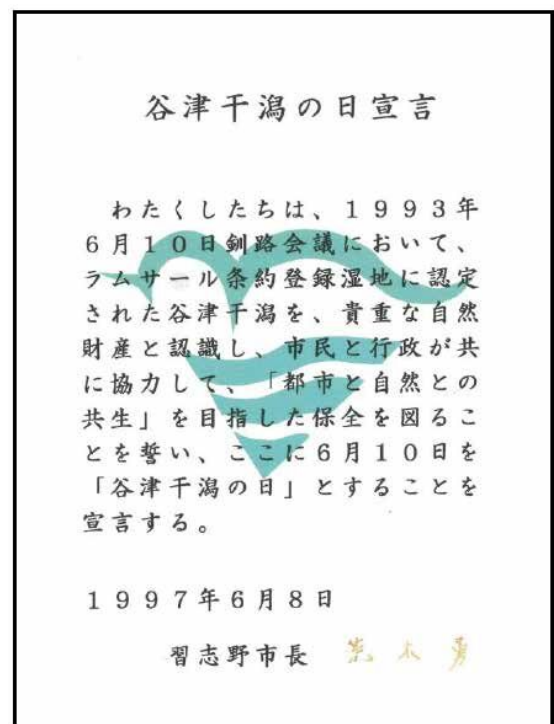
谷津干潟自然観察センター

③ 谷津干潟の日行事

谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と市が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、ラムサール条約登録湿地に指定された6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9(1997)年に宣言し、その後、平成11(1999)年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年6月には谷津干潟の日を記念し、様々なイベントを開催しています。

また、市民ボランティア等による清掃活動も実施しています。



谷津干潟の日宣言

④ ブリスベン市との湿地交流

オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市には、谷津干潟と同じくラムサール条約に登録されているブーンドル湿地があり、本市とブリスベン市は、シギ・チドリ類の保護や湿地の保全を目的として、平成10(1998)年2月25日に「湿地の保全に関する協定」を締結しました。

その後、協定の実現を円滑に進めていくため、第1次から第3次までの「5カ年行動計画」に調印し、湿地交流を続けてきました。現在は5年間の計画期間を廃止し、平成29(2017)年2月に調印した「長期実施計画」に基づき、湿地や渡り鳥の情報交換、市民ボランティアを中心とする訪問交流等を行っています。

⑤ 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、市民から推薦された樹木の中から、樹木の専門家や市民による「習志野市名木選定委員会」で選定した樹木について、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。(倒木や枯れ木により令和7(2025)年3月末現在66本)

また、これらの名木について、より身近に親しんでいただけるよう、各地域別の観察コースと名木の詳細及び地域のチェックポイント等を紹介した散策マップを作成しています。



子安神社 タブノキ

⑥ 自然保護地区等の保全

宅地開発等により既存の緑が減少していることから、自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくため、昭和47(1972)年7月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

【自然保護地区】

谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっている本市北東部の実籾地区について、平成4(1992)年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。



実籾自然保護地区

【都市環境保全地区】

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。令和7(2025)年3月末現在22カ所54,047㎡を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

【保存樹木】

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える、重要な役割も担っています。保存樹木として、令和7(2025)年3月末現在9本(5種類)を指定しています。

(2) 身近な緑化、普及啓発活動

身近な緑化の推進や緑の普及・啓発活動として次のような取り組みを行っています。

① 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

活動	活動の概要
地域花壇	街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。また、花いっぱい花壇づくり事業として、町会等に花苗等の交付を行っています。
道路緑化	都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するとともに、道路の緑陰により歩行者に清涼感を与えるために、道路の緑化を行っています。
事業所緑化	事業所、特に工場は自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要であり、事業者に対し、敷地内の緑化を推進するよう指導するとともに、緑化協定*の締結を求めています。

② 「アジサイ」の苗木の配布

家庭緑化の一環として、子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

③ 習志野市緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」（「習志野市緑のふるさと基金条例」（平成5（1993）年3月制定））は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である、文教住宅都市憲章に定める、つややかな緑を守るため、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と市が協力して、緑豊かなまちをつくることを目的としています。

事業	事業の概要
緑化普及啓発（花の種子配布）事業	市民の緑化運動に対して支援し、都市緑化の啓発活動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的に、花の種子の配布を行っています。
桜の苗木の植樹	千葉県緑化推進委員会（旧千葉県さくらの会）の事業により、無償にて提供される桜を市内公共施設に植樹しています。
わたしの街みどりづくり事業	毎年実施する緑の募金運動により集められた募金額の一部を活用し、地域の緑化運動の活性化を図ることを目的として、市内の緑地の整備を行っています。

(3) 市民団体等による活動

本市では、主に以下のような自然保護団体や個人による活動が行われています。

団体等	活 動 の 概 要
自然保護団体や個人	・谷津干潟を守り、野鳥の観察・保護をする活動
市民団体や地元町会	・千葉大学腐敗研究所跡地(泉町3丁目)での、生態系を含めた「習志野の森」保存活動 ・海辺の定期的な清掃活動 ・子ども達への遊び場を公園に創出するプレーパーク*の設置活動
地元保護団体	・実籾本郷公園周辺の樹木の育成保護、稲作りや水生動植物を育む環境づくりの活動
自然保護団体	・休耕田を復元し、親子での稲作体験を通して谷津田のすばらしさを伝える活動

6. 緑に関する課題

(1) 環境保全系統の緑の課題

【近年の社会動向】

- ・本来、自然環境が有する多様な機能を社会の様々な問題に活用するグリーンインフラの考え方や持続可能な開発目標 (SDGs) 等、新たな視点に基づく緑の保全と育成、活用を検討することが必要です。
- ・市民生活を豊かにする生態系サービス (様々な自然の恵み) を将来に渡り持続的に享受するため、生態系や生物多様性の保全に取り組むことが求められています。

【緑に関するアンケート】

- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「優れた自然環境の保全と活用」をあげています。(49.2%)

- まとまりのある緑や特徴のある緑等、拠点性の高い緑を中心とする緑のまちづくりの骨格を形成することが必要です。
- 谷津干潟は、本市のシンボルである自然環境として、今後も保全を図ることが必要です。
- 旧鶺田家住宅や谷津田の残る実籾本郷公園・実籾自然保護地区は、歴史と自然が調和した貴重な緑の姿を継承し、保全を図っていくことが必要です。
- 都市環境保全地区や保存樹木の他、社寺林や斜面林、名木百選等、習志野らしい貴重な自然環境の保全を図ることが必要です。
- 旧大沢家住宅のある藤崎森林公園は、谷津地形の水辺と樹林を活かした公園であり、貴重な歴史と自然を受け継いでいけるよう、適切な保全策を図ることが必要です。
- 都市部の農地は食料の供給、防災、良好な景観等、多様な機能を有する緑地として位置づけられているため、その計画的な保全を図ることが必要です。



実籾本郷公園

(2)レクリエーション系統の緑の課題

【近年の社会動向】

- ・都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、他機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められています。
- ・民間活力による新たな都市公園の整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）や、都市公園のリノベーションを促進する制度が設けられています。
- ・都市公園のストックの増加に伴い、遊具等の施設の更新や樹木のせん定等に必要となる維持管理費も増大しつつあります。

【第二次改訂計画の目標の達成状況】

- ・住区基幹公園のカバー率は高い水準にありますが、街区公園は小規模なものも多く、身近で多様なレクリエーションが行える近隣公園・地区公園が不足しています。
- ・市民一人あたりの都市公園等の面積は9.0㎡/人であり、長期目標値（令和7（2025）年度）である12.3㎡/人の73%に留まっています。

【緑に関するアンケート】

- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「既存公園の維持管理・運営」をあげています。（49.9%）
- ・公園に期待することとして、回答者の半数以上が「ゆっくり休憩や休息ができる施設がある公園」をあげています。（54.8%）
- ・緑の量や質に関する評価は、居住地区による差異が大きく「袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園」で高く、「藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台」では低くなっています。

- 習志野緑地は、市外からも多くの人々が利用する大規模公園であり、引き続き魅力の向上を図っていくことが必要です。
- 公園の整備水準や誘致距離等も踏まえて市域全体にバランス良く公園を配置することが必要です。
- 今後とも施設の更新や樹木の老朽化・巨木化等により既存公園の維持管理費が増大する一方、維持管理の担い手の減少や高齢化が見込まれるため、維持管理費の削減に資する、効率的で効果的な対策のあり方を検討していくことが必要です。
- 市民一人あたりの目標値は、計画期間を越えた長期的な視点から設定する目指すべき目標値と、計画期間内での実現可能性を考慮した目標値を分けて検討することが必要です。
- 公園づくりにおける市民参加や企業の協力を図り、多様なニーズに応えることのできる公園とし、だれもが安全で安心な公園利用ができるよう、公園を整備することが必要です。
- 市民が身近に自然とふれあう機会が得られるよう、豊かな自然や水辺の活用、農地の保全を図ることが必要です。
- 茜浜・芝園の東京湾に面する海浜部は、レクリエーション空間として、良好な景観等を生かした活用を図ることが必要です。

(3) 防災系統の緑の課題

【近年の社会動向】

- ・近年、地球温暖化等を背景とする気候変動と相まって、大規模自然災害の発生リスクが高まりつつあり、災害防止、避難地や避難路としての緑の重要性も更に増しています。

【緑に関するアンケート】

- ・公園に期待することとして、回答者の半数以上が「災害時の避難場所や活動拠点となる公園」をあげています。(55.9%)
- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「防災に役立つ緑」をあげています。(43.9%)

- 地域防災計画と連携を図りながら、防災公園*の整備を推進していく必要があります。
- 幹線道路等への街路樹植栽や、緑道の整備を推進し、防災機能の向上を図ることが必要です。
- 市街地における農地は、都市型水害の軽減や、防火帯・災害時の一時避難場所としての機能が期待できることから、保全を図っていく必要があります。



秋津1号緑道

(4) 景観形成系統の緑の課題

【近年の社会動向】

・平成16(2004)年に景観法*が制定されてから20年が経過し、景観行政団体*は816団体、景観計画*を策定した団体は666団体(いずれも令和6(2024)年3月31日現在)に増加しており、人口減少社会において都市のあり方が変化しつつある中で、都市の魅力を高め個性化を図るうえで、地域の特徴ある景観を守り・創り・育む「景観まちづくり」の重要性が高まりつつあります。

【緑に関するアンケート】

・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「干潟や海辺の保全と活用」をあげています。(43.5%)

- ハミングロードは、未整備区間の整備や植栽環境の充実、優れた歩行空間の確保等を進めることで、魅力ある景観の形成を図ることが必要です。
- 谷津田や大きくまとまった農地は、市民にうるおいやすらぎを与えてくれる景観であり、貴重な田園景観の保全を図ることが必要です。
- 斜面林や社寺林は、緑豊かな景観を形成していますが、これら民有地である樹林については、伐採や開発により消失しないよう、緑地としての永続性を確保するための方策を検討することが必要です。
- 鉄道の駅周辺は、まちの顔となる都市景観の形成を図るため、花や緑を取り入れた美しい景観形成を図っていくことが必要です。
- 地域の個性を活かした都市景観を形成していくため、公園や道路の他、住宅地や商店街、事業所や工場についても、緑の創出を図っていくことが必要です。



JR津田沼駅南口

(5) 緑のまちづくりを推進するための課題

【近年の社会動向】

- ・民間活力による新たな都市公園の整備手法である公募設置管理制度 (Park-PFI) 等、パートナーシップの公園マネジメント*による利活用が推進されています。
- ・官と民が両輪となってグリーンインフラを推進することにより、「自然と共生する社会」の実現に取り組むことが求められています。

【緑に関するアンケート】

- ・緑の基本計画について、「知っているし内容も知っている」はわずか2%であり、「聞いたことはあるが内容は知らない」を含めても23%に留まっています。
- ・緑のまちづくり活動について、参加したことが「ある」は15%に留まっており、参加しない理由については、7割以上が「活動内容を知らない」をあげています。

- 本市は、平成25(2013)年に景観行政団体に移行していますが、景観計画は未策定となっています。緑豊かなまちづくりを推進するため、必要に応じて景観法等の活用を図ることが必要です。
- 緑をテーマとした環境学習や市民のための緑の相談員育成等の啓発活動、また様々なメディアを利用した情報発信の強化を図っていくことが必要です。
- 市民団体の活動支援を進めていくことが必要です。
- 市民に親しみのある緑を育てるため、様々な緑化活動や公園等の維持管理に対して市民が参加しやすい施策を検討し、推進していくことが必要です。
- 緑の現状について詳細に把握するため、大学や市民との協働による調査や研究を行うことが必要です。
- 多様化する市民のニーズに対応するため、公園緑地の管理における指定管理者制度*等の活用を図る等、新しい手法の導入を検討することが必要です。
- 自然環境や歴史的環境の保全に対する市民意識の啓発を図るため、緑に関する活動等を継続的に行うことが必要です。
- NPO法人や企業(企業の社会的貢献)等、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の取り組みを公的に位置づける「みどり法人制度の拡充」、都市部における空地等の公園的な活用を民間主体で行う「市民緑地認定制度*の創設」等、都市緑地法の改正を生かした新たな検討を図ることが必要です。
- 民間主体による再開発等の気運が高まった場合には、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進していくことが必要です。



市民参加によるワークショップ

第2章 計画の基本目標

1. 基本理念

都市における緑地は、都市環境の改善、レクリエーション活動や憩いの場、災害の防止、良好な景観の形成等、グリーンインフラとして多様な機能を有しており、住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤であり、動植物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。

我が国では、地球温暖化等の地球規模の環境問題や生物多様性の喪失といった課題が深刻化する中、多様な機能を有する緑地の重要性が一層高まっており、令和5(2023)年に国が定めたグリーンインフラ推進戦略2023では、グリーンインフラで目指す姿として「自然と共生する社会」を掲げ、緑地が持つ多様な機能を持続的に活用し、人々のwell-being(幸福度)の向上等を図るものとしています。また、令和6(2024)年には、多様な主体と連携しながら、都市における緑地の保全等に向けて総合的に取り組むための指針となる「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(緑の基本方針)が策定されています。

本市は、都市化の進展と共に自然環境が年々姿を消しつつあるなかで、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を代表として、斜面林や谷津田、藤崎森林公園等の貴重な自然、鷺沼城址や旧鴉田家住宅等の歴史的環境が今なお残されており、市民のレクリエーション活動や憩いの場である習志野緑地やハミングロード等の特徴的な緑の整備も進められてきています。

今後は、緑によるwell-being(幸福度)の実現に向けて、市民、事業者、市が連携・協力し、緑を守り、育て、新たな緑を創出することで、魅力を高めていくことがより一層重要となります。

本計画は、多様な機能を持つ「緑」を市街地と調和した形で保全・整備し、市民が生活の豊かさを実感できる、うるおいのある質の高い緑のまちづくりをめざすものです。

そのためには、今ある自然環境を保全して次世代へ継承すると共に、それぞれの緑が都市機能とけあって、人と自然が共生する都市環境を市民と共に創造し、育んでいくことが重要です。

2. 緑の将来像

都市環境の保全、レクリエーション活動や憩いの場、防災、都市景観の形成等の機能を持つ多彩な緑や水を守り、未来へとつないでいくことにより、市民が生活の豊かさを実感できる緑のまちづくりを目指すため、本計画の緑の将来像（テーマ）を次のように定めます。

〈緑の将来像〉

多彩で豊かな緑と水を守り 未来へつなげるまち 習志野

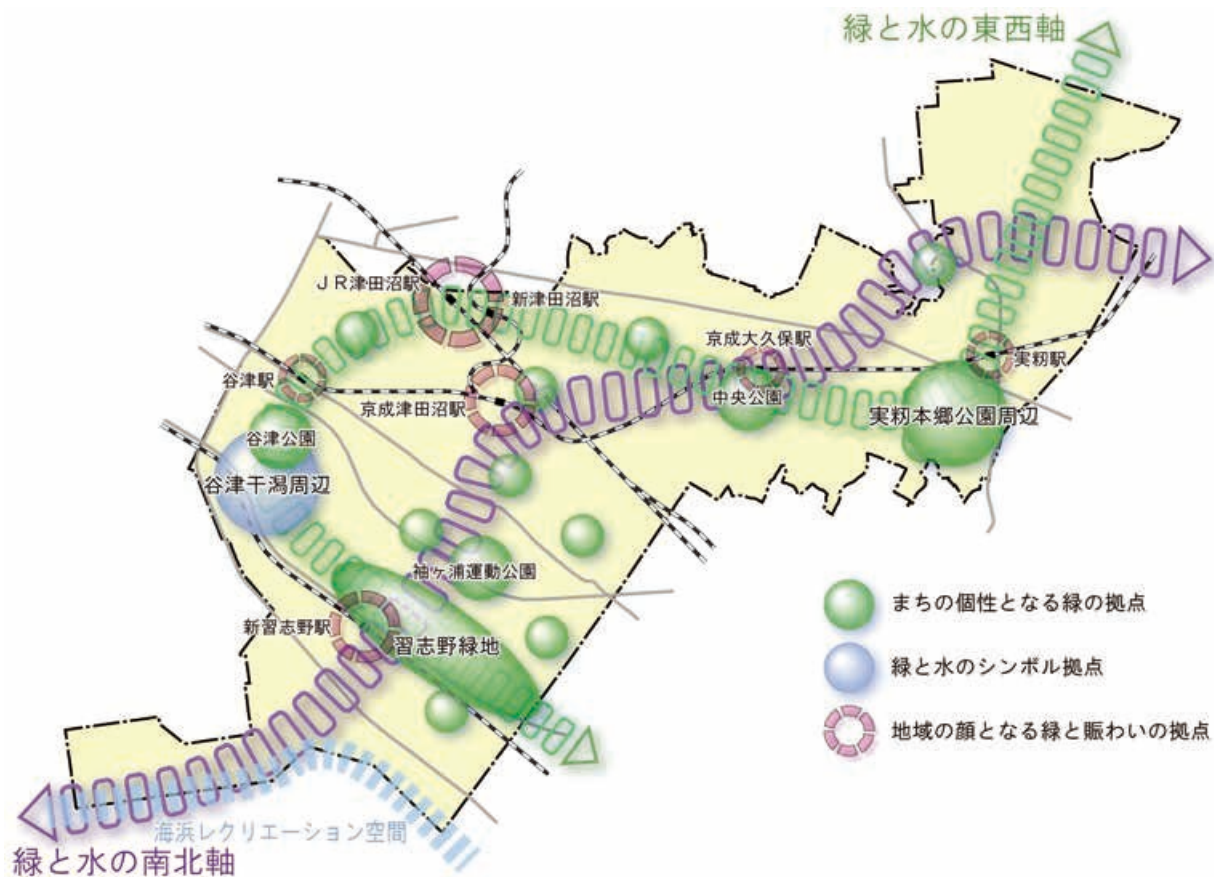
■緑の将来像に込めた想い

- 「多彩な」緑と水により“まちを彩る”（色をつける（＝緑を守る・増やす））
 - ・骨格的な緑や水を守る（谷津干潟、習志野緑地、東京湾に面する海浜部等）
 - ・四季の彩りに恵まれた自然豊かなふるさとの原風景*、歴史・文化等の地域資源（谷津田、習志野の森、社寺林、文化財等）を保全・継承し、活用する
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園緑地をつくる
 - ・まちの玄関口、多くの人の日常的な利用空間となる駅周辺の緑化を推進する
 - ・身近な地域の緑化を推進する（住宅地、商業地、工場・事業所、公共公益施設等）
 - ・緑の拠点間をつなぎ、回遊性を高める歩行者空間の充実を図る
 - ・公園緑地の整備・保全に関する制度を活用する
- 「多彩な」緑と水により“暮らしを彩る”（おもしろみや趣などを加える（＝暮らしを豊かにする））
 - ・豊かな自然と市民が共生し、持続的に発展する
 - ・緑のまちづくりによりwell-beingの向上を図る（活力、快適、安全・安心）
 - ・市民・事業者・市の協働・連携による活動を広げる
 - ・緑のまちづくりの推進体制を整える（支援制度、人材育成、情報発信・意識啓発等の充実）
 - ・緑の空間を環境教育、生涯学習の場として活用する
 - ・優れた自然景観を保全し、緑の美しい都市景観を創出する
- 「豊かな」緑と水を守る
 - ・ラムサール条約に登録され、本市の特徴の一つである谷津干潟の環境を保全する
 - ・一定の水準を確保している都市公園を保全し、適正に維持管理する（市民1人あたりの都市公園の面積は6.8㎡であり、条例の市街地における目標値5㎡/人以上を達成）
 - ・鷺沼地区の新たな市街地整備にあたっては、地区計画等により、緑豊かな市街地づくりを推進する
- 「未来へつなげる」
 - ・現在の豊かな緑を共有の財産として未来へ引き継ぎ、さらに魅力を高めることで、持続的に発展し続けるまちを目指す
 - ・緑と水の拠点間をつなぐことで回遊性*を創出し、それぞれの利便性や魅力の向上を図る
 - ・緑に関する個々の取組みを共有し、次世代へとつなげるとともに、関わる人と人、緑と緑がつながり、取組みの輪が広がるまちを目指す

「多彩」とは…（出典：デジタル大辞泉）

1 色の種類の多いこと。いろどりが多く美しいこと。

2 変化や種類が多くにぎやかなこと。



緑の将来像図

- ・近隣公園以上の主要な公園を「まちの個性となる緑の拠点」と位置づけ、利便性・魅力の向上を図ります。
- ・本市の代表的な自然環境である谷津干潟周辺を「緑と水のシンボル拠点」と位置づけ、憩いと自然観察の拠点として干潟の環境保全を図ります。
- ・多様な機能が集積する鉄道駅周辺を「地域の顔となる緑と賑わいの拠点」と位置づけ、本市の玄関口、日常的な利用空間として、道路空間や公共・民間施設等の緑化を推進します。
- ・市域の南北を縦断し、本市の豊かな緑を象徴するハミングロードを「緑と水の南北軸」と位置づけ、施設の補修、樹木剪定・更新等、適正な維持管理を図ります。
- ・主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐルートを「緑と水の東西軸」と位置づけ、街路樹の整備、民有地の緑化等により、彩りとうるおいのある香りの道づくり、回遊性の創出を進めます。
- ・茜浜・芝園の東京湾に面する海浜部を「海浜レクリエーション空間」と位置づけ、海とふれあうことのできる空間の創出、良好な景観が得られるスポットとしての活用を図ります。
- ・身近な憩いの場となる公園緑地を計画的に配置するとともに、身近な地域の緑化を推進し、豊かな緑に彩られ、快適に暮らせる市街地を形成します。
- ・市域の周辺部などに残存する農地等は、農業生産の場として、また良好な景観要素として保全することを基本とします。

3. 基本方針

緑の将来像で示した緑のまちづくりを市民・事業者・市の協働により実現するため、次のように基本方針を定めます。

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

本市には、谷津干潟や東京湾等の貴重な水辺空間の他、樹林地や農地等の優れた自然、鷺沼城址や旧鴛田家住宅等の歴史的資源が残されています。これらの緑は、先人から受け継いできた貴重な緑であり、身近な生き物の生息・生育の場としての役割も果たしています。

これらの緑の果たす役割や重要性を見つめ直し、かけがえのない緑の財産として保全・継承するとともに、環境学習や良好な景観資源としての活用を図ります。

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

利用圏域等を考慮しながら、レクリエーションの場、防災拠点、健康づくりや交流の場となる身近な公園・緑地の適正な配置に努めるとともに、既存の公園・緑地においても、民間活力による公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等、機能の向上と適正な管理に取り組み、魅力の向上を図ります。

緑の骨格軸であり、自然環境の保全・活用、景観形成、市民交流の場となるハミングロードや緑道等を中心として、谷津干潟や東京湾沿岸部との緑の連続性を確保するとともに、移動の利便性、回遊性の向上を図ります。

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

緑は、生活環境にうるおいやすらぎをもたらすだけでなく、災害から市民の生命や財産を守るといった役割をあわせもっています。

このため、多くの市民が利用する鉄道駅周辺や公民館等の公共公益施設の緑化を推進します。

また、住宅地や商業地・工業地についても、住宅の接道部の緑化や工場外周部の緑化等、市民や事業者との協働により、地域の特性に応じた緑化を促進します。

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

緑による笑顔あふれるコミュニティを形成するためには、市民の主体的な活動とともに、その活動を支えるしくみの充実が求められています。

緑に対する知識の普及や意識啓発を図るため、さまざまな媒体を活用し、緑に関する情報発信・共有に努めます。

緑に関する各種イベント等を通じて、マルチパートナーシップ*に携わる人材の育成に努め、市民や事業者とともに緑の活動の輪を広げていきます。

4. 施策の推進方向

基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

〈将来像〉

〈基本方針〉

〈施策の推進方向〉

多彩で豊かな緑と水を守り
未来へつなげるまち
習志野

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

- (1)-1. 干潟の保全と活用
- (1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出
- (1)-3. 優れた自然環境の保全と活用
- (1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全
- (1)-5. 農地の保全と活用

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

- (2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上
- (2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化
- (2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化
- (2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

- (3)-1. 公共公益施設の緑化
- (3)-2. 住宅地の緑化
- (3)-3. 工場・事業所等の緑化
- (3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

- (4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実
- (4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実
- (4)-3. 環境学習の推進
- (2)-4. 緑と水の計画・調査・研究

第3章 緑地の確保目標

1. 計画のフレーム

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、習志野市の都市計画区域(習志野市全域)とします。

都市計画区域の名称	計画対象区域
習志野都市計画区域	習志野市全域(約2,097ha)

(2) 人口の見通し

本市の将来人口は、次のように設定します。

年次	現況 ^{※1} 令和6年度 (2024年度)	目標年次 ^{※2} 令和27年度 (2045年度)
人口	175,009人	173,761人

※1:令和7(2025)年3月現在の住民基本台帳人口

※2:令和6年度習志野市人口推計結果報告書

(3) 市街化区域の規模

市街化区域の規模は、次のように設定します。

年次	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)
市街化区域の人口 ^{※1}	171,009人	169,761人
市街化区域の面積	1,905ha	1,905ha
人口密度	89.77人/ha	89.11人/ha

※1:都市計画区域人口から、市街化調整区域の想定人口4,000人を引いたもの

2. 計画の目標

計画の目標は、令和27年度（2045年度）までの計画期間内の実現可能性を考慮し、次のように設定します。

(1) 緑地の確保目標

本市における緑地の確保目標は、次のように設定します。

	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)
市街化区域面積に 対する割合	10.6% (202.8ha)	11.0% (約210.0ha)
都市計画区域面積に 対する割合	12.8% (267.7ha)	13.0% (約273.0ha)

(2) 都市公園ならびに都市公園等の施設の整備目標

本市における都市公園ならびに都市公園等の施設として整備すべき目標は、次のように設定します。

	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)
都市公園	6.8㎡/人 (118.6ha)	7.5㎡/人 (約130.0ha)
都市公園等	9.0㎡/人 (158.1ha)	9.5㎡/人 (約165.0ha)

(3) 緑化の目標

公共施設は、敷地面積の20%を目標に緑化を推進します。緑化にあたっては、屋上緑化や壁面緑化の面積も含むものとします。

民有地は、緑の連続した快適な生活環境を創出するため、市民・事業者・市の協働によって、緑化を推進します。

(4) 計画期間を越えた本市が目指すべき目標値について

計画期間を越える長期的な視点から、本市が目指すべき目標値は、「習志野市都市公園設置及び管理に関する条例」により、次のように設定します。

なお、計画期間を超える長期的な目標人口を170,000人と想定した場合、条例の目標値（都市公園10㎡/人）を達成するためには、更に約40.0ha（170.0ha－130.0ha）が不足することとなります。

	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)	長期
人口	175,009人	173,761人	170,000人 (想定値)
都市公園	6.8㎡/人 (118.6ha)	7.5㎡/人 (約130.0ha)	10.0㎡/人 (約170ha)
都市公園等	9.0㎡/人 (158.1ha)	9.5㎡/人 (約165.0ha)	12.0㎡/人 (約205ha)

(5) 成果指標*

緑に関する今後の取組みの効果や、日常における緑の豊かさを確認するための成果指標として、「身近な地域の緑の質に対する満足度」、「市内の公園の利用頻度」を設定します。

現況値については、令和6（2024）年に実施した緑に関するアンケートの結果を使用します。

緑に関するアンケートの結果では、お住まいの地域の緑の質について「満足」と「やや満足」の合計が34.3%（無回答を除く）であり、今後とも緑の質についての満足度を向上させていくことを目標とします。

	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)
身近な地域の緑の質 に関する満足度*	34.3%	50%

※満足度の現況値は、緑に関するアンケートにおいて「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で調査し、「満足」「やや満足」と回答した割合。なお、「満足」「やや満足」に「普通」を足した割合は、約76%となり、比較的高い割合となっている。

緑に関するアンケートの結果では、市内の公園の利用頻度について「月に4～5回」以上が30.7%（無回答を除く）であり、今後とも利用頻度を向上させていくことを目標とします。

	現況 令和6年度 (2024年度)	目標年次 令和27年度 (2045年度)
市内の公園の利用頻 度が月に4～5回以上	30.7%	45%

第4章 緑地の配置方針

1. 環境保全系統の緑地の配置方針

(1) 骨格を形成する緑

- 谷津干潟周辺を「緑と水のシンボル拠点」として配置し、本市を代表する優れた自然環境の保全を図ります。
- 拠点性の高い公園およびその周辺を、まちの骨格を形成する緑の拠点として配置し、それらをつなぐ「緑と水の軸」によって、緑のまちづくりの骨格となる豊かな緑と水のある空間を形成することにより、将来にわたって自然と調和した緑豊かな都市環境を保全・創出していきます。



藤崎森林公園

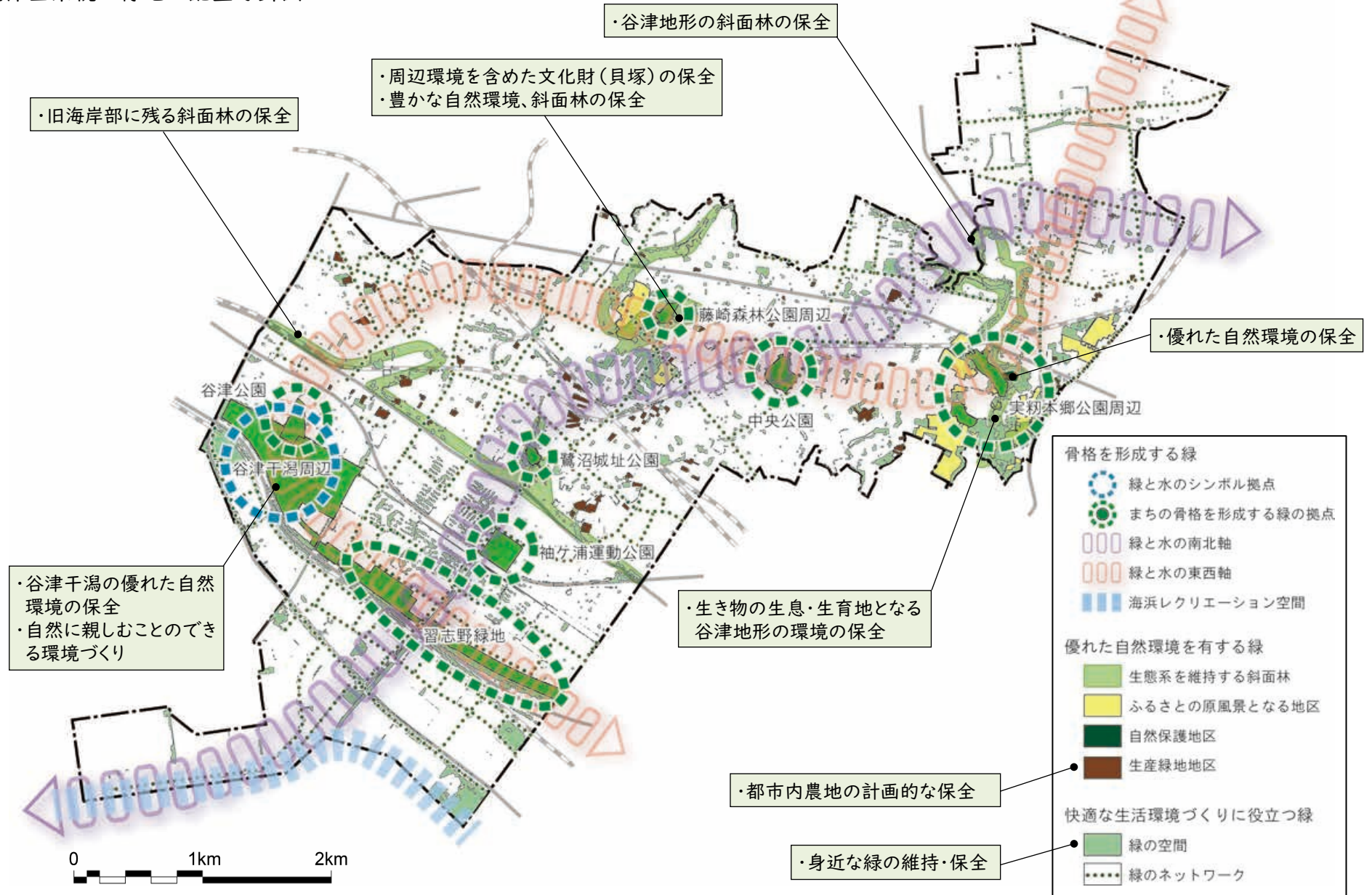
(2) 優れた自然環境を有する緑

- 実籾自然保護地区や社寺林、斜面林、農地等の数々の優れた自然環境を保全するとともに、市民が自然を身近に感じ、親しむことができるようにします。
- 市街化区域内の農地で、農業と調和した都市環境の保全に役立つ農地を生産緑地地区として新規・追加指定を行い、良好な都市環境の形成を図ります。

(3) 快適な生活環境づくりに役立つ緑

- 身近な公園や緑地、住宅や団地のなかの既存の緑を維持・保全するとともに、積極的に創出します。また、これらの緑地の効果を高めるために、緑道等によるネットワーク化を図ります。
- 優れた自然空間に加えて、公園・緑地や住宅団地・工場・学校等に野生生物の生息・生育に配慮したビオトープ*空間を創出します。また、道路、水路、河川・鉄道施設等の緑化を進め、緑の回廊を創出します。
- 街路樹の適正な維持・管理、商業施設や高層住宅地、工場・事業所等における壁面緑化・屋上緑化を促進することにより、地球温暖化防止（CO₂の吸収）に寄与するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や熱中症の防止等、快適な生活環境づくりに努めます。

環境保全系統の緑地の配置方針図



2. レクリエーション系統の緑地の配置方針

(1) 日常的なレクリエーションの場を創出する緑

- 日常的なレクリエーションの場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を、適正に配置します。配置においては、市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m（街区公園の誘致圏）以内）に都市公園が1箇所以上となることを目指します。
- 住区基幹公園に準ずる利用がなされている都市緑地や学校のグラウンド等についても、活用を図ります。



街区公園

(2) 総合的なレクリエーションの場を創出する緑

- 習志野緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合的なレクリエーションができる総合公園として、魅力の向上に努めます。

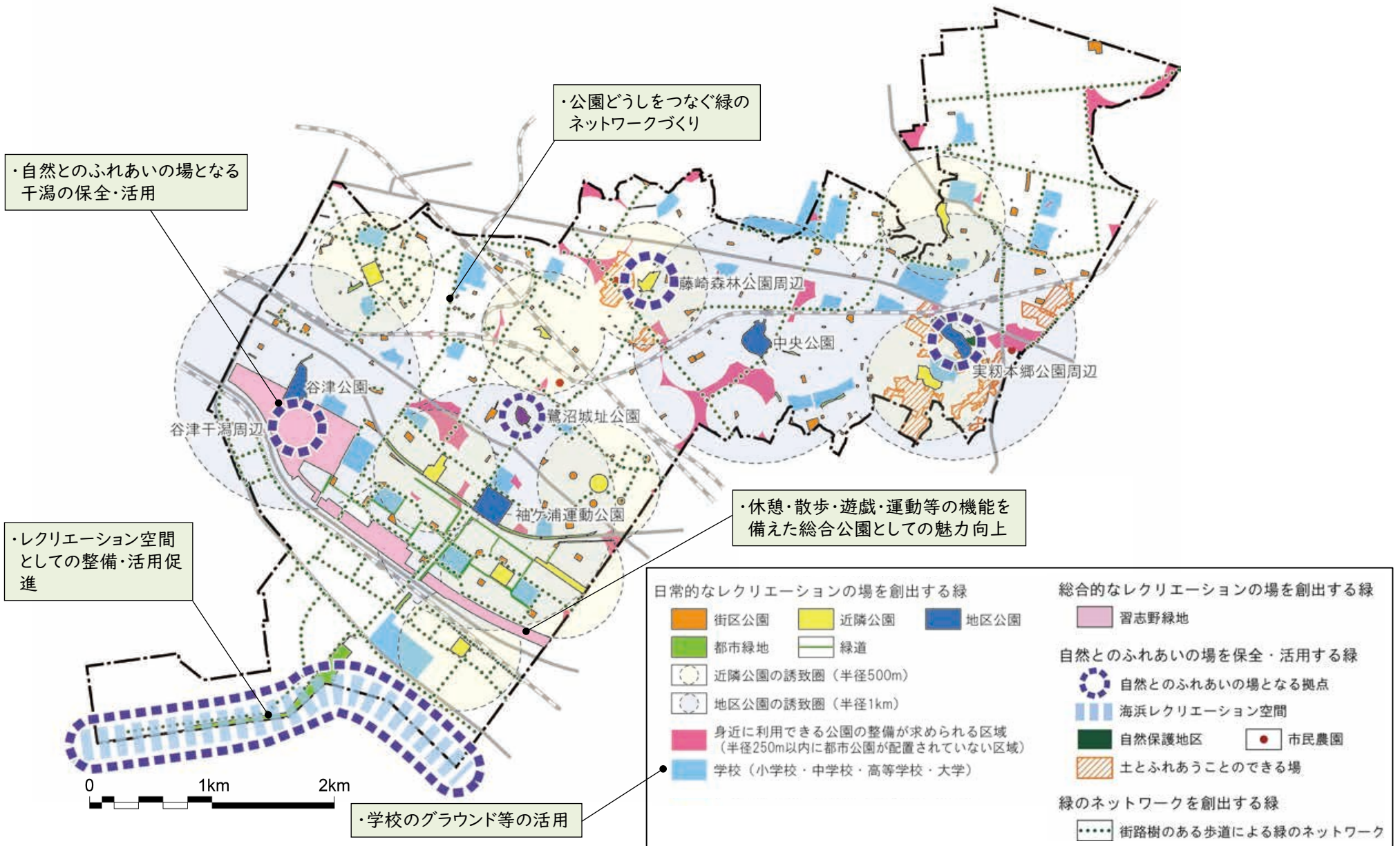
(3) 自然とのふれあいの場を保全・活用する緑

- 谷津干潟や実籾自然保護地区、藤崎森林公園周辺等を、自然とのふれあいを楽しむ場として活用していきます。
- 茜浜・芝園の東京湾に面する海浜部は、水辺のレクリエーションを楽しめるよう、レクリエーション空間としての整備・活用を推進していきます。
- 市民農園や花壇等、土とのふれあいを楽しむ場の整備を進めていきます。
- 点在する斜面林・社寺林や、湧水地等の水辺を、自然とのふれあいを楽しむ場として保全します。

(4) 緑のネットワークを創出する緑

- ハミングロードをはじめとする緑道や習志野緑地等の連続する緑地帯、緑豊かな歩道を活かしながら、ウォーキングやジョギング、サイクリングといった移動型のレクリエーションや公園・緑地どうしの利用を可能とする緑のネットワークを創出します。

レクリエーション系統の緑地の配置方針



3. 防災系統の緑地の配置方針

(1) 一時避難場所・避難路となる緑

- 一時避難場所となっている公園緑地や学校等について防災機能の向上をめざすとともに、防災公園の整備を進めます。
- 市街地において防災の拠点となる緑地を配し、居住地から避難場所までの主要な経路は、緑道や街路樹のある道路として整備していきます。
- 鷺沼近隣公園は、新たな防災拠点としての機能の充実を図ります。

(2) 自然災害の軽減に役立つ緑

- 急傾斜地の崩落や倒木による被害を軽減するため、斜面林の保全を図ります。
- 台風や豪雨による都市型水害等を軽減するため、保水機能を有する農地の保全を図ります。
- 火災時の延焼遮断を図るため、街路樹のある歩道により、緑をつないで連続した延焼遮断帯の創出を図ります。

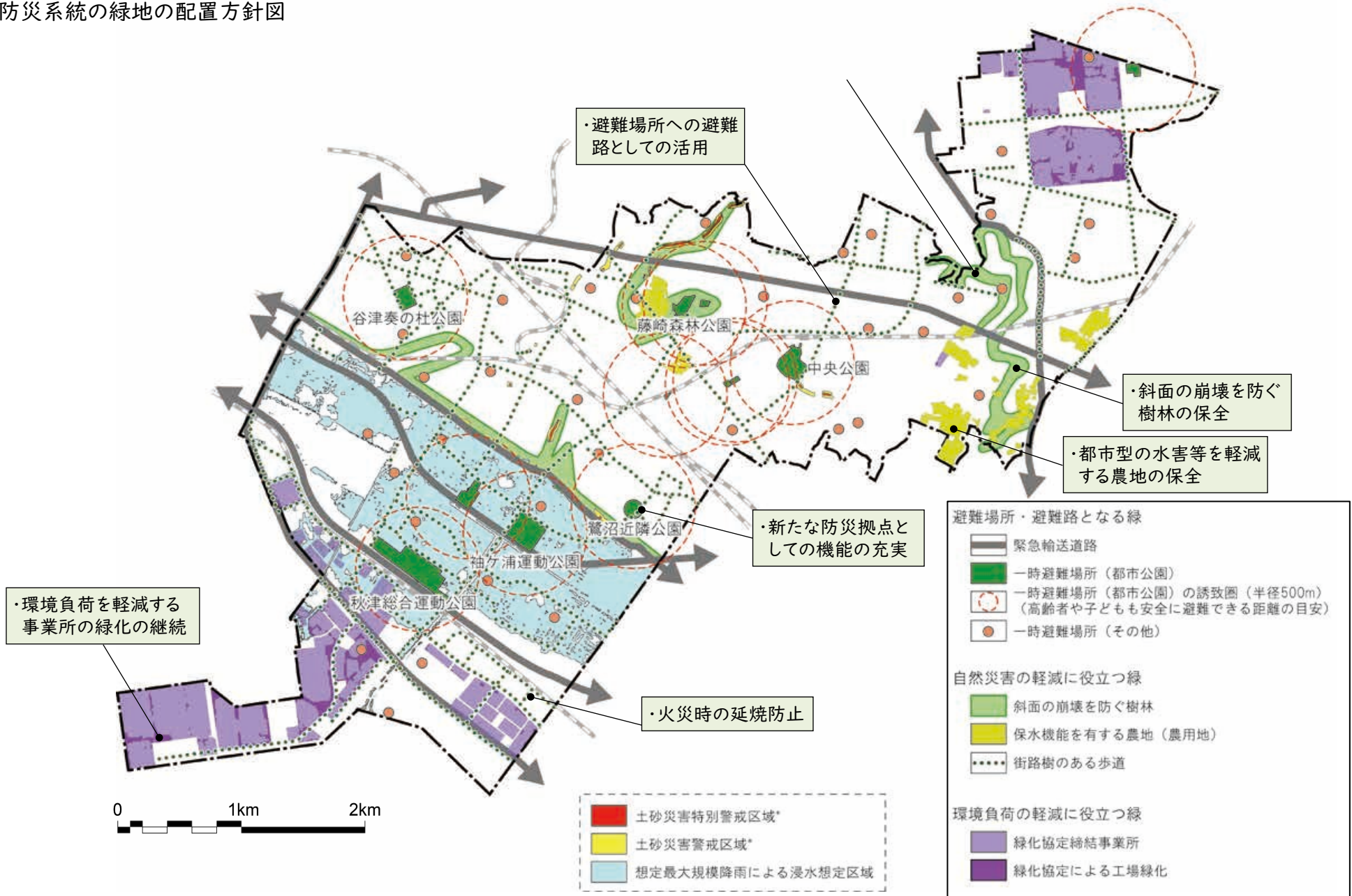
(3) 環境負荷*の軽減に役立つ緑

- 騒音や大気汚染を緩和するため、交通量の多い道路や鉄道の沿線、工場・事業所等において緑の確保を図ります。



事業所内の緑化

防災システムの緑地の配置方針図



4. 景観形成系統の緑地の配置方針

(1) 地域の優れた景観を形成する緑

- 谷津干潟や東京湾沿岸、市街化調整区域のまとまった農地等、本市を代表する優れた景観を保全するとともに、眺望景観の得られる場には公園緑地の整備を図ります。

(2) その他の自然的・歴史的景観を形成する緑

- 保存樹木や習志野市名木百選、斜面林や谷津田等は、習志野らしい自然的景観として保全します。
- 歴史的な遺産である古墳、貝塚、社寺、城址、旧鴫田家住宅等は、習志野の歴史的景観として保全します。

(3) 市街地の景観を創出する緑

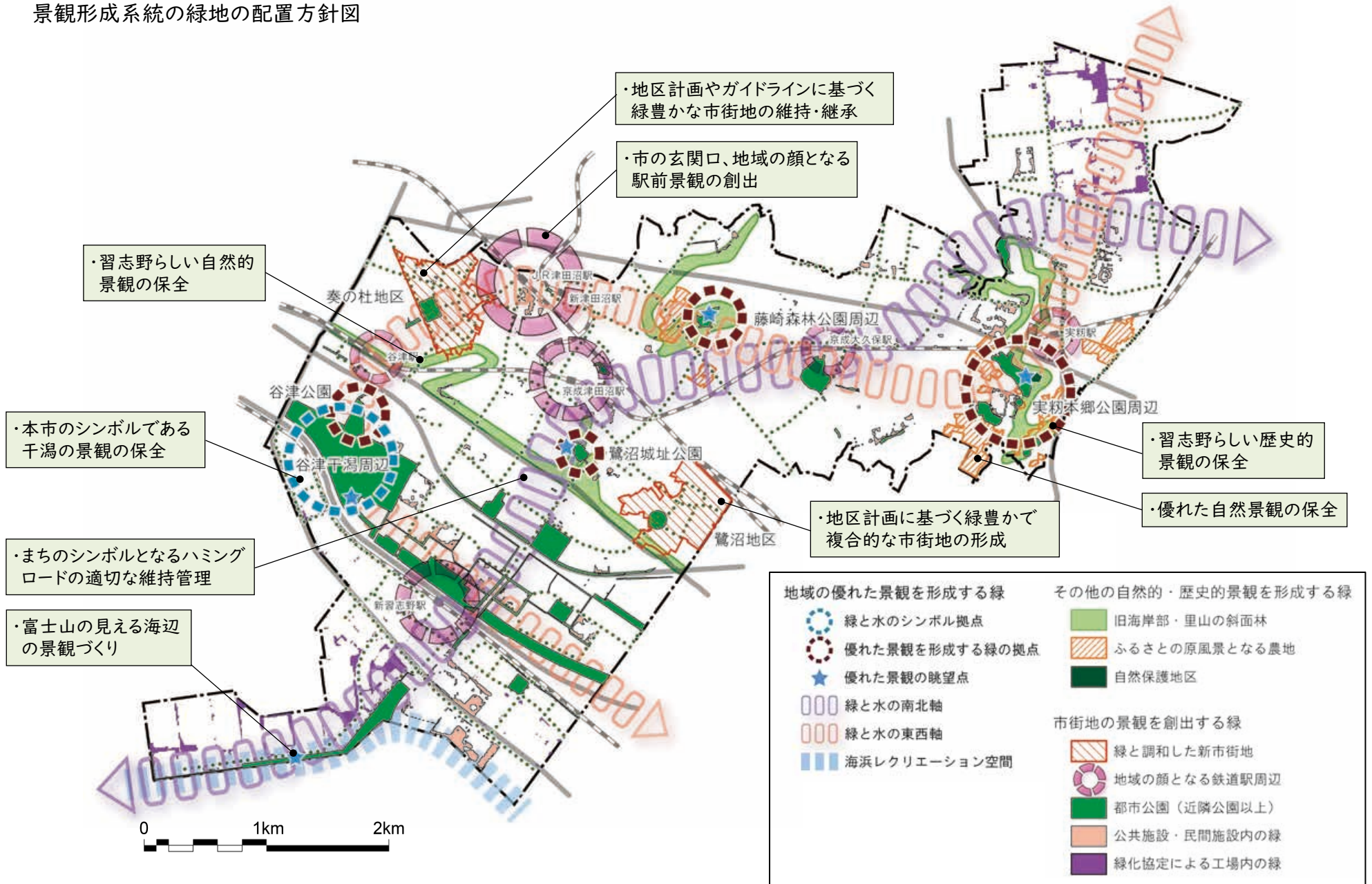
- 市民の目にふれる機会の多い鉄道駅周辺、コミュニティの拠点となる公園や公共施設周辺、幹線道路や鉄道沿い等は、本市の顔となるような、緑の美しい都市景観の創出に努めます。
- 谷津バラ園や習志野緑地、ハミングロードの桜並木等、彩りのある緑の景観を楽しめる場の保全と整備を進めます。



ハミングロード

- 土地区画整理事業*による整備が進められている鷺沼地区では、地区計画*に基づき、周辺環境と調和した緑豊かで複合的な市街地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業による整備が完了した奏の杜地区は、地区計画により、緑や景観に配慮したまちづくり、積極的な緑化が図られており、緑豊かな市街地の維持・継承を図ります。
- その他の住宅地は、沿道部の緑化等、緑のまちなみの創出を促進します。
- 市民花壇等、身近に花を楽しむ場の整備を図ります。

景観形成系統の緑地の配置方針図



5. 総合的な緑地の配置方針

4系統の緑地の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を次のように定めます。

(1) 骨格的な緑

① 緑と水のシンボル拠点

- シギやチドリ等の渡り鳥の中継地であり、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟については、優れた自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いの場、自然観察の場としての活用を図ります。



ハマシギの群れ

② まちの骨格を形成する緑の拠点

- 旧鴛田家住宅や池等のある実籾本郷公園を中心に、自然保護地区や都市環境保全地区、斜面林等、動植物の生息・生育環境の保全を図り、市民が自然に親しむことのできる拠点とします。
- 藤崎森林公園は、県指定史跡・藤崎堀込貝塚等の貴重な文化財や周辺の自然環境と一体となる、自然と歴史にふれあう拠点とします。
- 総合公園である習志野緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合的なレクリエーションができる拠点とします。
- 谷津公園は、谷津バラ園と花木広場を中心とする、市民が自然に親しむことのできる拠点とします。
- その他の地区公園についても、地区住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーションが楽しめる拠点とします。



谷津バラ園

③ 海浜レクリエーション空間

- 茜浜緑地等の臨海部は、レクリエーション空間としての整備・活用を図ります。
- 東京湾や東京都心の背景として富士山を望むことができる良好な展望スポットとしての環境整備を図ります。

(2) 重要な緑

① 斜面林

- 実籾・藤崎等の谷津地形やかつての海岸線沿いの斜面林は貴重な緑であり、これらを保全していきます。

② 地域の顔となる鉄道駅周辺

- 地域の拠点となる駅前広場や周辺の商業地等は、まちの顔となる緑を創出していきます。

③ 緑豊かな市街地

- 身近な公園緑地を計画的に配置するとともに、地域の緑化を推進し、豊かな緑に彩られた市街地を形成します。

④ 緑と調和した新市街地

- 鷺沼地区は、緑や景観に配慮した、複合的な市街地としての整備を図ります。
- 奏の杜地区は、近隣公園を核として、緑と花のまち歩きを楽しむ拠点とします。

⑤ まとまった農地

- 市街化調整区域のまとまった農地は、農業の生産の場としてだけでなく、環境の保全、災害の軽減、美しい景観資源等の多面的な機能を有しており、今後とも適切に保全を図ります。

⑥ 市街地内の緑

- 環境負荷を軽減する工場・事業所内の緑化を継続するとともに、必要に応じて拡充を検討します。
- 市街化区域内の農地は、農産物の供給や身近に緑とふれあえる場、災害時の防災空間としても大切な緑であり、これらの保全と有効活用を図っていきます。
- 公園の池や流れ、河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な水辺の保全と創出を図ります。
- 屋上緑化や沿道部の生垣化等、公共施設や民間施設の緑化を進めます。



じゃぶじゃぶ池

(3) 緑のネットワークの形成

① 緑と水の南北軸

- 本市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続くハミングロードを、緑と水の南北軸と位置づけ、適正な維持管理を図ります。



ハミングロード

② 緑と水の東西軸

- 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐルートで緑と水の東西軸と位置づけ、彩りと潤いのある歩行者空間としての整備、回遊性の創出を図ります。

③ 街路樹のある歩道による緑のネットワーク

- 緑道や街路樹等により、緑地どうしの連続性を構築して、安全で快適な緑のネットワークを創出します。

(4) 均衡ある緑の配置

- 市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m（街区公園の誘致圏）以内）に都市公園が1箇所以上となるように、日常的なレクリエーションの場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を、適正に配置し、緑と水のネットワークを中継する拠点とします。



屋敷近隣公園



中央公園

総合的な緑地の配置方針図



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 緑地の保全及び緑化の施策

緑の将来像・基本方針と施策の推進方向(再掲)

〈将来像〉

〈基本方針〉

〈施策の推進方向〉

多彩で豊かな緑と水を守り
未来へつなげるまち
習志野

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

- (1)-1. 干潟の保全と活用
- (1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出
- (1)-3. 優れた自然環境の保全と活用
- (1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全
- (1)-5. 農地の保全と活用

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

- (2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上
- (2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化
- (2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化
- (2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

- (3)-1. 公共公益施設の緑化
- (3)-2. 住宅地の緑化
- (3)-3. 工場・事業所等の緑化
- (3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

- (4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実
- (4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実
- (4)-3. 環境学習の推進
- (4)-4. 緑と水の計画・調査・研究

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

施策の推進方向	施策の展開
(1)-1. 干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ①干潟を所管する国が実施する保全事業への協力 ②干潟に親しむ機会の創出と利用促進 ③湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続
(1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ①雄大な海浜景観の保全・創出 ②レクリエーション空間としての整備・活用推進 ③新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出
(1)-3. 優れた自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ①特別緑地保全地区*の指定検討 ②自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し ③身近な地域での水辺の保全 ④豊かな自然の保全と親しむ機会の創出 ⑤樹木医による樹木診断の実施
(1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財の指定継続と活用 ②社寺林の環境の保全 ③歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信
(1)-5. 農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ①生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度*の活用促進 ②農用地区域の適正な管理 ③市民農園の保全・活用 ④遊休農地*対策の推進

(1)－1. 干潟の保全と活用

① 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力

全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、干潟の生物のモニタリングやアオサ対策の実施等、環境省による良好な干潟生態系の保全事業に協力していきます。

② 干潟に親しむ機会の創出と利用促進

谷津干潟は、自然生態観察の場としてだけでなく、習志野緑地等と連携して大規模な憩いの場として市民に親しまれています。今後も、案内看板や利用案内マップ等の充実、「谷津干潟の日」をはじめとしたイベントの展開を図り、環境教育・自然とのふれあい・人々の集いの場として利用を促進します。



谷津干潟自然観察センター内

③ 湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続

ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的とするラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加を継続します。

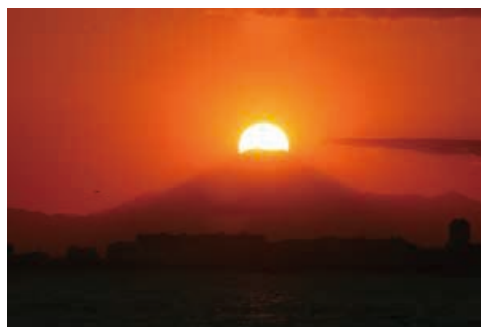
ラムサール条約登録湿地を有するオーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続をはじめ、他の湿地との交流を継続しながら、湿地と水鳥の保護に向け、国外とも連携を図っていきます。

谷津干潟は、ラムサール条約登録湿地であるとともに、渡り鳥性水鳥とその生息地が人と生物多様性に恩恵を与えるものとして認識され、保全されることを目指して設立された「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業：EAAFP）」参加湿地であり、今後も湿地の保全と水鳥の保護に向けた国際的な湿地提携を継続していきます。

(1)－2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出

① 雄大な海浜景観の保全・創出

「関東の富士見百景」に認定されている茜浜緑道は、東京湾を一望できる雄大な海辺の景観が得られるとともに、東京湾や東京都心の背景として富士山を望むことができる良好な展望スポットとしての環境整備を図ります。



ダイヤモンド富士

② レクリエーション空間としての整備・活用推進

茜浜緑地等の臨海部では、駐車場や休憩スペースの拡充、案内サインの設置等により、レクリエーション空間としての整備・活用推進を図ります。また、官民連携を含む様々な整備手法を検討し、更なる魅力向上に努めます。

③ 新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出

海浜公園や茜浜緑地と、近接する新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出を図り、歩いて楽しめる空間づくりを進めます。

(1) - 3. 優れた自然環境の保全と活用

① 特別緑地保全地区の指定検討

都市内の優れた自然環境を将来にわたって保全するために、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。

② 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市民の協力のもとに自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の保護・保全を図ると共に、指定の拡大など適正な見直しを進めます。

③ 身近な地域での水辺の保全

河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な地域での水辺を保全するとともに、周辺緑地の整備を図ります。



菊田川

④ 豊かな自然の保全と親しむ機会の創出

豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、多様な生き物の生息・生育するための空間とのつながりを確保し、人々とのふれあいの場を創出します。

夏休みこども自然観察会や自然のなかで遊ぶ会等を開催して、豊かな自然に親しみふるさと意識を育む機会をつくります。

⑤ 樹木医による樹木診断の実施

保存樹木、習志野市名木百選、公園や街路の古木・巨木等について、樹木医による樹木診断を実施し、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性がある樹木を早期に発見し、適正な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止します。

(1) - 4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全

① 文化財の指定継続と活用

貝塚や天然記念物等文化財の指定継続と文化財を取り巻く環境の保全・改善を図ると共に、本市の歴史的な場所や文化財の所在地をまとめた「習志野市 歴史・文化財マップ」を活用した歴史学習や市内散策等、多くの市民が習志野の歴史・文化的環境にふれあうことができるようにします。



旧鵜田家住宅

② 社寺林の環境の保全

社寺林は、習志野らしい歴史と文化を伝える重要な緑の環境として保全を図り、必要に応じて新たな植樹を推進します。

特別緑地保全地区指定(都市緑地法)、都市環境保全地区や保存樹木指定(市条例)、登録有形文化財制度等の活用により、緑豊かで風格のある社寺の環境を保全します。

③ 歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信

本市の歴史や文化を探訪しやすいような、ホームページの拡充、パンフレットの作成等による周知啓発を行います。

(1) - 5. 農地の保全と活用

① 生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用促進

市街化区域内にある農地で、災害の防止や、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を生産緑地地区として新規・追加指定を行いつつ計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ります。

また、生産緑地の所有者の意向を確認したうえで、特定生産緑地制度を活用し、安定した耕作の継続、生産緑地の保全を図ります。

② 農用地区域の適正な管理

農業上の利用を確保すべき農地である農用地区域については、今後の環境変化を踏まえつつ、都市型農業の健全な発展と優れた自然環境を守るため、適正な管理を図ります。

③ 市民農園の保全・活用

市民が土とふれあう場、環境学習の場として、既存の市民農園の保全・活用を図ります。また、農地所有者が開設する市民農園についても周知を図り、拡充を進めます。

④ 遊休農地対策の推進

遊休農地については、農地利用の最適化の推進として、農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止・解消を図るとともに、遊休農地と判断した農地の所有者に対し、今後の活用等についての意向を確認するため、農地利用意向調査を行い、遊休農地の有効活用に向けた協議を進めます。

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開
(2)－1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ①住区基幹公園の適正配置・魅力向上 ②鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進 ③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり ④借地公園*の拡充 ⑤立体都市公園制度*の導入の検討
(2)－2. 緑と水の拠点のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ①ハミングロードの適正な維持管理 ②主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出 ③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化
(2)－3. 公園・緑地の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点（防災公園）の設置 ②公園緑地・河川等の防災機能の向上 ③幹線道路の計画的な緑化推進

施策の推進方向	施策の展開
(2) - 4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ① PPP/PFI*の拡充・導入の検討 ② 公園・緑地での省エネルギー対策の推進 ③ 管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理 ④ 公園台帳等の整備・定期的な更新 ⑤ 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理 ⑥ 総合公園の整備・拡充 ⑦ 秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備 ⑧ 風致公園の整備・拡充 ⑨ 地域の特色を活かした都市緑地の整備 ⑩ 多様な品種桜の整備 ⑪ 市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理 ⑫ 市の花アジサイの名所づくり

(2) - 1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上

① 住区基幹公園の適正配置・魅力向上

住区基幹公園は、街区公園・近隣公園・地区公園それぞれについて地域に存する緑地や道路・街区等の状況をふまえ、住民が容易に利用できるように配置を進めていきます。

既存の住区基幹公園については、地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となる公園としての魅力向上・再整備をめざします。

公園の池や流れは、生き物の生息・生育するための空間とのつながりを意識し保全していきます。

公園の整備・リニューアルにあたっては、地域住民に親しまれるよう、必要に応じて住民参加による公園づくりを図っていきます。

また、老朽化した公園等については、配置方針を踏まえた統廃合や機能再編について、状況に応じて検討を行います。



実籾自然公園

② 鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進

鷺沼特定土地区画整理事業地区では、地区内外を含む近隣住区に対応し、災害時の一時避難場所としても機能する近隣公園の他、近隣公園との機能分担や誘致距離等を踏まえた街区公園、および緑地・緑道を適宜配置し、計画的な整備を推進します。

③ 市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり

キャッチボール等のボール遊びができる公園、こどもの遊び場が不足するエリアでの公園の整備、土や生き物とふれあえる公園の整備等、市民の様々なレクリエーションニーズに対応する公園づくりを検討します。

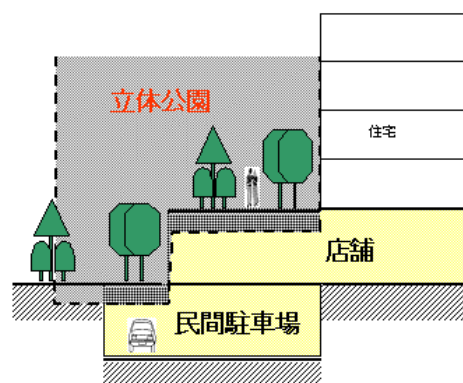
また、インクルーシブ*な遊具の設置の検討等、高齢者や障がいのある人、子育て中の人を含む、全ての人々が安全で安心して利用できるような公園づくりを推進します。

④ 借地公園の拡充

借地公園制度は、土地所有者から土地を借り受けて公園を設置する制度であり、市内では「藤崎5丁目みんなの広場」で導入しています。今後は、公園が不足している地域等において、遊休地等の土地所有者の協力を得ながら、拡充を図っていきます。

⑤ 立体都市公園制度の導入の検討

立体都市公園制度は、都市公園の地下を別の用途で利用することや、建物の屋上に都市公園を設置することを可能とする制度です。鉄道駅周辺等、立体的な土地利用を図る必要のある地区において導入を検討します。



立体都市公園のイメージ

(2) - 2. 緑と水の拠点のネットワーク化

① ハミングロードの適正な維持管理

本市の豊かな緑を象徴する「緑と水の南北軸」に位置づけるハミングロードについては、歩道面や公園灯、健康遊具の補修、および大きくなった樹木の剪定等を実施してきており、引き続き未整備区間の整備、施設等の整備・充実、植栽環境の充実を図ると共に、施設の補修、樹木剪定・更新等、適正な維持管理を図ります。

また、市民との協働による運営管理やイベント等により、「市民交流軸」として賑わいの創出、歩きたくなる空間づくりをめざします。



ハミングロード

② 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出

主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐルート「緑と水の東西軸」と位置づけ、街路樹の整備、私有地の緑化等により、彩りとうるおいのある香りの道づくり、回遊性の創出を進めます。

③ 緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化

四季を通じて、通勤・通学、散策、ウォーキング等様々な利用ができるように、都市景観の向上や緑地の連続性に配慮した快適な緑道を整備します。

都市の美観向上、地球温暖化防止（CO₂の吸収）、ヒートアイランド現象の緩和、熱中症の防止等に寄与する街路樹の整備や更新により、道路利用者の安全と緑の保全、良好な環境のバランスに配慮した道路緑化に取り組みます。

(2) - 3. 公園・緑地の防災機能の強化

① 鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点（防災公園）の設置

鷺沼特定土地区画整理事業地区内に整備する予定の近隣公園については、地域防災計画*における一時避難場所に位置づけ、地区内外を含む近隣住区に対応する新たな防災拠点としての機能の充実を図ります。

② 公園緑地・河川等の防災機能の向上

地域防災計画において一時避難場所に位置づけている公園を中心として、防災倉庫や耐震性貯水槽*等、既設の公園緑地の防災機能を向上させます。

河川空間は、災害時における延焼遮断帯としての機能や防火用水等の取水機能を有していることから、施設管理者である千葉県と一体となって適切な維持管理を図ります。また、必要に応じて施設の整備等、防災機能の向上に向けた検討を進めます。

緑地の樹種については、災害や環境負荷への適性を考慮して選定を図ります。

③ 幹線道路の計画的な緑化推進

道路は、災害発生時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせています。幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性和効果の高い路線から緑化の整備を進めます。

また、幹線道路の整備に合わせ、その他の道路についても避難路や資材の輸送路、延焼防止帯としての役割を果たすよう、道路の緑化を進めていきます。

(2) - 4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

① PPP/PFIの拡充・導入の検討

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を市と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度やPFI (Private Finance Initiative) 等の様々な方式があります。

本市では谷津バラ園やプラッツ習志野、谷津干潟自然観察センター等が指定管理者制度を導入していますが、その他の公園緑地についても、公園の特色に応じて、指定管理者制度の拡充を検討します。

また、公園の一部を公募設置管理制度 (Park-PFI) の対象区域とし、対象区域以外の整備・管理運営をPark-PFIと組み合わせて公募し、官民連携による総合的な公園の整備・管理運営を行う等、地域の実情に応じた制度の導入の検討を進めます。



Park-PFI制度を活用した公園整備のイメージ
(出典:国土交通省HP)

② 公園・緑地での省エネルギー対策の推進

公園・緑地に太陽光や風力等自然エネルギーを活かした設備の導入や、公園内照明のLED化を進める等、エネルギー消費の少ない設備を積極的に導入します。

③ 管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理

植栽されてから長い年月が経ち、巨木化や過密化している樹木について、樹木管理指針に基づいて管理を行い、計画的に剪定や伐採、補植等を実施するとともに、維持管理費の縮減を図ります。

また、必要に応じて樹木管理指針を改訂し、樹木の適正管理に努めます。

④ 公園台帳等の整備・定期的な更新

公園緑地の適正な管理を行うために、公園台帳や街路樹台帳を整備し、定期的な更新を行うとともに、DX*化の観点からデータベース化や情報の蓄積等についても検討していきます。

⑤ 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理

遊具等の公園施設は、塗装等の定期的なメンテナンスによって耐用年数の延伸を図ることが必要であり、本市では、令和2(2020)年3月に「習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画」、令和7(2025)年3月に「習志野市緑道橋長寿命化修繕計画」を策定し、更新工事や補修工事を行っています。引き続き遊び場の安全性をより一層高めるため施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、公園施設の集約・再編等を検討した長寿命化計画を策定し、計画に基づいた公園施設の更新や補修に努めます。

⑥ 総合公園の整備・拡充

習志野緑地は、緩衝緑地としての機能を維持するため、既存施設の適正な維持管理を行うとともに、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合公園として、更なる魅力向上に向けた手法を検討し、整備拡充を進めます。

⑦ 秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備

秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備を図り、近隣住民の日常のレクリエーション活動の場としての利用を促進します。

⑧ 風致公園の整備・拡充

鷺沼城址や古墳のある鷺沼城址公園は、公園西側の斜面林の保全と、隣接するハミングロードとの連続性の確保を図ると共に、風致及び歴史的景観を楽しむ風致公園として、整備・拡充を進めます。



鷺沼城址公園

⑨ 地域の特色を活かした都市緑地の整備

雄大な海辺の自然を体感し、東京湾や富士山の景観を楽しむことのできるウォーターフロントや、都市景観の向上等の役割を果たしている斜面林の保全を図るため、都市緑地の整備を進めます。

既設の都市緑地については、さらに市民に親しまれるようリニューアルを検討します。

⑩ 多様な品種桜の整備

市内で開花時期や咲き方、色合い等が異なる桜を散策やお花見で楽しむことができるよう、市民、事業者、市が協働で多様な品種桜を適地に植栽します。

⑪ 市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理

市公式LINEを活用して、市民から既存の公園・緑地に関する情報を提供していただくことにより、適正な維持管理、迅速な対応を図ります。

⑫ 市の花アジサイの名所づくり

市の花であるアジサイを市内の公園・緑地等に植栽し、市民のアジサイへの愛着の醸成に努めるとともに、観光客へのPRなどシティセールス*のツールとしての活用を図ります。

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

施策の推進方向	施策の展開
(3)-1. 公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①公共公益施設の緑化 ②道路の緑化 ③鉄道施設の緑化の促進
(3)-2. 住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①緑地協定*制度の活用 ②地区計画制度の活用 ③住宅開発時の緑化指導 ④接道部の緑化や生垣化の推進
(3)-3. 工場・事業所等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①工場・事業所の緑化推進 ②緑化協定の締結推進と緑地の保全 ③工場・事業所・大学の市民開放の促進
(3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①花で彩られた魅力ある商店街づくり ②緑化地域制度*の活用 ③駅周辺での市街地再開発事業*に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成 ④新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成 ⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上

(3)－1. 公共公益施設の緑化

① 公共公益施設の緑化

学校は、地域の中核的な施設であるため、緑化についても地域のシンボルとなるように、各学校の実情を踏まえつつ、校庭周りの緑化や校庭の一部芝生化等、多様な緑化に取り組みます。学校の建替えや新築、改修・改築、長寿命化の際には、緑化の推進に努めます。

一部の学校においては、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）づくりに取り組んでいることから、今後も教職員やPTA等の協力を得ながら、環境学習の場としての活用を図ります。

官公庁、公民館等の公共公益施設においては、利用する人の目を楽しませ、地域にうるおいを与える緑化を進めていきます。

公共公益施設の緑化は、地域における緑化の手本となるように、壁面緑化等の緑化を推進します。



習志野市役所庁舎

② 道路の緑化

街路樹の整備を積極的に進めるとともに、良好な育成管理に努めます。

街路樹柵に花を植えて花壇にできるよう、制度化を検討します。

また、高速道路沿いの緑化を進めるとともに、樹木の良好な育成管理に努めます。



街路樹

③ 鉄道施設の緑化の促進

鉄道施設の緑化を進めるよう、鉄道各社に要請を行います。

(3)－2. 住宅地の緑化

① 緑地協定制度の活用

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する「緑地協定制度」の活用を図り、市民の協力によって緑豊かなまちづくりを進めます。

協定締結者への支援制度の導入を検討します。

② 地区計画制度の活用

地域で話し合っただけで決めたまちづくりのルールを都市計画法*によって定める「地区計画制度」を活用して、緑化率や壁面の位置の制限の設定、生垣化等により、緑豊かな住宅地をつくれます。

③ 住宅開発時の緑化指導

住宅開発時に、緑地の確保や緑化について必要な指導を行います。開発以外の建築においても、適正に緑化の指導を行います。

屋上や壁面、プランターによる緑化等の技術指導を検討します。

④ 接道部の緑化や生垣化の推進

新築・改築住宅の接道部に対する緑化や生垣化の推進を図り、災害に強く美しい緑のまちなみをつくりま

す。
年齢等に関わらず、すべての人が緑の維持管理を続けられるような支援制度の導入を検討します。



接道部の生垣化

(3) - 3. 工場・事業所等の緑化

① 工場・事業所の緑化推進

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化を推進します。

小規模の工場・事業所等、その他の民間施設についても、屋上・壁面緑化や外周部等の緑化を推進します。



事業所の緑化

② 緑化協定の締結推進と緑地の保全

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化協定の締結推進と緑地の保全を図ります。

事業者が変わっても緑化協定締結が継続されるようなしくみと、屋上緑化、壁面緑化等を考慮した条例の見直しを検討します。

③ 工場・事業所・大学の市民開放の促進

工場・事業所・大学のスポーツ施設や花の美しい緑地の市民への開放や工場見学を促進し、市民が緑に親しむことができるよう努めます。

(3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

① 花で彩られた魅力ある商店街づくり

花鉢、ハンギングバスケット、窓辺の花飾り、植樹樹の花壇、立体花壇等、花で彩られた商店街の創出をめざします。屋上庭園、壁面緑化、路地緑化、中庭緑化等、立体空間や狭小空間の緑化を進め、商店街の魅力を高めます。



商業施設の緑化

② 緑化地域制度の活用

緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける「緑化地域制度」の活用を検討し、駅前商業地等の緑化を推進します。

③ 駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成

駅周辺において市街地再開発事業が行われる場合には、まちの玄関口となる駅前の魅力を高めるため、多様な人々の活動の場となるオープンスペースの整備や、駅周辺の公共施設等の緑の空間をつなぐ緑のネットワークの形成を図ります。

④ 新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成

新習志野駅周辺は、公共施設や商業施設等の緑化の推進、茜浜緑地や緑道等とのネットワークにより、歩行者空間の回遊性の向上を図ります。

⑤ 駅前広場での緑の空間の魅力向上

市内の各駅前広場については、花壇や植栽等の維持管理に努めるとともに、必要に応じて改修や整備を検討する等、まちの玄関口に相応しい緑の空間としての魅力向上を図ります。



京成津田沼駅前広場

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開
(4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑を支える団体への支援 ② 市民協働による公園の維持管理 ③ 「名木百選」事業の継続 ④ 緑のふるさと基金を活用した事業の推進 ⑤ 花いっぱい花壇づくり事業の継続 ⑥ オープン・ガーデン*の普及 ⑦ 緑の表彰制度の継続・拡充 ⑧ 緑に係る人材・団体への支援 ⑨ 市の花アジサイの緑化推進、魅力発信 ⑩ 「誕生の木」の配布
(4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信 ② 緑と公園のホームページの充実
(4)-3. 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校での環境教育の支援 ② 谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発 ③ 公民館での環境に係る講座の実施
(4)-4. 緑と水の計画・調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑の基本計画の策定・改訂 ② 緑の現況調査の定期的実施 ③ 景観計画の策定等、景観まちづくりの推進 ④ 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施 ⑤ 教育機関や市民ボランティアとの連携

(4)－1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実

① 緑を支える団体への支援

緑に関する活動を行う市民団体等に対する補助や、団体間の交流の場の創出、情報発信の支援、緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度*等、緑を支える団体を支援します。

② 市民協働による公園の維持管理

市が管理する公園緑地等について、身近な公園施設に愛着を持って頂くとともに市民協働を推進する観点から、維持管理の一部を地元町会・自治会や子供会に委託しており、今後とも、事業の継続を図ります。



市民による公園管理

③ 「名木百選」事業の継続

「名木百選」は、市民の皆さんから推薦された樹木を、樹木の専門家や市民で構成される「習志野市名木選定委員会」で選定し、平成14(2002)年に75本を指定したのですが、枯損等による樹木の伐採に伴う指定解除により、指定本数は減少しています。今後とも、身近な地域にある名木を巡ることを通じて季節を感じ、地域の歴史を知り、樹木による大気の浄化や水の保水作用等、多くの恩恵について考えるきっかけとなるように事業の継続を図ります。また、ウォークラリー等のイベントについて検討します。

④ 緑のふるさと基金を活用した事業の推進

緑豊かなまちづくりを推進するために設置した緑のふるさと基金を活用し、花の種子の配布や桜の名所づくり運動、市内の緑地の整備・植栽等の事業を推進します。

⑤ 花いっぱい花壇づくり事業の継続

地域において、自ら花壇づくりを実施する町会等に対して、花苗等を交付する事業を継続します。

⑥ オープン・ガーデンの普及

オープン・ガーデンは個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動であり、市内でもイベント時に期間を限定した取り組みが行われています。こうしたオープン・ガーデンの普及のための支援、広報活動等を行います。



オープン・ガーデンのイメージ

⑦ 緑の表彰制度の継続・拡充

緑化の推進や緑の保全、またその啓発に功労のあった市民に対する「緑の表彰制度」を継続・拡充していきます。

⑧ 緑に係る人材・団体への支援

こども達の野外教育や自然体験活動、プレーパークの設置、地域の緑化活動等の中心となる人材・団体への支援を図ります。

⑨ 市の花アジサイの緑化推進、魅力発信

市、市民、事業者が一体となって、市の花アジサイを用いた緑化を推進するとともに、ホームページ等を活用しておすすめの公園を周知する等、魅力の発信を図ります。

⑩ 「誕生の木」の配布

市内で生まれた赤ちゃんに「アジサイ(市の花)」の苗を配布する事業を継続します。

(4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実

① 広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信

広報・パンフレット・映像・SNS等を活用して、「関東の富士見百景」に選ばれた茜浜緑道や「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれた谷津千潟～幕張新都心の道等、市内の重要な緑や美しい景観についての情報を広く発信します。

② 緑と公園のホームページの充実

インターネットによる情報発信を図るため、習志野市の緑と公園に関するホームページを随時更新し、内容の充実を図っていきます。

(4)-3. 環境学習の推進

① 学校での環境教育の支援

市内全小学4年生を対象とする環境教育や自然体験学習への支援を行います。

個別の取り組みについては、地域・学校ごとに状況が異なるため、各学校での取り組みに応じた支援を継続します。

② 谷津千潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発

谷津千潟自然観察センターでは、来館者や視察への対応、ジュニアレンジャーの育成、環境学習の受入れ、観察会、展示イベント等を実施しており、引き続き環境学習を担う施設としての事業展開を図ります。



環境学習

③ 公民館での環境に係る講座の実施

公民館では、環境に関する講座等を実施しており、引き続き身近な施設で環境学習への取り組みを継続していきます。

(4)－4. 緑と水の計画・調査・研究

① 緑の基本計画の策定・改訂

緑の基本計画は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、速やかに改訂を行い、計画内容の充実に努めます。また、改訂にあたっては、住民の意見を的確に反映させるように努めます。

② 緑の現況調査の定期的実施

本市の緑の現況を把握する調査を定期的の実施し、今後の公園・緑地の整備・再整備や良好な自然環境の保全等の取り組みに反映していきます。

③ 景観計画の策定等、景観まちづくりの推進

緑の量的な拡大のみならず、緑豊かな美しくうらおいのあるまちを創出するために、必要に応じて景観法等の活用を図りながら、各種規制、支援等を行います。

また、今後の状況の変化や市民のニーズ等を見極めながら、景観計画の策定についても検討していきます。

④ 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施

市内の公園がどのように利用され、また公園に対してどのようなニーズがあるかを調査し、今後の公園整備に活かします。

また、公園施設(遊具)長寿命化計画に基づき、計画的な施設の更新・維持管理を行い、施設の長寿命化と利用者の安全性の向上を図ります。



公園調査のイメージ

⑤ 教育機関や市民ボランティアとの連携

緑に関する共同研究や緑の活用手法の提案等、大学等の研究機関との連携を図ります。

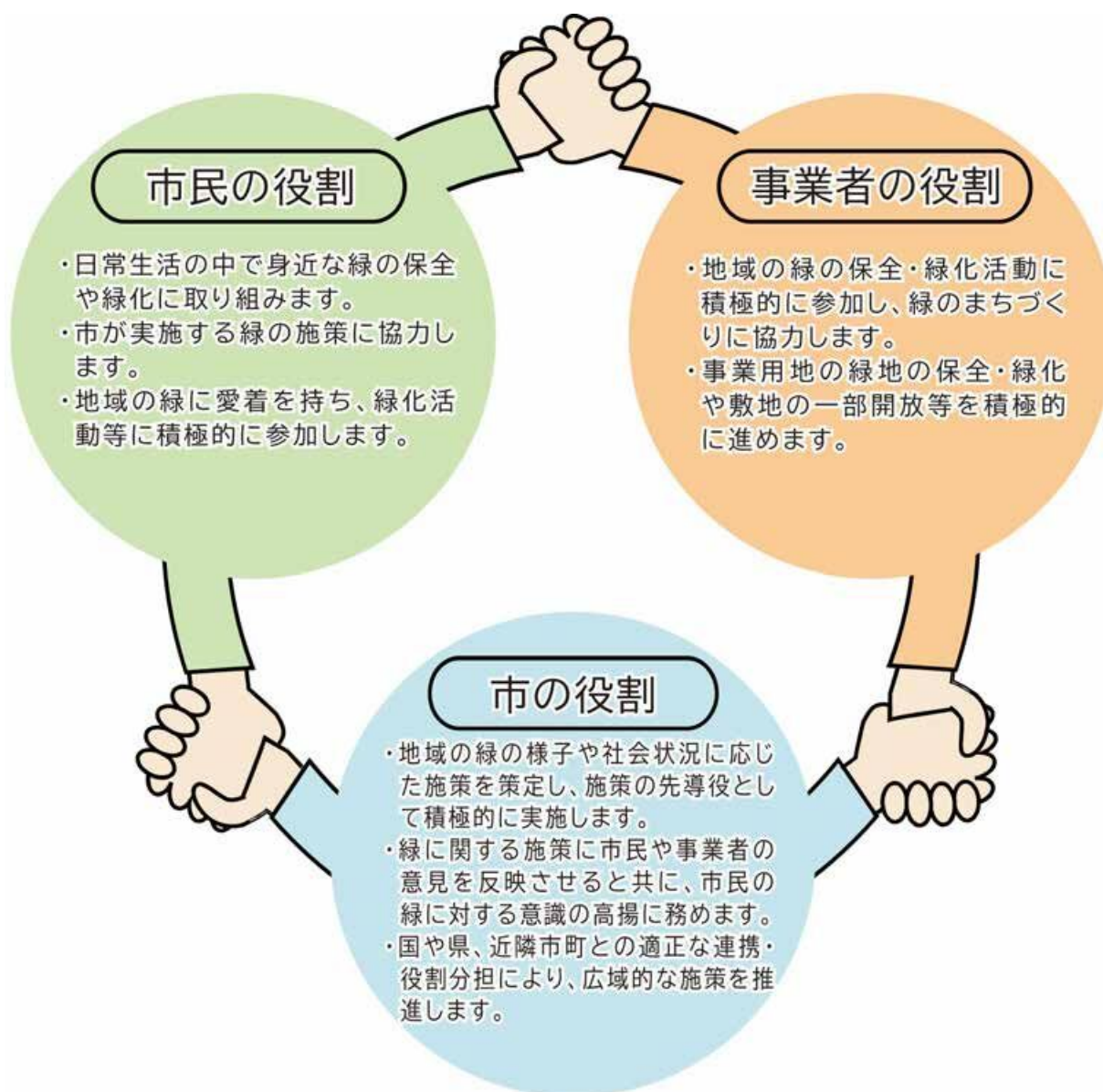
また、市民団体や市民カレッジの卒業生といった市民ボランティアによる緑の評価や、特定外来生物種の状況調査等、市民との協働による緑と水の調査・研究の成果の共有・活用を図ります。

2. 施策の推進方針

(1) 計画の主体と役割

習志野市の緑の施策を推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれが協力・連携しながら、自主的かつ積極的に行動することが不可欠です。

本計画では、事業の推進主体とそれぞれの役割を次のように定めます。



(2) 施策の推進と評価・見直しの方法

各々の施策の実施にあたっては、事業サイクルを設定し、地域の状況や社会情勢の変化、各事業の取り組み状況に対応して、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」を順に行う「PDCAサイクル」によって、施策毎の推進と評価・見直しを図っていきます。



見直しの際には、各施策の取り組み状況を広く公表し、アンケート調査等を通じて施策の評価を図っていきます。

施策の進捗や緑の現況等については、年次の報告書(環境白書)を通じて明らかにしていきます。

(3) 各施策の役割分担・推進スケジュール

地域の個性となる緑と水を守り、いかす

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(1)-1. 干潟の保全と活用	①干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	○	○	●		
	②干潟に親しむ機会の創出と利用促進	○		●		
	③湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続	○		●		
(1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	①雄大な海浜景観の保全・創出			●		
	②レクリエーション空間としての整備・活用推進	○		●		
	③新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出			●		
(1)-3. 優れた自然環境の保全と活用	①特別緑地保全地区の指定検討	○		●		
	②自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し	○		●		
	③身近な地域での水辺の保全	○		●		
	④豊かな自然の保全と親しむ機会の創出	○		●		
	⑤樹木医による樹木診断の実施			●		
(1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	①文化財の指定継続と活用			●		
	②社寺林の環境の保全	○		●		
	③歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信			●		
(1)-5. 農地の保全と活用	①生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用促進	○		●		
	②農用地区域の適正な管理	○		●		
	③市民農園の保全・活用	○	○	●		
	④遊休農地対策の推進	○	○	●		

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

緑と水の拠点を彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上	①住区基幹公園の適正配置・魅力向上	○		●	■	■
	②鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進		○	●	■	■
	③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり	●		●	■	■
	④借地公園の拡充	○	○	●	■	■
	⑤立体都市公園制度の導入の検討	○	○	●	■	■
(2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化	①ハミングロードの適正な維持管理	●	○	●	■	■
	②主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出	●	○	●	■	■
	③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化	○		●	■	■
(2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化	①鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置			●	■	■
	②公園緑地・河川等の防災機能の向上	○		●	■	■
	③幹線道路の計画的な緑化推進	○		●	■	■
(2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営	①PPP/PFIの拡充・導入の検討	○	○	●	■	■
	②公園・緑地での省エネルギー対策の推進			●	■	■
	③管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理			●	■	■
	④公園台帳等の整備・定期的な更新			●	■	■
	⑤公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理	○		●	■	■
	⑥総合公園の整備・拡充			●	■	■
	⑦秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備			●	■	■
	⑧風致公園の整備・拡充			●	■	■
	⑨地域の特色を活かした都市緑地の整備	○		●	■	■
	⑩多様な品種桜の整備	○	○	●	■	■
	⑪市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理	○	○	●	■	■
	⑫市の花アジサイの名所づくり			●	■	■

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

身近な暮らしの緑をはぐくむ

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(3)-1. 公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化			●	■	■
	②道路の緑化	○	○	●	■	■
	③鉄道施設の緑化の促進		●		■	■
(3)-2. 住宅地の緑化	①緑地協定制度の活用	●		●	■	■
	②地区計画制度の活用	●		●	■	■
	③住宅開発時の緑化指導	○		●	■	■
	④接道部の緑化や生垣化の推進	●		●	■	■
(3)-3. 工場・事業所等の緑化	①工場・事業所の緑化推進		●	●	■	■
	②緑化協定の締結推進と緑地の保全		○	●	■	■
	③工場・事業所・大学の市民開放の促進	○	●	○	■	■
(3)-4. 商業地・主要な 鉄道駅周辺の 緑化	①花で彩られた魅力ある商店街づくり	○	●	○	■	■
	②緑化地域制度の活用			●	■	■
	③駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成		●	○	■	■
	④新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成		○	●	■	■
	⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上		○	●	■	■

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

協働・連携による緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	①緑を支える団体への支援	●		●	■	■
	②市民協働による公園の維持管理	●		●	■	■
	③「名木百選」事業の継続	○		●	■	■
	④緑のふるさと基金を活用した事業の推進	○		●	■	■
	⑤花いっぱい花壇づくり事業の継続	●		●	■	■
	⑥オープン・ガーデンの普及	●		●	■	■
	⑦緑の表彰制度の継続・拡充	○	○	●	■	■
	⑧緑に係る人材・団体への支援	○	○	●	■	■
	⑨市の花アジサイの緑化推進、魅力発信	○	○	●	■	■
	⑩「誕生の木」の配布			●	■	■
(4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実	①広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信	○	○	●	■	■
	②緑と公園のホームページの充実			●	■	■
(4)-3. 環境学習の推進	①学校での環境教育の支援	○	○	●	■	■
	②谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発	○	○	●	■	■
	③公民館での環境に係る講座の実施	○		●	■	■
(4)-4. 緑と水の計画・調査・研究	①緑の基本計画の策定・改訂			●	■	■
	②緑の現況調査の定期的実施			●	■	■
	③景観計画の策定等、景観まちづくりの推進	○	○	●	■	■
	④公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	○	○	●	■	■
	⑤教育機関や市民ボランティアとの連携	○	○	●	■	■

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

第6章 保全配慮地区・緑化重点地区

1. 保全配慮地区

(1) 保全配慮地区とは

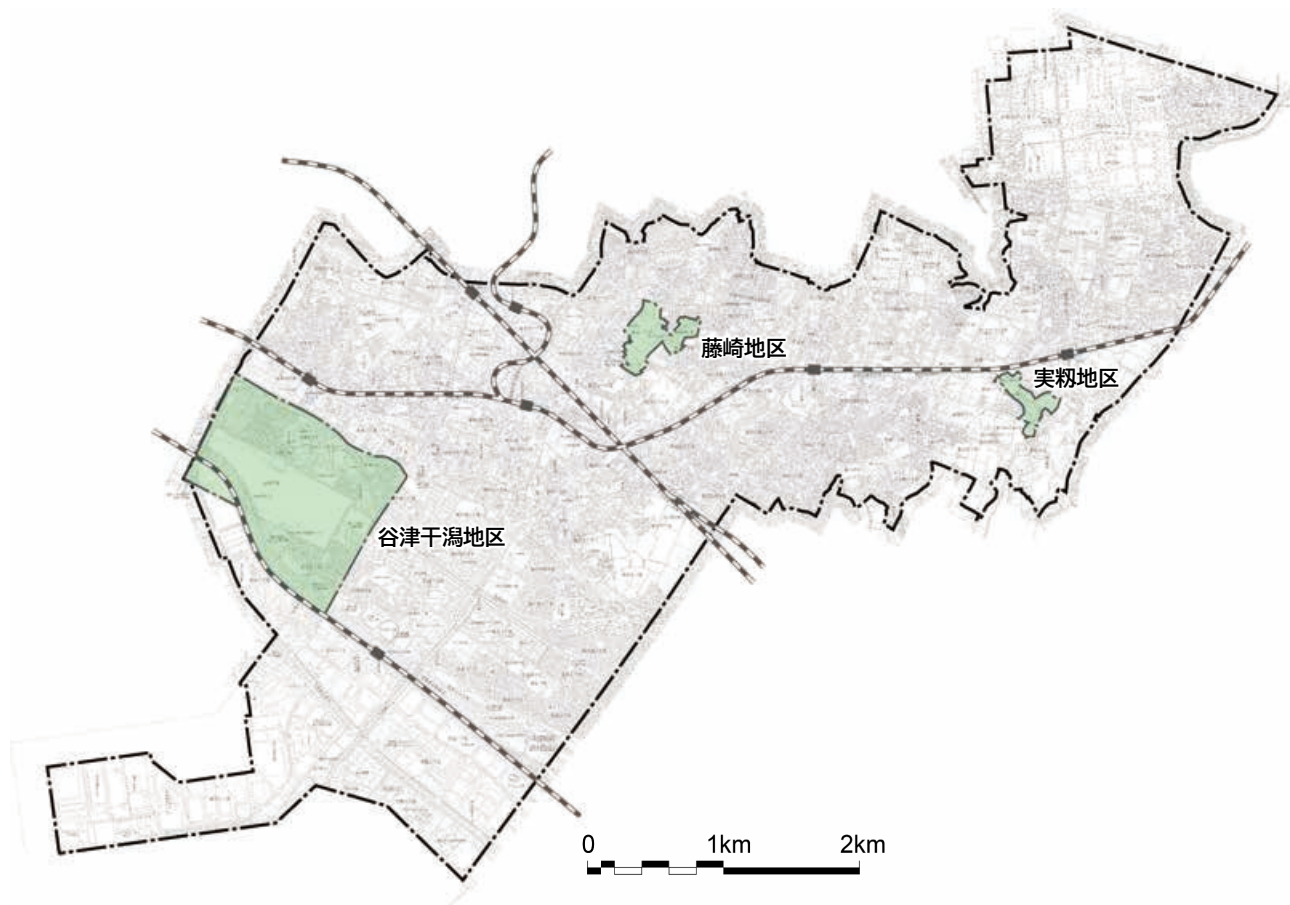
保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号において「緑地保全地域、特別緑地保全地区および生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と定められています。

都市緑地法運用指針では、「風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等」について定めるものとされています。

本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と水のシンボル拠点」、「まちの個性となる緑の拠点」から、以下の3つの地区を保全配慮地区として設定します。

- ・谷津干潟地区
- ・実籾地区
- ・藤崎地区

保全配慮地区位置図

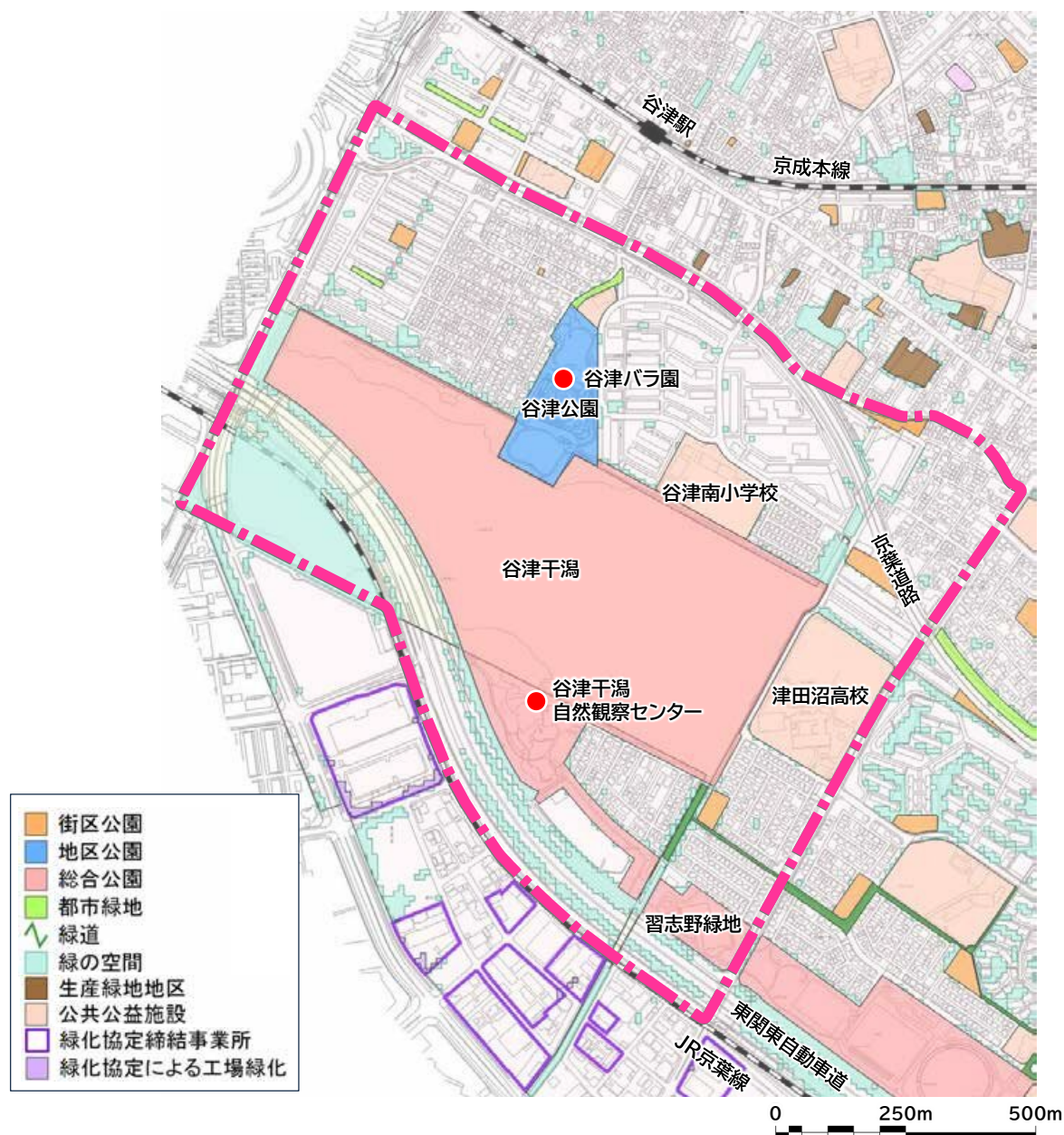


(2) 谷津干潟地区

① 地区の現況と課題

- 谷津干潟、習志野緑地（谷津干潟公園）、谷津公園、谷津バラ園等で構成されています。
- 谷津干潟は、全域が国指定鳥獣保護区に、一部を除いた区域が特別保護地区に指定されており、管理者である環境省主導のもと保全が行われています。
- 本市でも調査や清掃活動等を実施してきましたが、シギ・チドリ類の渡来数の大幅な減少が見られたため、環境省では鳥類の生息環境の改善を目的として、平成22(2010)年度から令和元(2019)年度まで「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」を実施し、環境改善が見られた現在も、モニタリング調査が継続されています。
- 谷津干潟の周辺には、高層の住宅団地や戸建て住宅地が形成されており、主な公共施設として、谷津南小学校、津田沼高校が立地しています。

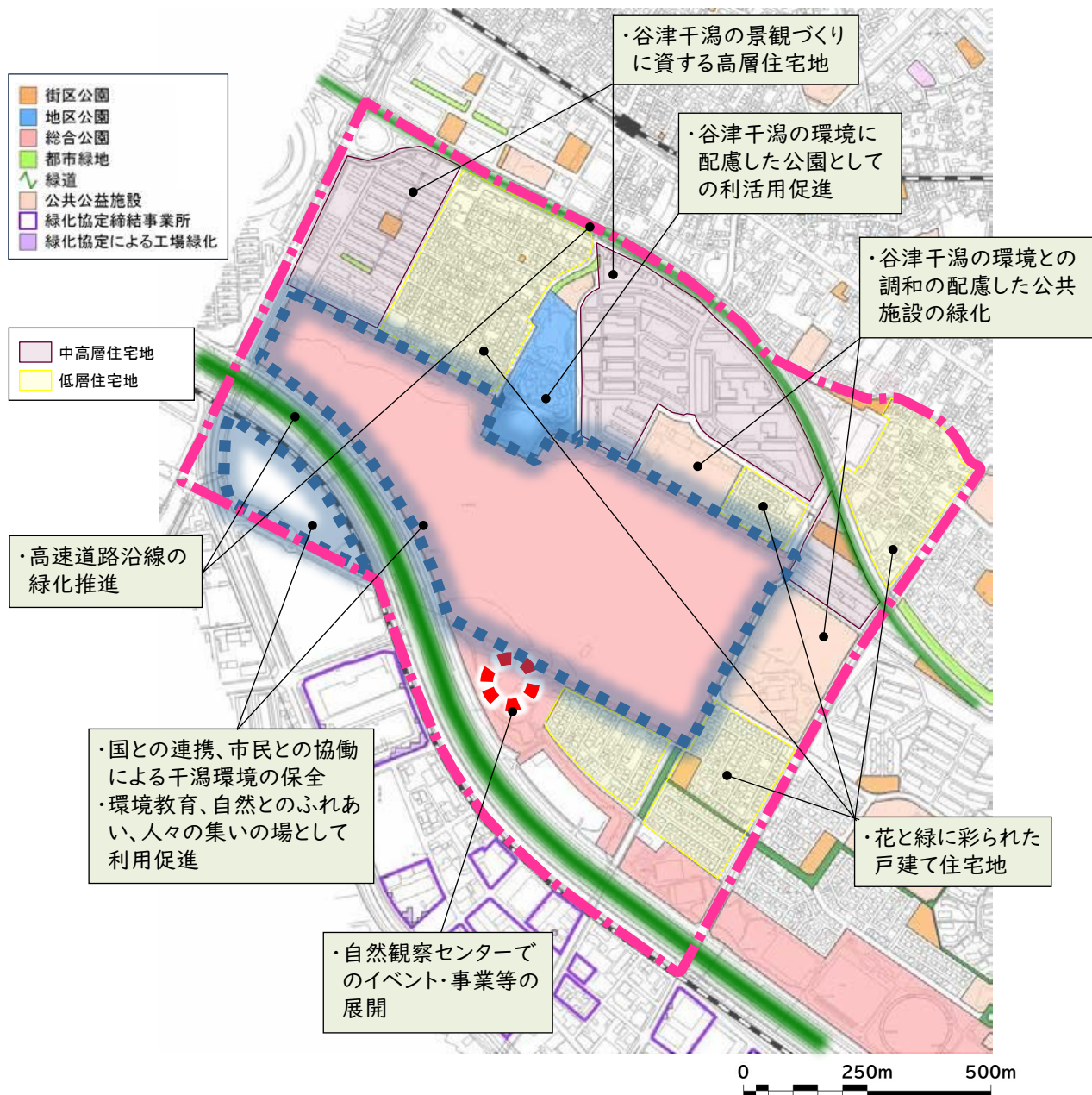
谷津干潟地区現況図



② 保全の目標と基本方針

保全の目標	多様な主体の交流・連携による干潟環境の保全・継承
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 国指定鳥獣保護区の指定継続を図るとともに、干潟を所管する国と連携し、干潟環境を保全・継承します。 ● 谷津干潟自然観察センターでのイベントや各種事業を通じて、干潟に親しむ機会の拡充を図ります。 ● 国内外の湿地を抱える自治体間での連携を図り、湿地と水鳥の保護を通じた人的交流を促進します。 ● 習志野緑地（谷津干潟公園）や谷津公園は、干潟の良好な環境に配慮しつつ、人々の憩いの場、自然観察の場としての利活用を促進します。

谷津干潟地区方針図

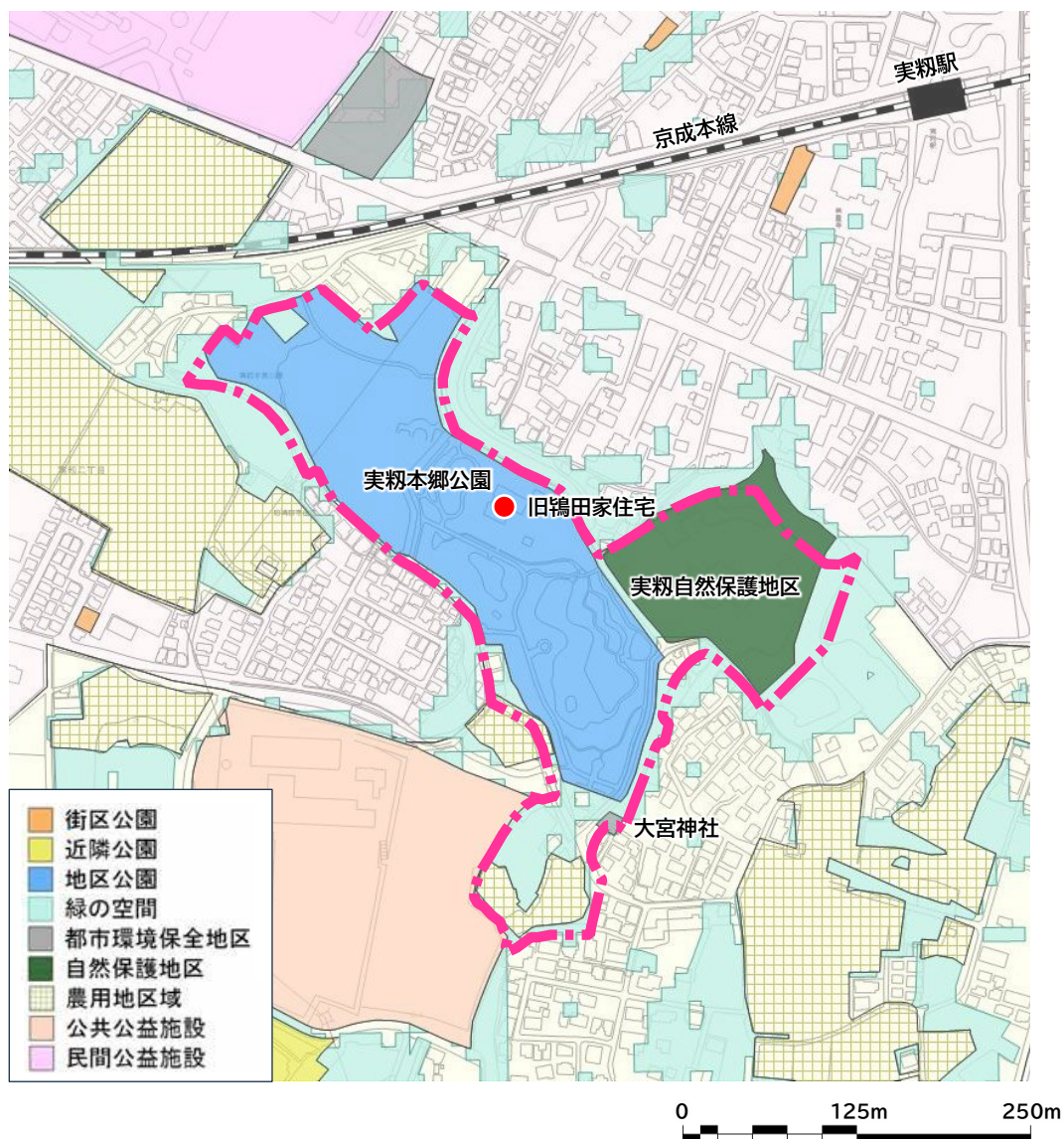


(3) 実籾地区

① 地区の現況と課題

- 地区の全域が市街化調整区域であり、実籾自然保護地区、都市環境保全地区（大宮神社）、実籾本郷公園等で構成されています。
- 実籾自然保護地区は、谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっており、四季を通じて良好な景観が望めます。また、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。
- 実籾本郷公園は、カワセミも飛来する大きな池、菖蒲田や藤棚、芝生公園等の自然のほか、多目的広場や遊具等も備えた公園であり、サクラやアジサイ等の季節の花を楽しむことができます。
- 実籾本郷公園内の旧鴛田家住宅は、南関東では珍しい「曲屋*」（まがりや）が特徴的な江戸時代中期の古民家であり、県指定有形文化財に指定されています。
- 都市環境保全地区以外にも斜面林が残されています。

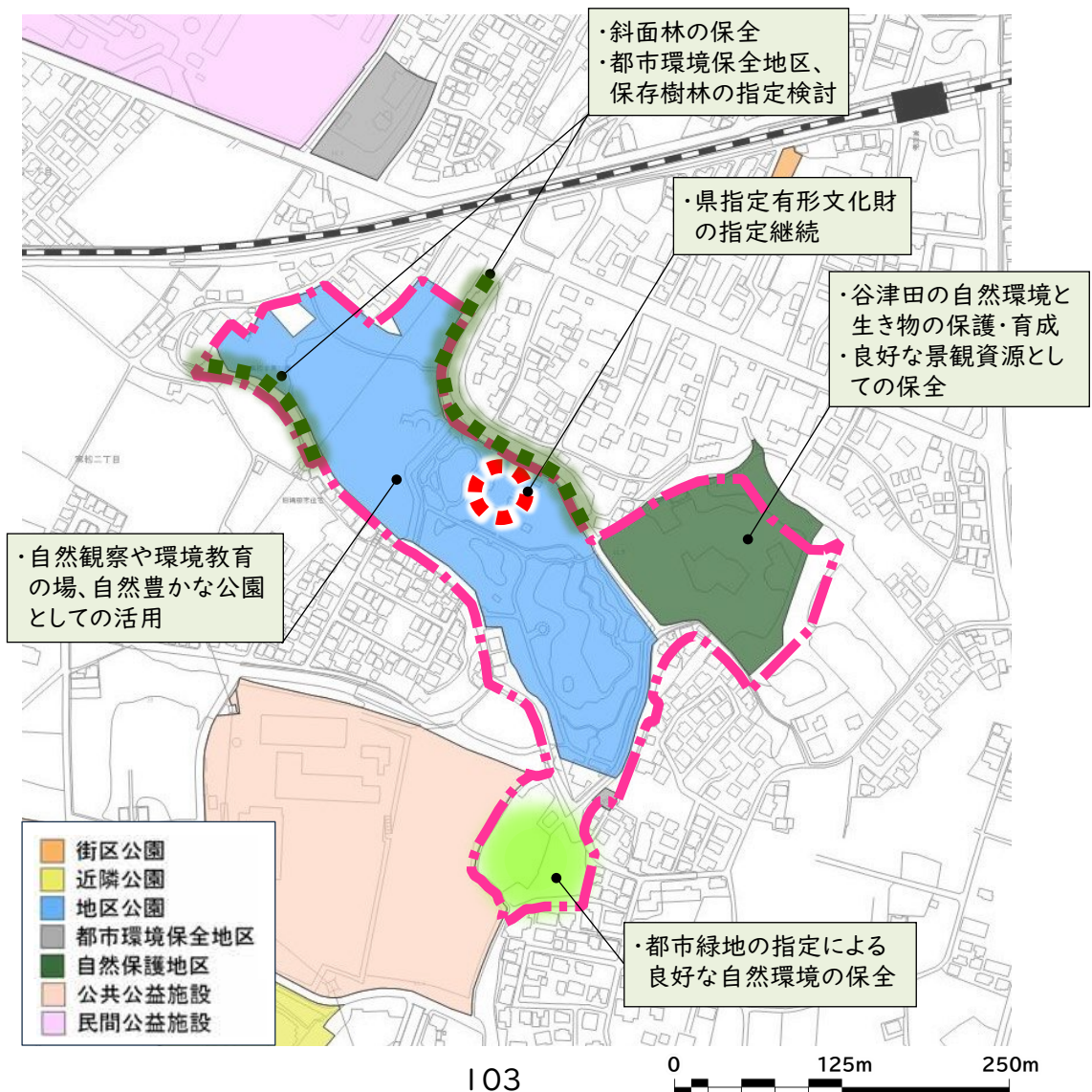
実籾地区現況図



② 保全の目標と基本方針

保全の目標	貴重な自然環境が残る習志野の原風景の保全・継承
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境や田園風景の維持・保全を図りながら、身近な自然観察や自然とのふれあいの場として、また子どもたちの環境教育の場としての活用を図ります。 ● 自然保護地区に指定されている谷津田は、貴重な自然環境と生き物の保護・育成、良好な景観資源としての保全を図ります。 ● 実籾本郷公園は、自然観察や環境教育の場、自然豊かな公園としての活用を図ります。 ● 旧鴉田家住宅は、県指定有形文化財の指定を継続し、歴史的建造物として次世代へと継承していきます。 ● 地区を縁取る斜面林については、都市環境保全地区の指定拡大や、法律に基づく保存樹林*の指定を検討します。 ● 自然保護活動団体や地域住民との連携・協働により、樹林の保存、生物の生息・生育地としての適正な管理を図ります。

実籾地区方針図

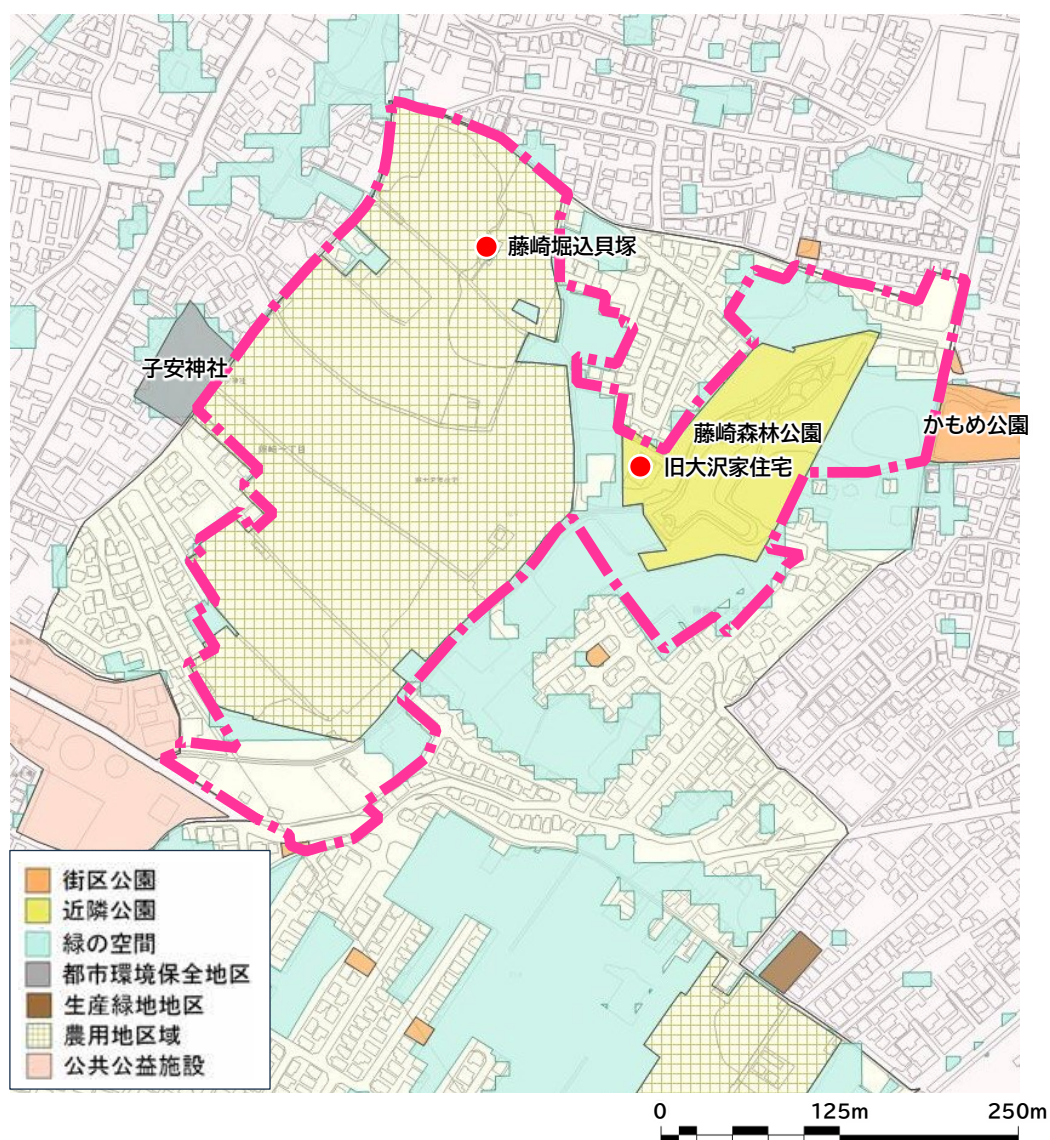


(4) 藤崎地区

① 地区の現況と課題

- 地区の全域が市街化調整区域であり、藤崎森林公園、県指定史跡の藤崎堀込貝塚、貴重な自然環境として斜面林が残されています。
- 藤崎森林公園は樹木に囲まれた公園で、サクラ、アジサイ、花菖蒲等の四季折々の花々の自然の風景が一年を通じて鑑賞できます。公園内に旧大沢家住宅が開設されているほか、園内には池の他、木曾森林鉄道の車両が展示されています。
- 藤崎堀込貝塚は、東京湾東岸に見られる典型的な馬蹄形貝塚の一つであり、都市部に残されている点で大変貴重かつ珍しい縄文貝塚として、県指定の史跡に指定されています。
- 旧大沢家住宅は、東日本で最古級の古民家であり、県指定有形文化財に指定されています。
- 隣接する子安神社は、都市環境保全地区に指定されており、名木百選に選ばれているイチョウウやタブノキが見られます。

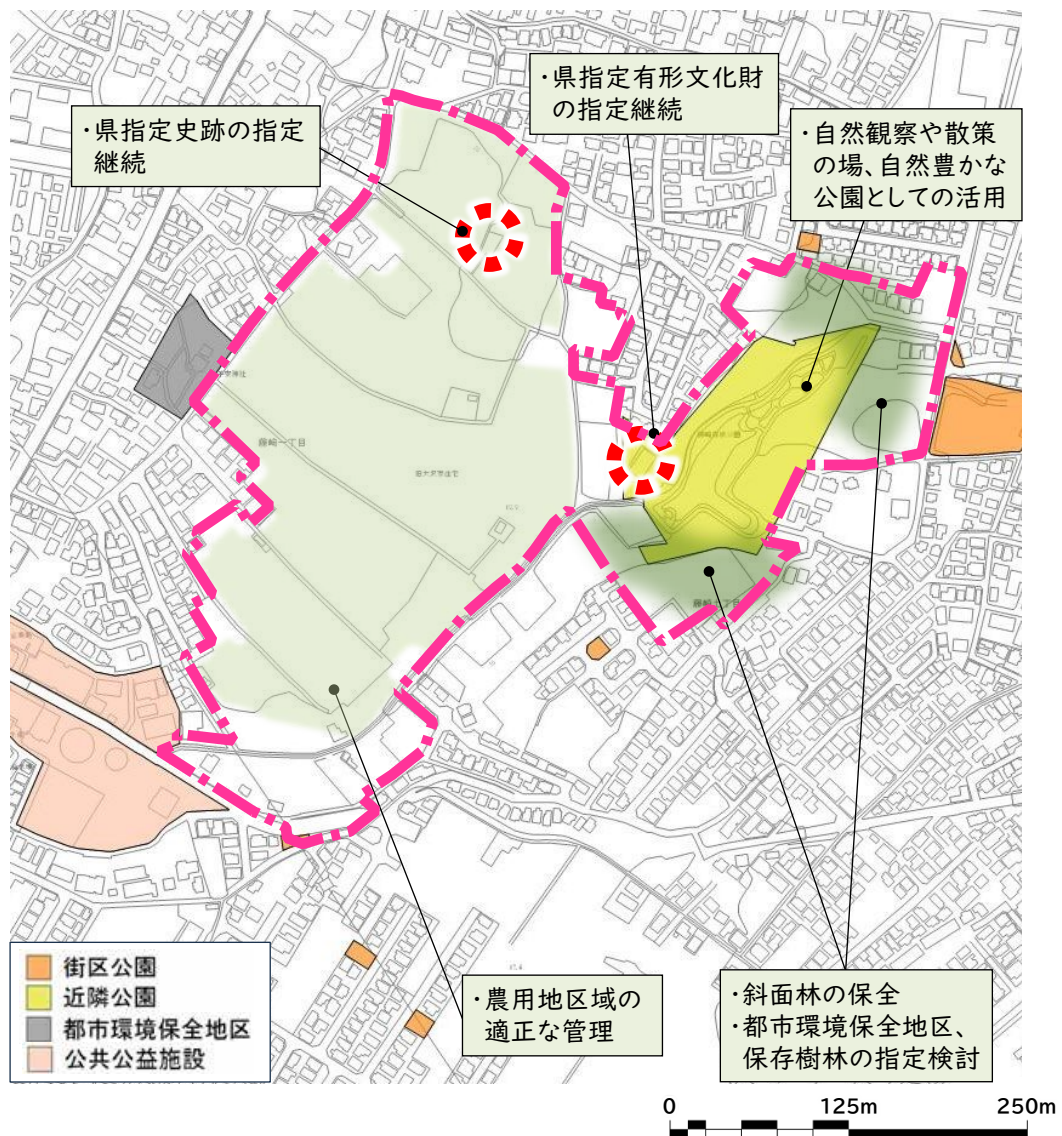
藤崎地区現況図



② 保全の目標と基本方針

保全の目標	自然や歴史とふれあえる環境の保全
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境や歴史的資産の維持・保全を図りながら、身近な自然や歴史とのふれあいの場としての活用を図ります。 ● 藤崎森林公園は、自然観察や散策の場、自然豊かな公園としての活用を図ります。 ● 藤崎堀込貝塚は、県指定史跡の指定を継続し、歴史的資産として次世代へと継承していきます。 ● 旧大沢家住宅についても、県指定有形文化財の指定を継続し、歴史的建造物として次世代へと継承していきます。 ● 地区内の斜面林については、都市環境保全地区の指定や、法律に基づく保存樹林の指定を検討します。 ● 自然保護活動団体や地域住民との連携・協働により、樹林の保存、生物の生息・生育地としての適正な管理を図ります。

藤崎地区方針図



2. 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区とは

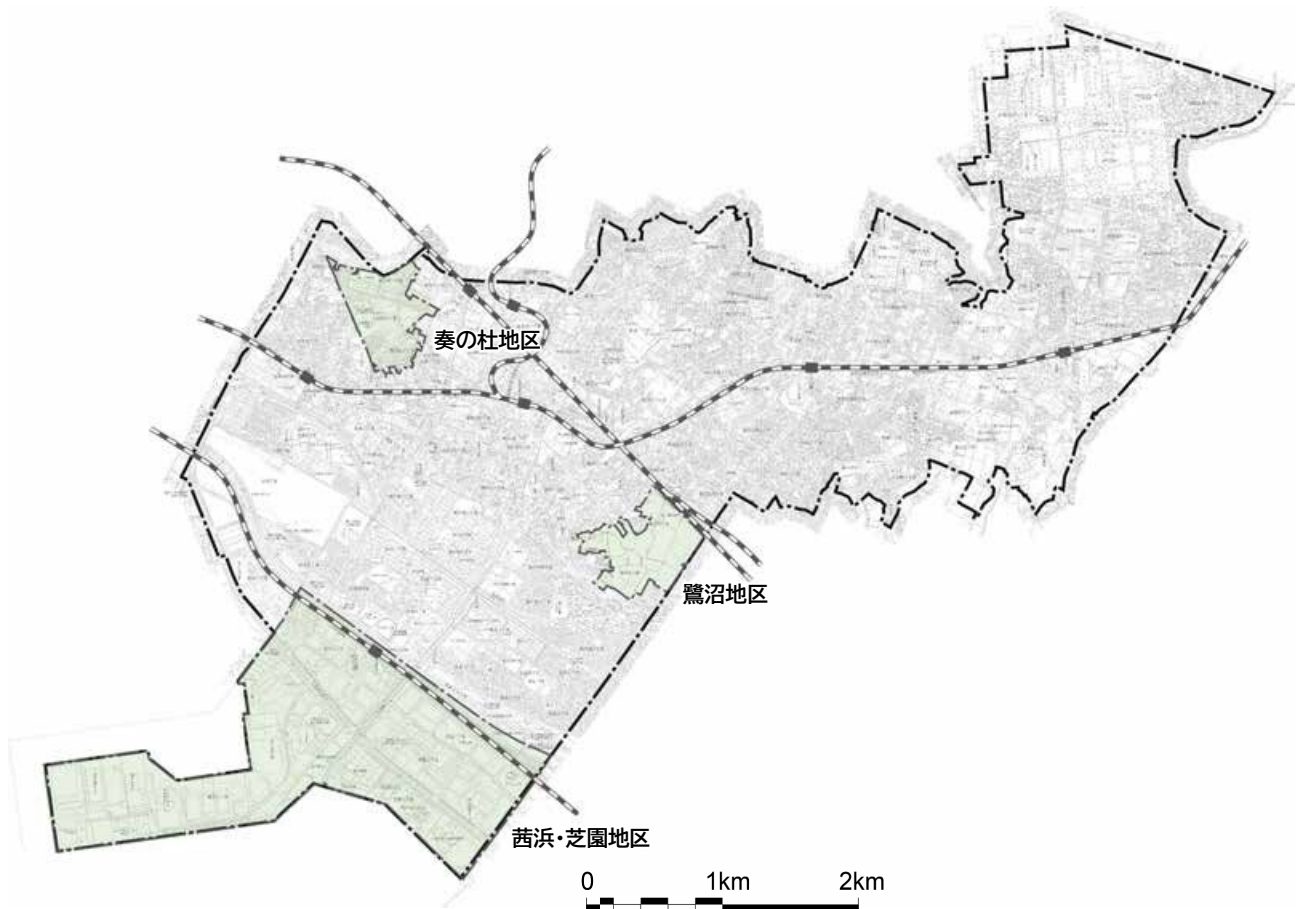
緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第10号において「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と定められています。

都市緑地法運用指針では、「駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区*など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、生態系ネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等」について定めるものとされています。

本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と調和した新市街地」に位置づけられている2つの地区および「茜浜・芝園地区」を緑化重点地区として設定します。

- ・奏の杜地区
- ・鷺沼地区
- ・茜浜・芝園地区

緑化重点地区位置図

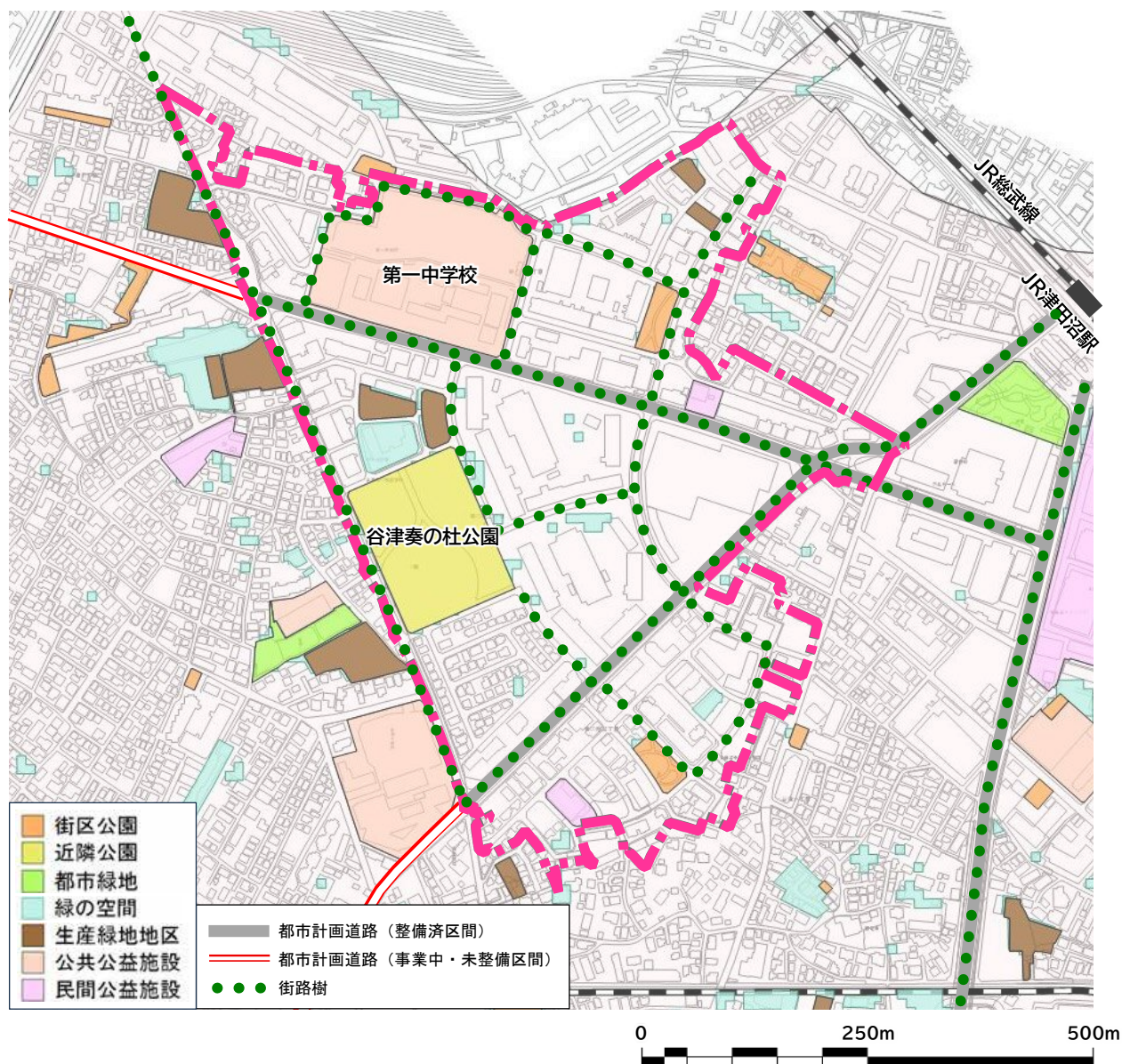


(2) 奏の杜地区

① 地区の現況と課題

- JR津田沼駅南口に隣接する本地区は、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業により、商業、サービス、住宅等の複合的な土地利用と、うるおいある都市環境と良好な都市基盤を有する市街地整備がほぼ完了しています。
- 都市計画で定めた地区計画や『JR津田沼駅周辺地区まちづくりガイドライン』に基づく、景観、環境、安全・安心に配慮した良好なまちづくりが行われています。
- 谷津奏の杜公園は、多目的広場、芝生広場、芝山の3エリアから構成されています。また、かまどベンチやマンホールトイレを備えた防災公園としても機能しており、災害発生時の一時避難場所にも指定されています。
- 地区内の都市計画道路は整備が完了しており、その沿道は街路樹により緑化されています。

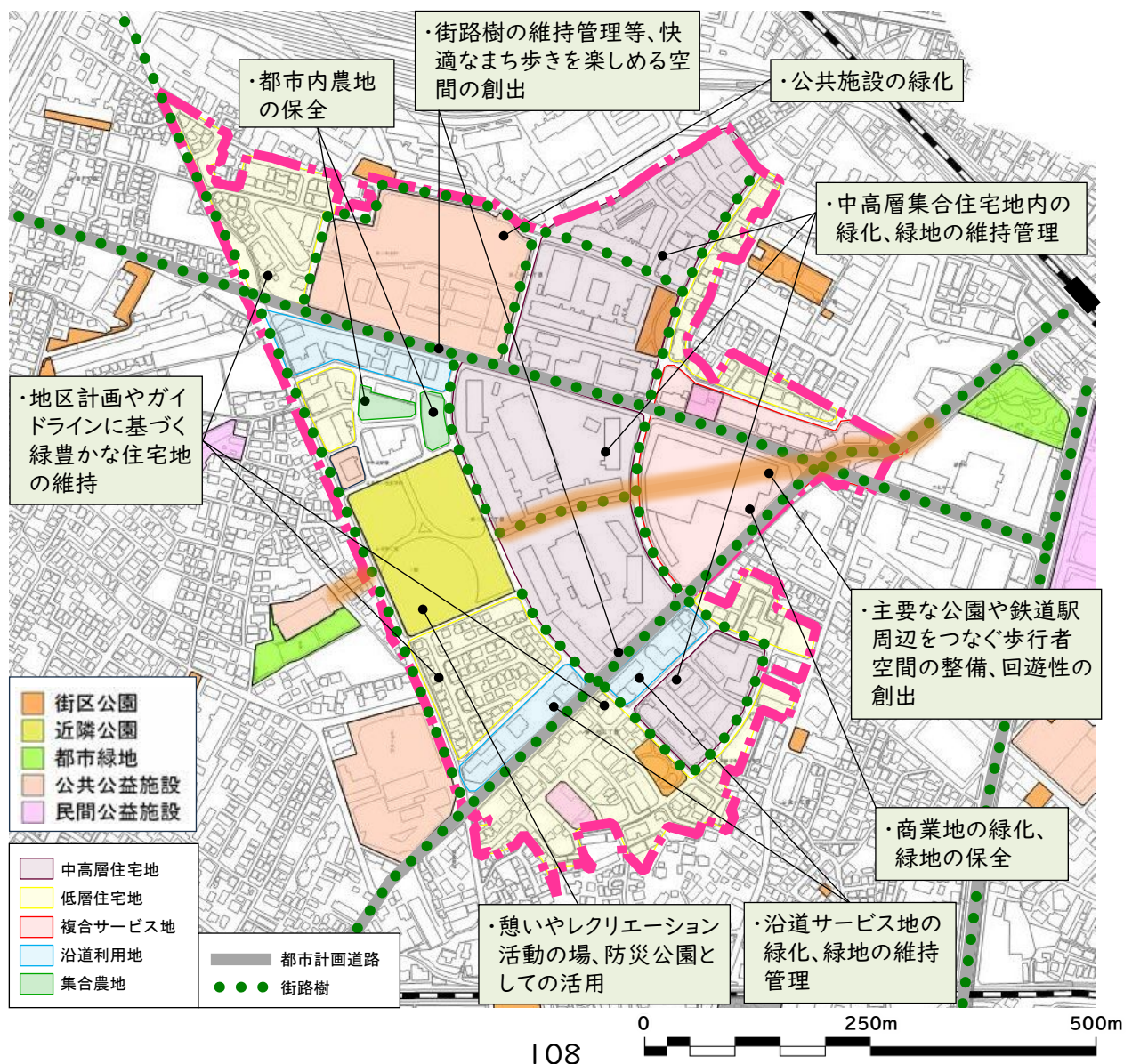
奏の杜地区現況図



② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	快適なまち歩きを楽しめる 健やかな^{とき}時間が息づくまち
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画やまちづくりガイドライン等によるエリアマネジメント*の取り組みを継続し、緑豊かで景観にも配慮したまちづくりを継承していきます。 ● 谷津奏の杜公園は、近隣住民の憩いやレクリエーション活動の場としてだけでなく、防災公園としても機能する公園としての活用を図ります。 ● 中低層住宅地および低層住宅地では、地区計画のルールに基づく緑豊かな住宅地を維持していきます。 ● 商業、業務等の施設が立地している地区では、後背の居住環境との調和に配慮しつつ、敷地内の緑化、および緑地の保全を図ります。 ● 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出を図るとともに、都市計画道路や地区内の主要な道路の沿道は、街路樹の適正な維持管理により、快適なまち歩きを楽しめる空間を創出します。 ● 周辺の住宅地との調和を図りながら、美しいまちなみを創出します。

奏の杜地区方針図

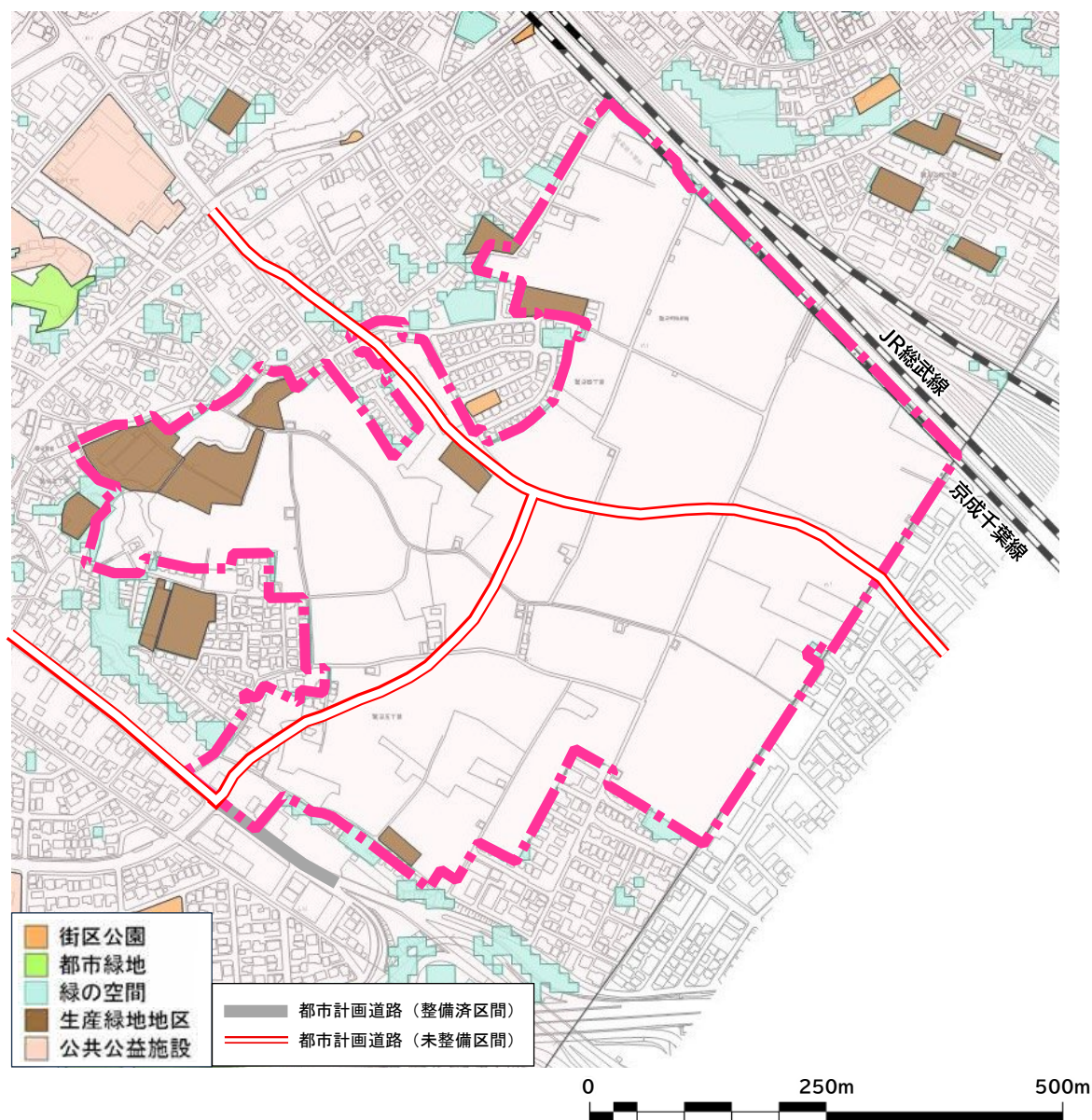


(3) 鷺沼地区

① 地区の現況と課題

- これまで市街化調整区域として地域の大半が農地として利用されていましたが、土地区画整理事業の施行に伴い、令和5(2023)年に市街化区域に編入しました。
- 幕張本郷駅に近接した地区であり、土地区画整理事業により農地との共存による緑豊かで防災機能を兼ね備えた良好な都市型住宅・商業・教育・福祉機能が複合した市街地整備が進められています。

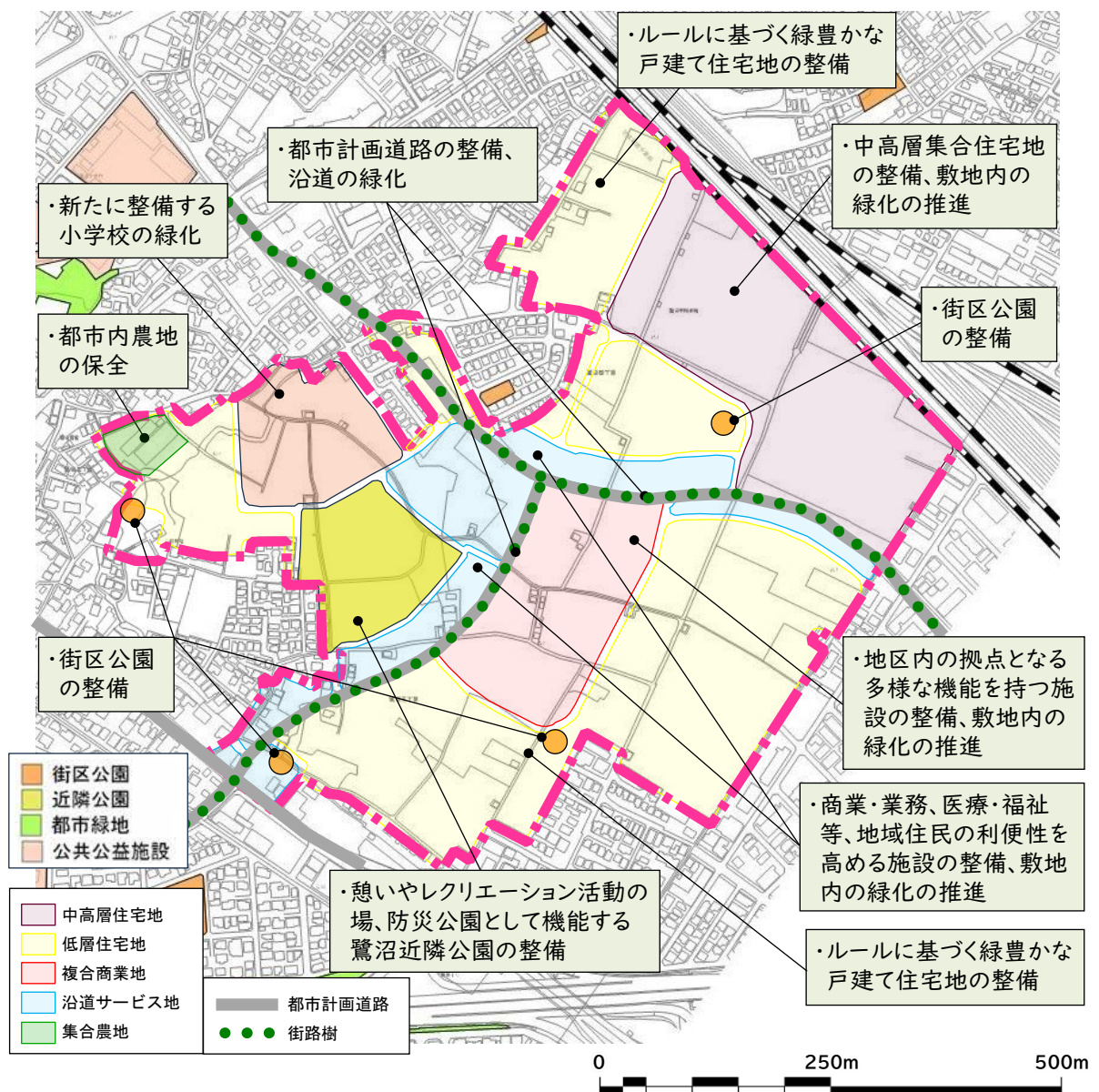
鷺沼地区現況図



② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	多様な機能が複合した 緑豊かな新市街地の形成
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画等により、緑豊かで景観にも配慮したまちづくりを推進していきます。 ● 鷺沼近隣公園は、地区内外を含む近隣住区に対応し、災害時の一時避難場所としても機能する公園としての整備を図ります。 ● 鷺沼近隣公園との機能分担や誘致距離等を考慮した街区公園、および緑地・緑道を配置し、計画的な整備を推進します。 ● 周辺市街地との調和に配慮しつつ、地区計画のルールに基づく緑化を推進し、緑豊かで魅力的な市街地景観の創出を図ります。 ● 都市計画道路や地区内の主要な道路の沿道は、沿道緑化や歩行者空間の整備により、快適で緑豊かな歩行者ネットワークの形成を図ります。

鷺沼地区方針図

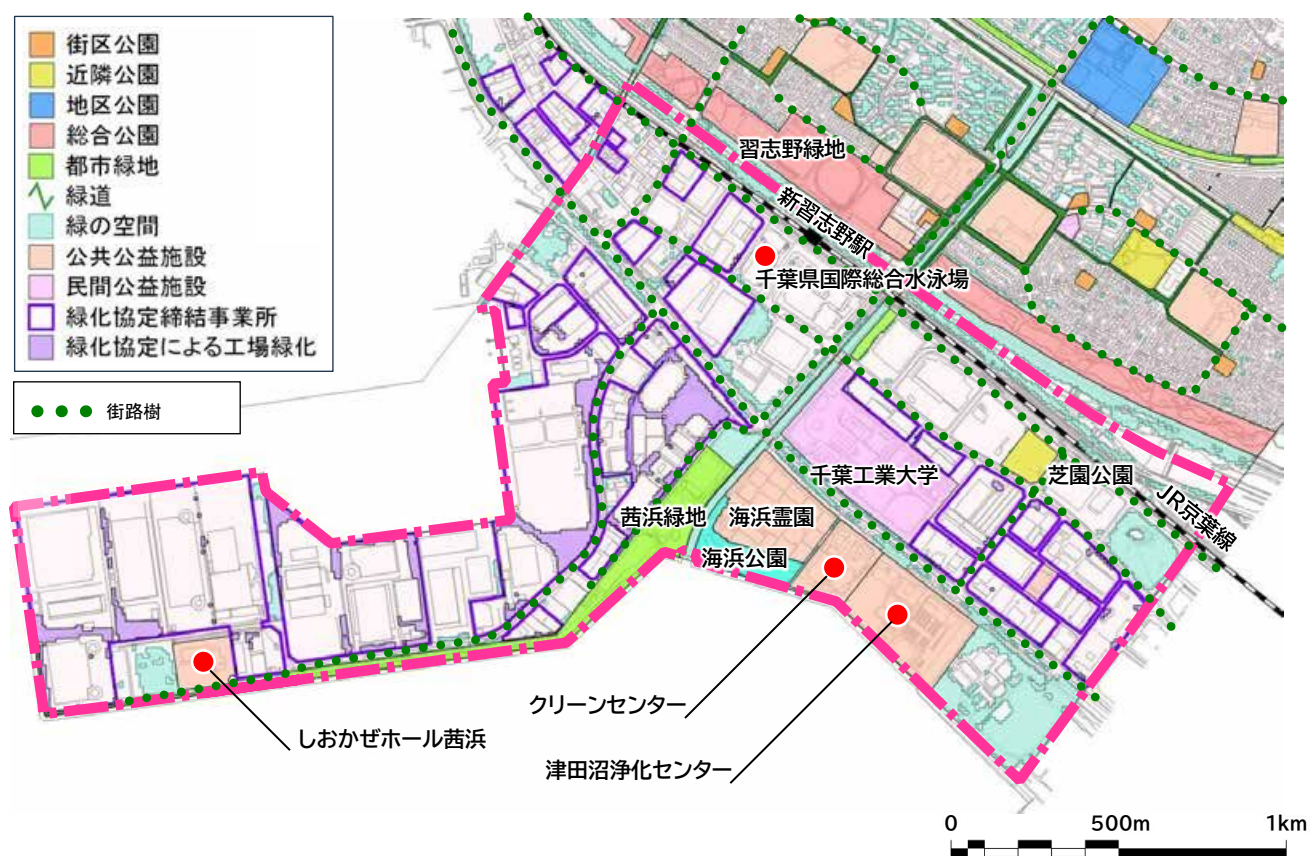


(4) 茜浜・芝園地区

① 地区の現況と課題

- 本地区は、公有水面埋立事業による都市基盤整備がなされた地域であり、地区計画により産業の振興と良好な都市景観の形成を図るとともに、「習志野市自然保護および緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協定により、計画的に緑化が図られています。
- 新習志野駅の南側には千葉県国際総合水泳場のほか、ディスカウントストアや家電量販店等の商業施設が立地している一方、北側には大規模な住宅街が広がっています。習志野市基本構想では、新習志野駅周辺は「活性化に向けた土地利用の促進を図る」重要な地区として位置づけています。
- 東京湾に面し、クリーンセンターや津田沼浄化センター等の公共施設と、茜浜緑地、海浜公園といった緑地が連続しており、茜浜緑地は国土交通省による「関東の富士見百景」に認定されています。
- 現在の芝園清掃工場については、施設の老朽化が進んでいることから、新清掃工場の建設を予定しています。
- 海辺の自然を体感できる良好な環境を維持するとともに、多様化する利用者ニーズに対応しながら、市民が親しめる環境づくりを推進していくことが必要となっています。

茜浜・芝園地区現況図



② 緑化推進の目標と基本方針

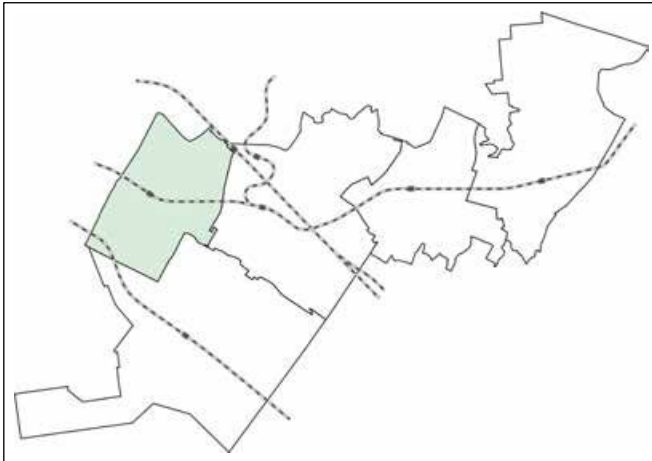
緑化の目標	海浜レクリエーション空間の環境整備と回遊性・連続性の創出
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 茜浜緑地等の海浜部では、駐車場や休憩スペースの拡充、案内サインの設置等により、海辺の自然を体感できるレクリエーション空間、良好な展望スポットとしての環境整備を図ります。 ● 地区計画や緑化協定の維持による工場・事業所内の緑化を促進するとともに、東京湾に面する公共公益施設の積極的な緑化を図ります。 ● 新習志野駅周辺は、茜浜・芝園地区の拠点として、公共施設や商業施設の緑化を推進します。 ● 茜浜緑地や緑道等を活用した緑のネットワークにより、海浜部と新習志野駅周辺を結ぶ歩行者空間の回遊性・連続性の向上を図ります。 ● 新たに建設を予定している新清掃工場は、公共公益施設としての緑化を図るとともに、隣接する海浜公園との回遊性の確保や施設内の緑地等の市民開放を検討していきます。

茜浜・芝園地区方針図



第7章 地区別の計画

1. 谷津・向山地区



谷津・向山地区は、2つのコミュニティから構成される地区です。

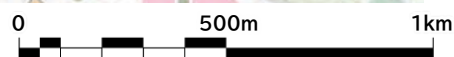
JR津田沼駅、谷津駅を拠点とする文化・教育、商業施設等が集積している地域、土地区画整理事業による市街地整備が行われた奏の杜地区、本市のシンボルである谷津干潟等から形成されています。

【緑化の目標】
 快適なまち歩きを楽しめる
 健やかな時間が息づくまち

【施策の展開】
 ・駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成
 ・駅前広場での緑の空間の魅力向上
 ・立体都市公園制度の導入の検討

【施策の展開】
 ・駅前広場での緑の空間の魅力向上

【施策の展開】
 ・干潟を所管する国が実施する保全事業への協力
 ・干潟に親しむ機会の創出と利用促進
 ・湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続



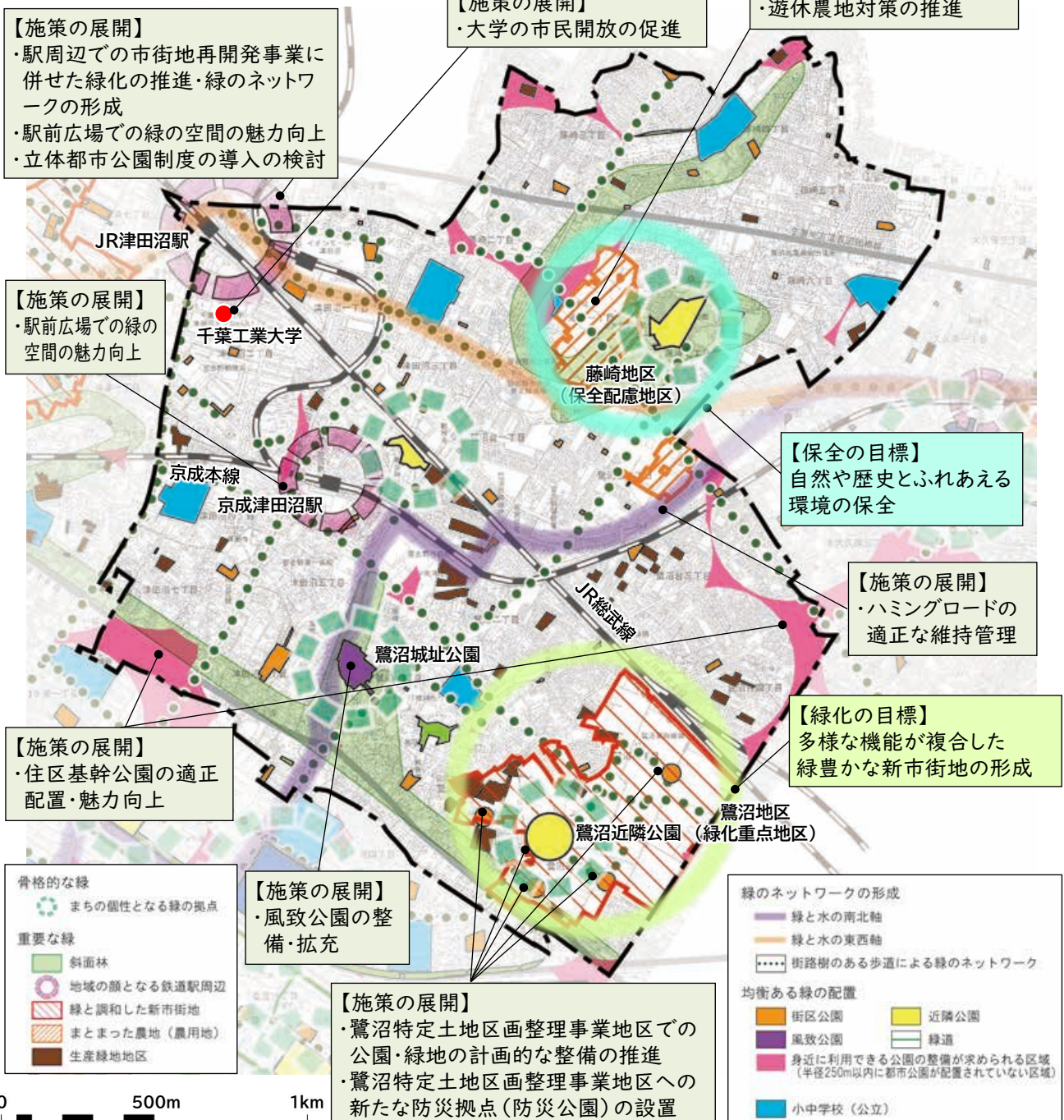
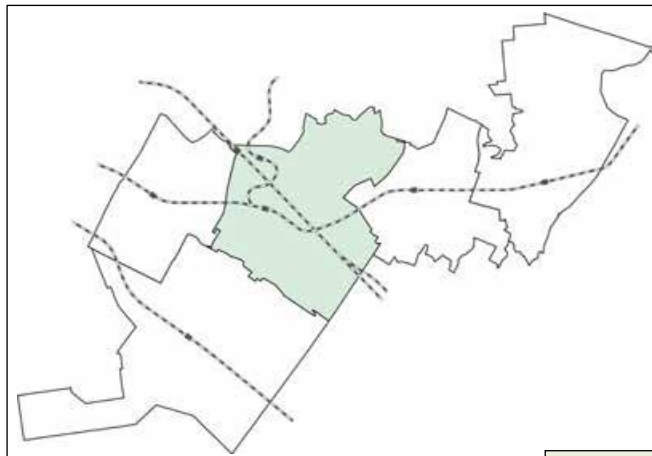
【保全の目標】
 多様な主体の交流・連携による
 干潟環境の保全・継承

<p>骨格的な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水のシンボル拠点 まちの個性となる緑の拠点 <p>重要な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面林 地域の顔となる鉄道駅周辺 緑と調和した新市街地 まとまった農地（農用地） 工場・事業所内の緑 自然保護地区 生産緑地地区 	<p>緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水の東西軸 街路樹のある歩道による緑のネットワーク <p>均衡ある緑の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 街区公園 地区公園 風致公園 身近に利用できる公園の整備が求められる区域（半径250m以内に都市公園が配置されていない区域） 小中学校（公立） 近隣公園 総合公園
--	---

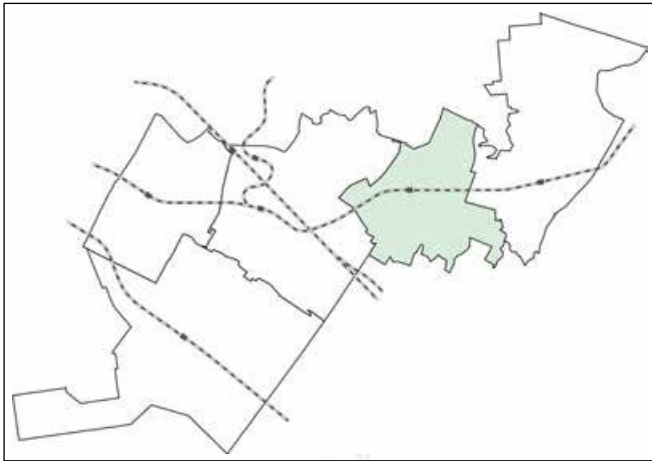
2. 藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区

藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区は、3つのコミュニティから構成される地区です。

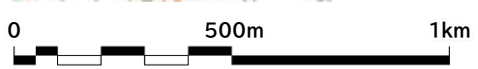
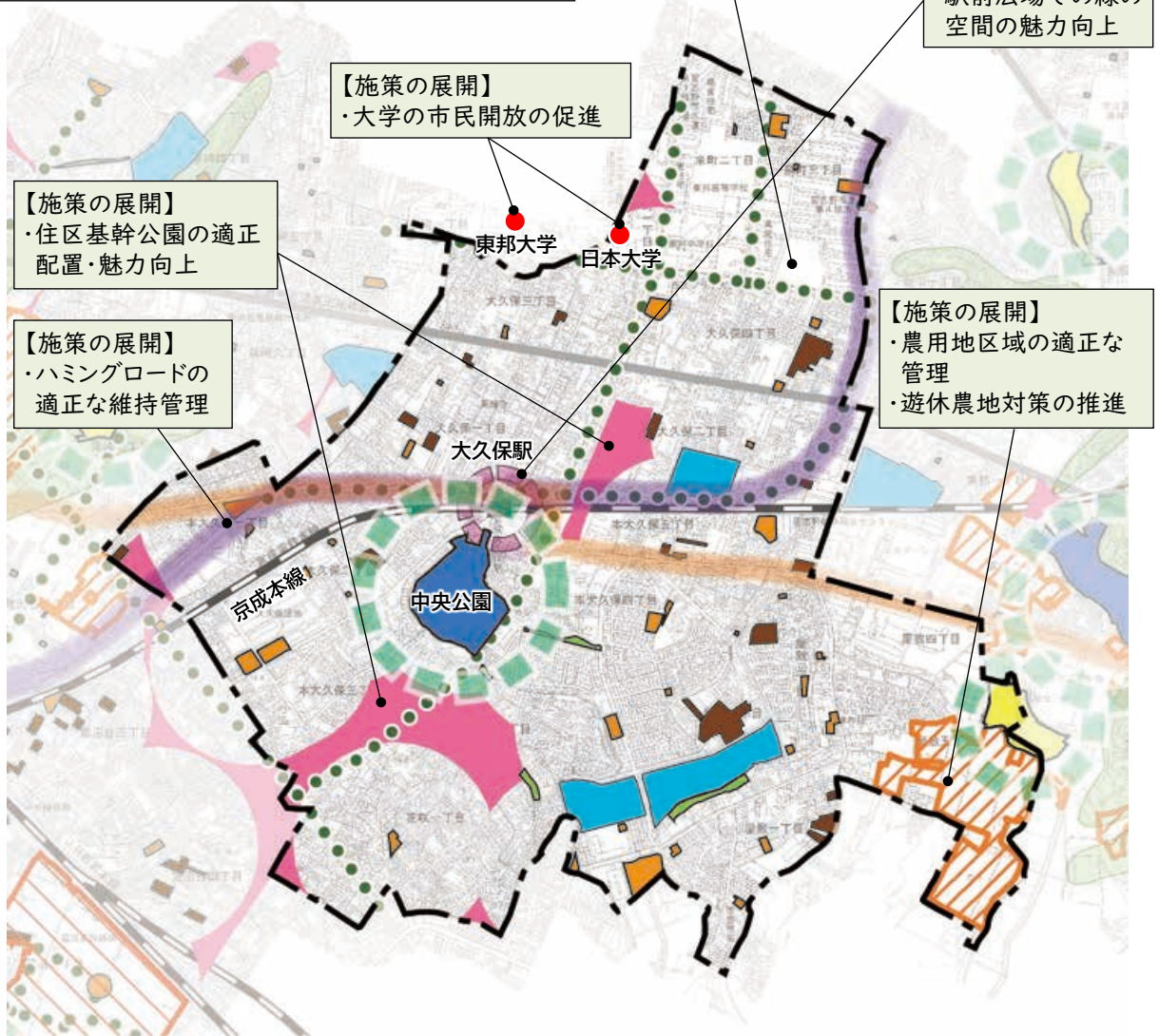
JR津田沼駅・新津田沼駅、京成津田沼駅を拠点とする行政サービス、文化・教育、商業施設等が集積している地域、藤崎森林公園周辺の良好な自然環境が残る地域、土地区画整理事業による整備が進められている鷺沼地区等から形成されています。



3. 大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区



大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区は、2つのコミュニティから構成される地区です。中央公園、大久保駅を中心として、戸建て住宅地、小中学校・高等学校等の教育施設、南東部のまとまった農地等から形成されています。

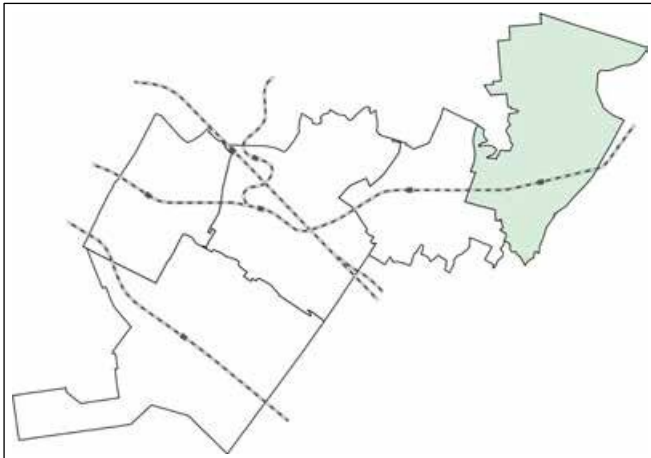


<p>骨格的な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなみの個性となる緑の拠点 <p>重要な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の顔となる鉄道駅周辺 まとまった農地（農用地） 生産緑地地区 小中学校（公立） 	<p>緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水の南北軸 緑と水の東西軸 街路樹のある歩道による緑のネットワーク <p>均衡ある緑の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 街区公園 地区公園 近隣公園 都市緑地 身近に利用できる公園の整備が求められる区域（半径250m以内に都市公園が配置されていない区域）
--	--

4. 実花・東習志野・実籾・新栄地区

実花・東習志野・実籾・新栄地区は、3つのコミュニティから構成される地区です。

実籾駅周辺の市街地、北部の工業地域、南部の実籾本郷公園周辺の良好な自然環境が残る地域等から形成されています。



【施策の展開】
・住区基幹公園の適正配置・魅力向上

【施策の展開】
・工場・事業所の緑化推進
・緑化協定の締結推進と緑地の保全

【施策の展開】
・ハミングロードの適正な維持管理

【施策の展開】
・大学の市民開放の促進

【施策の展開】
・駅前広場での緑の空間の魅力向上

【保全の目標】
貴重な自然環境が残る習志野の原風景の保全・継承

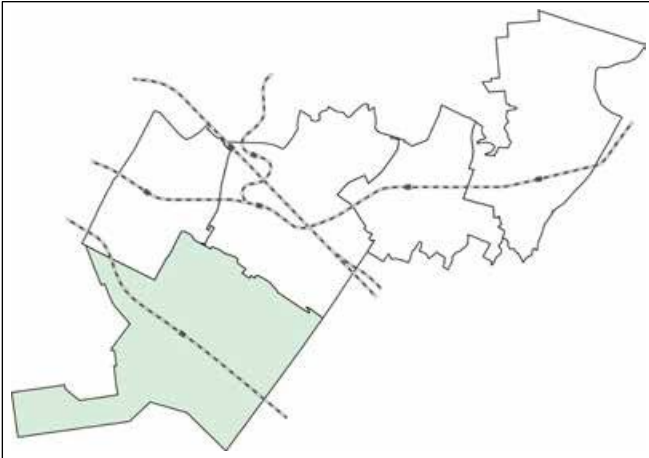
【施策の展開】
・農用地区域の適正な管理
・遊休農地対策の推進

【施策の展開】
・住区基幹公園の適正配置・魅力向上



骨格的な緑	緑のネットワークの形成
まちの個性となる緑の拠点	緑と水の南北軸
重要な緑	緑と水の東西軸
斜面林	街路樹のある歩道による緑のネットワーク
地域の顔となる鉄道駅周辺	均衡ある緑の配置
緑と調和した新市街地	街区公園
まとまった農地（農用地）	近隣公園
工場・事業所内の緑	地区公園
自然保護地区	都市緑地
生産緑地地区	身近に利用できる公園の整備が求められる区域 (半径250m以内に都市公園が配置されていない区域)
	小中学校（公立）

5. 袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区



袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区は、4つのコミュニティから構成される地区です。東京湾に面した海浜の埋立によって計画的に整備された地区であり、JR新習志野駅周辺を中心とする業務地、京葉線以南の工業地、北部の住宅地等から形成されています。

【施策の展開】
 ・干潟に親しむ機会の創出と利用促進
 ・谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発

【施策の展開】
 ・総合公園の整備・拡充
 ・秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備

【施策の展開】
 ・ハミングロードの適正な維持管理

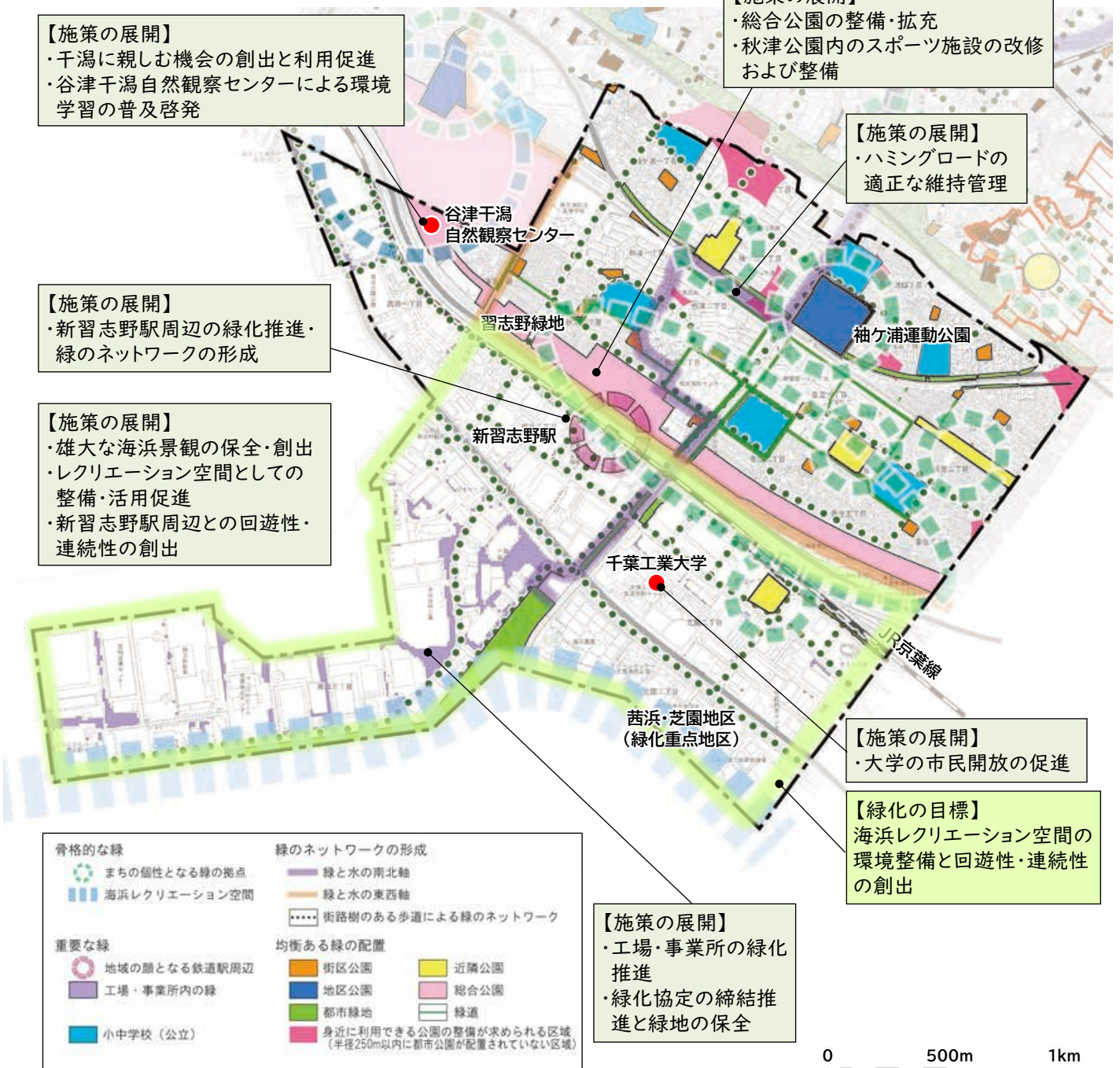
【施策の展開】
 ・新習志野駅周辺の緑化推進・緑のネットワークの形成

【施策の展開】
 ・雄大な海浜景観の保全・創出
 ・レクリエーション空間としての整備・活用促進
 ・新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出

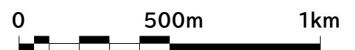
【施策の展開】
 ・大学の市民開放の促進

【緑化の目標】
 海浜レクリエーション空間の環境整備と回遊性・連続性の創出

【施策の展開】
 ・工場・事業所の緑化推進
 ・緑化協定の締結推進と緑地の保全



<p>骨格的な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> まちの個性となる緑の拠点 海浜レクリエーション空間 <p>重要な緑</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の顔となる鉄道駅周辺 工場・事業所内の緑 小中学校（公立） 	<p>緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水の南北軸 緑と水の東西軸 街路樹のある歩道による緑のネットワーク <p>均街ある緑の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 街区公園 地区公園 都市緑地 身近に利用できる公園の整備が求められる区域（半径250m以内に都市公園が配置されていない区域） 近隣公園 総合公園 緑道
---	--



6. 地区別の施策の展開のまとめ

地域の個性となる緑と水を守り、いかす

施策の推進方向	施策の展開	地区				
		谷津・向山	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷	実花・東習志野・実新・新栄	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園
(1)-1. 干潟の保全と活用	①干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	●	—	—	—	—
	②干潟に親しむ機会の創出と利用促進	●	—	—	—	●
	③湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続	●	—	—	—	—
(1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	①雄大な海浜景観の保全・創出	—	—	—	—	●
	②レクリエーション空間としての整備・活用推進	—	—	—	—	●
	③新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出	—	—	—	—	●
(1)-3. 優れた自然環境の保全と活用	①特別緑地保全地区の指定検討	●	●	●	●	●
	②自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し	●	●	●	●	●
	③身近な地域での水辺の保全	●	●	●	●	●
	④豊かな自然の保全と親しむ機会の創出	●	●	●	●	●
	⑤樹木医による樹木診断の実施	●	●	●	●	●
(1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	①文化財の指定継続と活用	●	●	●	●	●
	②社寺林の環境の保全	●	●	●	●	●
	③歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信	●	●	●	●	●
(1)-5. 農地の保全と活用	①生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用促進	●	●	●	●	●
	②農用地区域の適正な管理	—	●	●	●	—
	③市民農園の保全・活用	●	●	●	●	●
	④遊休農地対策の推進	●	●	●	●	—

●:該当 —:非該当

緑と水の拠点を彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開	地区				
		谷津・向山	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷	実花・東習志野・実籾・新栄	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園
(2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上	①住区基幹公園の適正配置・魅力向上	●	●	●	●	●
	②鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進	-	●	-	-	-
	③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり	●	●	●	●	●
	④借地公園の拡充	●	●	●	●	●
	⑤立体都市公園制度の導入の検討	●	●	-	-	-
(2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化	①ハミングロードの適正な維持管理	-	●	●	●	●
	②主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出	●	●	●	●	●
	③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化	●	●	●	●	●
(2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化	①鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置	-	●	-	-	-
	②公園緑地・河川等の防災機能の向上	●	●	●	●	●
	③幹線道路の計画的な緑化推進	●	●	●	●	●
(2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営	①PPP/PFIの拡充・導入の検討	●	●	●	●	●
	②公園・緑地での省エネルギー対策の推進	●	●	●	●	●
	③管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理	●	●	●	●	●
	④公園台帳等の整備・定期的な更新	●	●	●	●	●
	⑤公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理	●	●	●	●	●
	⑥総合公園の整備・拡充	-	-	-	-	●
	⑦秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備	-	-	-	-	●
	⑧風致公園の整備・拡充	-	●	-	-	-
	⑨地域の特色を活かした都市緑地の整備	●	●	●	●	●
	⑩多様な品種桜の整備	●	●	●	●	●
	⑪市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理	●	●	●	●	●
	⑫市の花アジサイの名所づくり	●	●	●	●	●

●:該当 -:非該当

身近な暮らしの緑をはぐくむ

施策の推進方向	施策の展開	地区				
		谷津・向山	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷	実花・東習志野・実籾・新栄	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園
(3)-1. 公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化	●	●	●	●	●
	②道路の緑化	●	●	●	●	●
	③鉄道施設の緑化の促進	●	●	●	●	●
(3)-2. 住宅地の緑化	①緑地協定制度の活用	●	●	●	●	●
	②地区計画制度の活用	●	●	●	●	●
	③住宅開発時の緑化指導	●	●	●	●	●
	④接道部の緑化や生垣化の推進	●	●	●	●	●
(3)-3. 工場・事業所等の緑化	①工場・事業所の緑化推進	—	—	—	●	●
	②緑化協定の締結推進と緑地の保全	—	—	—	●	●
	③工場・事業所・大学の市民開放の促進	—	●	●	●	●
(3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化	①花で彩られた魅力ある商店街づくり	●	●	●	●	●
	②緑化地域制度の活用	●	●	●	●	●
	③駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成	●	●	—	—	—
	④新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成	—	—	—	—	●
	⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上	●	●	●	●	—

●:該当 -:非該当

協働・連携による緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開	地区				
		谷津・向山	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷	実花・東習志野・実籾・新栄	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園
(4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	①緑を支える団体への支援	●	●	●	●	●
	②市民協働による公園の維持管理	●	●	●	●	●
	③「名木百選」事業の継続	●	●	●	●	●
	④緑のふるさと基金を活用した事業の推進	●	●	●	●	●
	⑤花いっぱい花壇づくり事業の継続	●	●	●	●	●
	⑥オープン・ガーデンの普及	●	●	●	●	●
	⑦緑の表彰制度の継続・拡充	●	●	●	●	●
	⑧緑に係る人材・団体への支援	●	●	●	●	●
	⑨市の花アジサイの緑化推進、魅力発信	●	●	●	●	●
	⑩「誕生の木」の配布	●	●	●	●	●
(4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実	①広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信	●	●	●	●	●
	②緑と公園のホームページの充実	●	●	●	●	●
(4)-3. 環境学習の推進	①学校での環境教育の支援	●	●	●	●	●
	②谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発	—	—	—	—	●
	③公民館での環境に係る講座の実施	●	●	●	●	●
(4)-4. 緑と水の計画・調査・研究	①緑の基本計画の策定・改訂	●	●	●	●	●
	②緑の現況調査の定期的実施	●	●	●	●	●
	③景観計画の策定等、景観まちづくりの推進	●	●	●	●	●
	④公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	●	●	●	●	●
	⑤教育機関や市民ボランティアとの連携	●	●	●	●	●

●:該当

—:非該当

參考資料

参考-1.用語の解説

【あ行】

青潮	富栄養化の結果として海水が青色ないし白濁色を呈する現象。
赤潮	海水中の微生物(プランクトン)が異常発生することで水の色が変化する現象。
一時避難場所	地域において災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合に、延焼火災等から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所(屋外)であり、本市では公園や学校のグラウンド等、47か所を指定。
インクルーシブ	「すべてを含んでいる、包括的」という意味であり、インクルーシブな遊具とは、車いすに乗ったまま利用できる遊具など、障がいの有無や年齢などで利用者が限定されることのない、みんなが楽しめる遊具を指す。
ウォーターフロント	海・川・湖等に面する水際の地帯。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。
オープン・ガーデン	個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動。

【か行】

回遊性	買い物客や観光客が店舗や商店街、都市内の複数の拠点を巡り歩くこと。
環境基本法	環境の保全に関する基本的な方針を定めるために制定された法律であり、環境の現状と将来世代への影響を考慮しながら、環境の保全と良好な環境の創出を目的としている。
環境負荷	人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。(市条例)
協働	同じ目的のために、協力して取り組むこと。
グリーンインフラ	安全・安心な国土形成、適正な管理、生活の質の向上、持続可能な社会の形成等の課題に、自然環境が有する機能(景観形成、生物の生息・生育、浸水対応、健康・レクリエーションの場、延焼防止、温暖化の緩和等)を活用して解決を図る取り組み。
景観行政団体	景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図る等、景観行政を担う自治体のことであり、市町村が景観行政団体となるためには知事との協議が必要となる。
景観計画	良好な景観の保全・形成に関する計画であり、景観法に基づいて景観行政団体が定める。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るために制定された我が国で初めての景観についての総合的な法律。
原風景	ある場所や地域について、昔からあった又はそう考えられている典型的な風景や光景。とりわけ、人の記憶に残るような印象深い情景を指す。
公園マネジメント	国や地方自治体等の行政だけでなく、そこに住む住民、そして公園管理のノウハウを持つ企業が連携して、公園を運営していくという考え方。
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
公募設置管理制度(Park-PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。(平成29(2017)年6月創設)

【さ行】

シェードガーデン	強い日差しを遮った場所に作る魅力的な庭や花壇のこと。
市街化区域	都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づいて設定される、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
施設緑地	都市公園の他、都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設として、公共施設緑地と民間施設緑地に区分される。
自然保護地区	樹林、草地、水面等の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区。(市条例)
市町村の都市計画に関する基本方針(都市マスタープラン)	住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の意向を反映させながら策定する都市づくりの総合的な指針。
シティセールス	自治体がまちの特色や魅力等を市内外に宣伝し、売り込むことによって人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。
指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人や団体に公の施設の管理を代行させる制度。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜等の栽培を行うことができるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。
借地公園	公園が不足する地域にレクリエーションの空間を確保するため、行政が土地所有者から土地を借り受けて、公園を整備する制度。
住区基幹公園	近隣住区内の住民の日常的な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
生産緑地(地区)	緑地機能及び多目的保留地機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める地区。
成果指標	目標達成度を測るための具体的な数値や基準のことであり、施策の結果、目的と照らし合わせてどのような成果があったのかを示すもの。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物等、地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

【た行】

耐震性貯水槽	災害時の飲み水を貯めるため、水道管の途中に設置している貯水槽で、通常は水道管の一部として水が流れているが、地震発生時には緊急遮断弁が作動し、貯水槽内に水を確保する。
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。
地域防災計画	災害対策基本法に基づいて、習志野市防災会議が作成する計画。 市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者が、その有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
地区計画	一体的に整備・保全を図るべき地区に対して、都市施設の整備、建物の建築等に関する事項を総合的に定め、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する制度。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を目的として、狩猟を禁止し、鳥獣が生息できる環境を保全するために指定された区域であり、環境大臣または都道府県知事が指定。
底質	河川、湖沼、海洋、水路等の水域において、水底を構成している表層のこと。
底生生物	水底に生息する生物の総称。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもの。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の制限等により、現状凍結的に保全を図る地区。
都市環境保全地区	市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区。(市条例)
都市基幹公園	市町村に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースとして、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園、運動公園に区分される。
都市計画区域	行政区域にこだわることなく、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都道府県が指定するもの。本市では、行政区域全体が習志野都市計画区域に指定されている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点より都市の将来像を明確にし、その実現へ向けての道筋を明らかにしたものであり、知事が定める。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序

	ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
都市公園	都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に大規模公園、国営公園を含めたもの。
都市公園等	都市公園法の第2条において定義される都市公園に、公共施設緑地を加えたもの。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定する。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可、建築物の構造規制等が行われる。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定する。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な行】

二級河川	一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川として、都道府県知事が指定した河川のこと。
ネットワーク	網状の組織。緑と水のネットワークは、都市の構造を構成する緑や水辺等を連結することで、相互の機能の向上が期待される。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
農用地区域	農業振興地域内で、農業利用を確保すべき土地として指定された区域であり、農業に関する公共投資が重点的に行われる。

【は行】

ハミングロード	本市の東習志野から市役所周辺を經由し茜浜までを縦断する全長約 12km の自転車・歩行者専用の道路であり、四季折々の風景を楽しみながら散策できるため、市民のウォーキングやサイクリングに活用されている。「マラソン道路」「サイクリング道路」「袖ヶ浦遊歩道」等、エリアによって異なる名称がつけられており、「ハミングさくらまつり」等のイベントも行われている。。昭和 51 (1976) 年に愛称を募集し、「自然にハミングしたくなるような楽しい道と、歩く人のはずむ心が表現されている、明るく、呼びやすい名である」ことから、「ハミングロード」に決定した。
ヒートアイランド現象	地表面が人工的構造物に覆われることによる緑被地の減少や、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等を原因として起こる、都市部が郊外に比べて気温が高くなって等温線が島状になる現象。
ビオトープ	「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。
風致地区	風致とは、自然の景色等のおもむきや味わいを意味し、風致地区とは都市計画法に基づき定められた地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる地区。
プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれ、子どもたちが自由な発想で遊び、自ら遊びを作り上げていく場所であり、一般的な遊具が少なく、子どもたちが自分の「やってみたい」ことを実現できるのが特徴。常駐のプレーリーダー(大人)がいて、子どもの「遊び」を支援するとともに、プレーパークの安全管理を行う。本市では、中央公園や香澄公園で実施している。
閉鎖性水域	湖沼・内湾・内海等、水の出入りが少ない水域のこと。
防災公園	災害発生時に地域の人々の命を守るために防災拠点としての役割を担う公園のこと。
保全配慮地区	緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。
保存樹木	「自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市街地の美観風致を維持するため保護することが必要と認められる樹木について指定するもの。
保存樹林	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木または樹林のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定するもの。

【ま行】

曲屋（まがりや）	日本の伝統的家屋（民家）の建築様式の一つで、L字型平面形をもつ農村家屋。
マルチパートナーシップ	市民と行政に加えて、民間企業・大学等、多様な主体が連携・協働すること。
緑に関するアンケート	計画策定に伴い、市民の皆様の本市の緑に関するご意見を伺い、市民の意識から見た課題を整理するとともに、今後の緑に関する施策に反映させることを目的として、令和6年4月から6月に実施。
緑の基本方針	都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもの。
緑の広域計画	都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして緑の基本方針に基づいて策定されるもの。
緑の基本計画	各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定するもの。策定にあたっては、緑の基本方針に基づくとともに、緑の広域計画についても勘案する必要がある。

【や行】

谷津田	谷津地形の低湿地に設けられている田んぼ。
谷津地形	平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形。
湧水	地中から水が自然にわき出ること。また、その水。都市部では開発によって枯渇が進み、美しい水資源として湧水地の保全が求められている。
遊休農地	農地法上の用語であり、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。
誘致圏	各公園の利用を想定する範囲であり、街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m、地区公園は半径 1kmと定められている。
用途地域	計画的な市街地を形成するために、用途に応じて 13 地域に分けられたエリアのことであり、用途地域の種別により建てられる建物等の種類や大きさ等が制限されている。

【ら行】

ラムサール条約	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて 1971 年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼びかけている。
ランドマーク	ある場所や地域を象徴する、目印となる特徴的な事物や建造物のこと。地理的な目印としてだけでなく、歴史的・文化的に重要な意味を持つ場合もある。
立体都市公園制度	都市部における公園用地の不足や土地利用ニーズの多様化に対応するために導入された制度であり、公園区域を立体的に限定することで、公園の上下空間を他の用途に活用でき、都市部の土地利用効率の向上を図るもの。
立地適正化計画	持続可能な都市構造を目指すためのマスタープランであり、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために、市町村が必要に応じて策定するもの。
リノベーション	一般的なりノベーションとは、既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えることであり、公園のリノベーションとは、既存の公園を改修し、その機能や魅力を向上させること。
緑地協定	都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。
緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社等の団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。（平成 29（2017）年の都市緑地法改正で創設）
緑化地域制度	緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける制度。
緑化重点地区	緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。
緑化協定	おおむね 1,000 ㎡以上の敷地を有する工場を対象として、市と事業者により締結する緑化に関する協定のこと。

【アルファベット・数字】

DX	「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す。
PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を市と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や PFI (Private Finance Initiative) 等の様々な方式がある。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略であり、平成 27 (2015) 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 17 の国際目標。169 の達成基準と 232 の指標が決められている。
well-being (幸福度)	Well (よい) と Being (状態) が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた幸福を感じる状態を表す概念。

参考-2. 策定の経過

年度	年月日	会議名等	摘要
令和6年度 (2024年度)	4月～6月	緑に関するアンケート	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民(18歳以上 3,000人) ・事業所(789事業所) ・小学生(谷津南小・大久保小・東習志野小) ・中学生(第三中・第六中) ・高校生(習志野高等学校)
	10月17日	令和6年度 第1回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・全体スケジュール等
	10月22日	第1回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・全体スケジュール等
	2月10日	第2回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の数値目標の達成状況 ・緑に関する課題 ・基本理念や緑の将来像 ・施策の推進方向等
	3月21日	令和6年度 第2回環境審議会	緑の基本計画策定にかかる進捗について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の数値目標の達成状況 ・緑に関する課題 ・基本理念や緑の将来像 ・施策の推進方向等
令和7年度 (2025年度)	6月24日	第3回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置方針や具体的な施策 ・保全配慮地区や緑化重点地区等
	7月28日	令和7年度 第1回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置方針や具体的な施策 ・保全配慮地区や緑化重点地区等
	9月24日	令和7年度 第2回環境審議会	緑の基本計画策定について(諮問) <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画(素案)
	11月1日～ 11月30日	パブリックコメント	習志野市緑の基本計画(案)
	3月18日	令和7年度 第3回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・最終案の報告

参考-3. 習志野市環境審議会委員名簿(令和7(2025)年9月現在)

(敬称略)

委嘱区分	氏名	役職等
市議会議員	○ 田中 真太郎	市議会議員
	金井 宏志	市議会議員
	荒原 ちえみ	市議会議員
学識経験者	◎ 朝倉 暁生	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 教授
	村上 和仁	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	小田 僚子	千葉工業大学創造工学部 都市環境工学科 教授
	今野 大輝	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 准教授
	武村 武	日本大学生産工学部 環境安全工学科 教授
	佐藤 克己	日本大学生産工学部 土木工学科 教授
その他市長が必要と認めた者	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
	吉田 文雄	習志野市連合町会連絡協議会
	桜丘 けい子	習志野商工会議所 女性会 会長
	梓澤 キヨ子	習志野商工会議所 女性会
	渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合 理事
	有田 和實	NPO法人 樹の生命を守る会 樹木医
	香取 裕子	公募委員
	三浦 由久	公募委員
	古月 美恵	公募委員

◎:会長 ○:副会長

習志野市緑の基本計画

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市

編集：都市環境部 公園緑地課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>



茜浜緑道から見るダイヤモンド富士